

令和8年7月30日
北区健康づくり推進協議会
健康部健康政策課

「北区ヘルシータウン21（第三次）」の進捗状況について

1. 経過

人生100年時代の新たな健康課題や社会環境の変化等に対応した健康づくりを進めるため、令和6年3月に「北区ヘルシータウン21（第三次）」を策定した。現在、この計画に基づき、令和6年度から15年度までの10年間、健康づくりに関する各施策を推進している。今回は、2年目にあたる令和7年度の実績を報告する。

2. 位置付け

本計画は、健康増進法に定める「市町村健康増進計画」、食育基本法に定める「食育推進計画」、及び自殺対策基本法に定める「市町村自殺対策計画」として位置付けている。

また、国の健康づくり計画「健康日本21（第三次）」や母子保健の国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の視点を加えている。さらに、「北区基本計画2024」や「北区地域保健福祉計画」を踏まえ、区の関連計画（地域包括ケア推進計画、子ども・子育て支援総合計画、障害者計画など）との整合も図っている。推進にあたっては、地域・学校・産業・保健医療などの関係機関と連携し、行政と区民が協働で取り組んでいる。

3. 体系

（1）基本目標

「すべての世代が輝くまち北区～人生100年時代の健康づくり～」

（2）基本方針

- ① 自ら取り組むところと体の健康づくり
- ② 地域で取り組み健康づくり
- ③ 健康を支える仕組みづくり

（3）施策の分野

「健康増進」、「疾病対策」、「親子の健康」、「こころの健康」の4つの施策分野で構成し、総合的に健康づくりを推進する。

(4) 重点的な取組み

国や都の動向、区の現状から見えてきた課題を解決するために、以下の項目について重点的に取り組んでいく。

分野 1 健康増進

- ・野菜摂取量の増加に向けた食育推進（北区マイベジプロジェクト）
- ・乳幼児健康診査
- ・健康づくり総合アプリ「あるきた」を活かした健康づくり
- ・（仮称）北区健康づくり推進条例の制定検討
- ・予防接種
- ・ソーシャルキャピタルを活かした健康づくりの推進

分野 2 疾病対策

- ・受診勧奨（特定健康診査・各がん検診・がん検診精密検査）
- ・後期高齢者健康診査
- ・乳幼児健康診査
- ・北区地域医療会議の開催
- ・在宅医療を学ぶ場づくりへの支援
- ・訪問看護師の人材育成・確保及び事業所支援
- ・がん検診を受けやすい体制づくり

分野 3 親子の健康

- ・妊産婦健康診査
- ・きたハピ子育てあんしんステーション（こども家庭センター）事業
（はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接）
- ・赤ちゃん訪問（新生児訪問）、妊産婦訪問
- ・産後デイケア事業・産後ショートステイ事業
- ・予防接種
- ・乳幼児健康診査

分野 4 こころの健康

- ・オンラインを活用した相談支援「北区子ども相談ポスト」
- ・いのち支える北区版セーフティネットの整備

「北区ヘルシータウン21(第三次)」進捗状況報告書

【分野1】健康増進

基本施策(1)健康的な生活習慣の実践

①栄養・食生活

資料2

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
1		★	野菜摂取量の増加に向けた食育推進 (東京北区マイベジプロジェクト)	バランスの良い食事に加えて、野菜の摂取量を増やすため、区と関係団体、企業が共同で取組みます。	①味の素株式会社 ・メニュー紹介リーフレット2種作成・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシピカード4種作成、量販店での掲示・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー赤羽店、ヨークフーズ王子店、イオンスタイル赤羽 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシピカード等の設置	①維持・推進	①味の素株式会社 ・メニューブックの作成・配付 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシピカードの作成、量販店での掲示・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー他 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシピカード等の設置	健康政策課
2	再掲	★	乳幼児健康診査	①健康診査、保健指導等を行います。乳幼児の発育・発達状況に応じて、児童発達支援センターにつなげます。 ②むし歯、歯列不正の早期発見やかかりつけ歯科医への受診勧奨をします。	①3～4か月児健康診査 2,419人 6～7か月児健康診査 2,349人 9～10か月児健康診査 2,263人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人 ②1歳6か月児歯科健診 70回 2,312人 3歳児歯科健診 70回 2,239人	②拡充	受診時において、今後も母子が安全に受診できる環境を確保しながら実施していく。4月から直営で5歳児健診を、10月から公費負担による1か月児健診を開始。	保健サービス課
3	再掲		食育講座	食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な食育事業を行います。	【親子クッキング教室】 9回 271名 【児童館派遣講座】 39回 944名 【食育体験教室「理科で食育」】 6回 190名	①維持・推進	【親子クッキング教室】 年9回 開催予定 【児童館派遣講座】 年50回程度 開催予定 【食育体験教室「理科で食育」】 年6回 開催予定	健康政策課
4	再掲		北区みんなで楽しむ食育フェア (食育講演会等を含む)	食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な関係機関協力のもと開催します。	【食育フェア】 1,176名参加 【食彩親子クッキング教室】 14組 28名参加 【食育講演会】 1回 54名参加	①維持・推進	令和8年度も食育フェア及び関連事業の親子クッキング教室、食育講演会を開催予定	健康政策課
5			健康づくり推進店	外食やお弁当・お惣菜などの栄養に関する情報を提供しているお店を「健康づくり推進店」として登録します。	登録店実数 141店舗 ヘルシーメニュー 73店舗 シニア元氣メニュー 37店舗 野菜たっぷりメニュー 95店舗	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	健康政策課
6	再掲		女性のための健康講座&相談	女性医師による相談とミニ講座を実施します。	6回開催 ①女性医師による相談 14人 ②ミニ講座 25人 (骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック)	①維持・推進	6回開催予定 ①女性医師による相談 ②ミニ講座(骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック等、各分野の講座)	健康政策課
7	再掲		骨粗しょう症検診	骨粗しょう症予防のため、生活習慣を見直す機会として、検診を行います。また、転倒・骨折予防の環境整備に役立つ知識・情報を提供します。	受診者数 2,346人	①維持・推進	誕生月前後3か月としていた受診期間を拡充し、受診しやすい環境の整備を進める。	健康政策課
8	再掲		ソーシャル・キャピタルを活かした健康づくりの推進	企業や団体等の健康づくり活動を支援するための助成制度を新設、普及啓発のためのモデル事業を展開します。	健康づくり活動支援助成 3団体 グループ紹介紙を毎年作成 43グループ掲載	⑦その他	新規助成団体は引き続き募集していく。グループ紹介紙も引き続き作成予定。	健康政策課
9			赤ちゃん学級	妊娠期の栄養・食生活に関する情報提供を行います。	実施回数 84回 参加者数 1,801人	①維持・推進	令和7年度より赤ちゃん学級に統合している。	保健サービス課
10			離乳食講習会、幼児食講習会	離乳食や幼児食の回数や量、調理形態、味などについて、試食を交えて具体的な指導を行います。	離乳食講習会 36回 530人 幼児食講習会 30回 255人	①維持・推進	着実に推進していく。	保健サービス課
11	再掲		乳幼児相談 (出張健康教育)	町会や児童館等に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が出向き、勉強会の講師等の支援活動を行います。	児童館 42回 838人参加	①維持・推進	引き続き各分野での健康相談に応じていく。	保健サービス課
12	再掲		歯科保健相談(歯科健診、予防処置、歯みがき教室等)	乳歯と永久歯のむし歯には、高い相関関係がみられるため、歯科保健相談を行います。	歯科健診 36回 816人 予防処置 63回 237人 歯みがき教室 36回 286人	①維持・推進	歯の萌出から乳歯列完成時期の相談先として口腔の健全な発育発達を促し、かかりつけ歯科医院受診向上の啓発をしていく。	保健サービス課
13	再掲		調理保育 (保育園で育てた野菜等の調理)	保育園で育て、実った収穫物を利用した園児参加の調理等を行います。	全区立保育園(直営25園、指定管理園17園)で野菜等の栽培を実施した一部の園で、調理保育も再開	①維持・推進	野菜等の栽培を実施した一部の園で実施予定	保育課
14	再掲		家庭配布献立表(栄養指導コラム等) (保育園)	毎月の献立紹介と、望ましい子どもの食事・栄養・食文化・旬の食材紹介などの栄養指導コラムを作成します。	全区立直営保育園で実施	①維持・推進	全区立直営保育園で実施予定	保育課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
15	再掲		地域育てあい事業（離乳食講習会・離乳食体験会、ふれあい給食）	離乳食講習会を実施し、試食、相談等を行います。また、親子を招いて会食会を実施し、「食育」の啓発を行います。	離乳食講習会・離乳食体験会：一部の園で、離乳食講習会を再開 ふれあい給食：実施なし	①維持・推進	離乳食講習会・離乳食体験会・ふれあい給食：状況に応じて実施予定。	保育課
16	再掲		離乳食講座（児童館）	児童館での乳幼児クラブの集いにおいて、管理栄養士・栄養士による離乳食講座を実施します。	児童館等20館で実施	①維持・推進	児童館・子どもセンター20館で実施予定	子どもわくわく課
17	再掲		クッキングタイム（児童館等）	児童館等で、地域の子どもたちが様々な遊びを考えたり、また、食の重要性や楽しさを学ぶクッキングタイムを実施します。	児童館等20館で実施	①維持・推進	児童館等20館で実施予定	子どもわくわく課
18	再掲		放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	放課後や学校休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。	全校（33校）導入済み 行事食・伝統食・手作り料理実習を実施	①維持・推進	全校（33校）導入済み	子どもわくわく課
19			食育リーダーの配置・食育推進チームの設置による食育の推進	全小・中学校等で食育リーダーを配置、食育推進チームを設置し、食育を推進します。	北区立学校の食育リーダー及び栄養士を対象に、児童・生徒の健康づくりと学校給食の諸課題に関する研修を実施	①維持・推進	北区立学校の食育リーダー及び栄養士に対して、児童・生徒の健康づくりと学校給食の直面する諸課題の理解及び計画的な指導に関する研修を実施予定。	教育指導課
20			介護予防講演会（栄養）	シニア向け栄養講演会を実施します。	実施回数 1回 参加者数 69人	①維持・推進	介護予防・フレイル予防の3つの主要な対策の一つである栄養に関する講座を実施予定（1回）	長寿支援課
21	再掲		介護予防拠点施設 ぶらっとぼーむ滝野川東・桐ヶ丘 出前講座	65歳以上のグループに、介護予防を目的とした出前講座を行います。	出前講座 135回実施	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課
22	再掲		高齢者会食推進事業	高齢者を対象とした会食及び配食サービス活動を自主的に実施している団体への活動費補助を実施しています。	高齢者会食事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 2団体	①維持・推進	令和8年度は、高齢者会食事業実施団体に対し補助を行う。 令和9年度以降、シニアふれあい食事会への移行を検討。	長寿支援課
23	再掲		シニアふれあい食事会	シニアふれあい食事会を実施している団体に運営経費の一部助成を行います。	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 20団体	①維持・推進	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を行う。	長寿支援課
24	再掲		夏休み親子おもしろ科学体験	食中毒予防について、食品及び手洗いに関する実験並びに食中毒に関するパネル等を展示、親子で楽しく学びます。	集合形式で2回実施、26人参加	①維持・推進	2回 各回20名程度で実施予定。	生活衛生課

②身体活動・運動

25		★	健康アプリ「あるきた」を活かした健康づくり	スマートフォンを活用した健康づくり総合アプリで、インセンティブによる健康づくりのきっかけをつくり、継続的に支援します。	ポイント獲得キャンペーンの実施と機能を順次拡充 ポイント付与期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ポイントの次年度への繰り越しが可能となった。 登録者 累計30,436人（令和8年3月31日時点）	①維持・推進	これまでの機能に加えて、さらなる運動習慣定着のための機能や若い世代のアプリの実利用者数を増やすための機能の追加等を行う。	健康政策課
26			ロコモ予防講座	わかりやすくロコモティブ・シンドロームを解説し、自宅でできる実技を楽しく紹介します。	ロコモ予防講座を年代別に開催 60代以上向け講座（全2日） 40～50代向け講座（1日×2回）	①維持・推進	健康フェスティバル期間にロコモ予防講座を開催。60代以上向け講座（1日）を平日に2回、40～50代向け講座（1日）を土日祝に2回実施。令和9年度以降も同様に実施予定。	健康政策課
27			座りすぎ防止の啓発	こまめに立ち上がることや、日常の身体活動を増やすことについて啓発します。	あるきたアプリ内で立ち上がり回数を知らせ、コラムを配信 北区ニュースに啓発記事を掲載	①維持・推進	健康アプリ「あるきた」にて座りすぎ防止のコラムを配信及びアンケートを実施する。北区ニュースに記事を掲載する。引き続き座りすぎ防止に関する普及啓発に努める。	健康政策課
28			筋力アップ体操教室	月3回、筋カトレーニング、ストレッチや北区さくら体操を実施します。	実施回数 627回 参加者数 31,029人	①維持・推進	筋力アップ体操教室を長寿支援課の「通いの場立上げ教室」と一元化して「（仮称）フレイル予防教室」を立ち上げ予定。数年かけ段階的に移行。令和8年度は各会場で月3回教室を開催。	健康政策課
29			ウォーキング大会	「桜ウォーク」「北・水辺ウォーク」を開催します。	北・水辺ウォーク【オンライン開催】（R7.10.1～10.31）参加者数 325人 桜ウォーク（R8.3.22）参加者数 1,391人	①維持・推進	前年度と同様に実施する。	健康政策課
30			健康フェスティバル	10～11月にかけて、健康づくりのイベントや講座を開催します。	参加者数 1,356人 （ウォーキング大会を除く）	①維持・推進	前年度と同様に実施する。	健康政策課
31			北区さくら体操	「北区のうた」にあわせた体操を普及します。	区民まつり等イベントに6回指導員を派遣	①維持・推進	イベント等派遣は依頼があったものに対応予定。	健康政策課
32			総合型地域スポーツクラブの育成・支援	総合型地域スポーツクラブの認知度向上及び新規設立を支援します。	コミスポたきのがわ事業 計2,113名参加 れっどしやつふる実施事業 計14,422名参加	①維持・推進	コミスポたきのがわ、れっどしやつふるの既存のクラブについて引き続き支援します。また、新規設立を希望する団体へ後方支援を行うことで、総合型地域スポーツクラブの設立を推進します。	スポーツ推進課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
33			スポーツ施設における健康・運動教室	幼児体操教室など親子で参加できる教室や、健康づくりにつながる教室を実施します。	3体育館で110教室延7,497名、6屋外施設で9教室延4,284名、屋内・屋外プールで28教室延2,519名が参加	①維持・推進	親子で参加できるスポーツ教室や初心者向けスポーツ教室を開催し、すべての世代が主体的にスポーツに取り組むことができるきっかけづくりを促進します。	スポーツ推進課
34			地区体育館	小・中学校の体育館・武道場等を一般向けに開放し、地域住民の体力増進とスポーツ振興を図ります。	12校1施設で実施	①維持・推進	13校1施設で実施 ※令和6年度より都の北学園を追加	生涯学習・学校地域連携課
35			北区観光ガイドマップの作成	北区の観光スポットに加え、ウォーキングコースガイドや「あるきた」について掲載します。	北区ウォーキングコースガイドと統合し、「あるきた」について掲載した北区観光ガイドマップを25,000部作成し配布	①維持・推進	引き続き北区観光ガイドマップについて、よりウォーキングしやすいという視点から内容を検討して改訂する。	産業振興課 健康政策課
36			ご近所体操教室	身近な場所に、運動指導員や看護師が出向き、筋力アップ体操や体力測定を行います。	地域の身近な場所で教室を実施し、自主グループ化を目指す 1グループ 7人	①維持・推進	町会その他の住民グループに介護予防に効果的な運動プログラムの導入支援を行うことで地域の「通いの場」の強化を目指す。	長寿支援課
37			認知症予防教室 (脳に効く！ウォーキング教室)	認知症予防に効果のあるウォーキング術を学ぶ講座を実施します。	全16回＋フォロー講座1回を1クール・15人参加	①維持・推進	継続して全16回＋フォロー講座1回の1クールを実施。	長寿支援課
38			わくわく土曜スポーツクラブ	小学生向けスポーツ教室の運営を北区体育協会の指導者等に委託し、実施します。	8種目(バレーボール、卓球等)6会場で実施し、計2,404名の小学生が参加	①維持・推進	引き続き、小学生がスポーツに親しめるよう、多種目のスポーツ教室を開催します。	スポーツ推進課
39			北区ニュース・くらしのガイドへ健康と運動に関する情報の掲載	健康づくりや健診、スポーツの各種講座情報・イベント等を北区ニュースや北区くらしのガイドで発信します。	北区ニュースに随時掲載	①維持・推進	【スポーツ推進課】 北区ニュースの各号にスポーツ教室等の記事を掲載し、くらしのガイドに区立スポーツ施設案内を掲載します。 【健康政策課】 北区ニュースの年間4回、「健康ひとくちメモ」を掲載。	スポーツ推進課 健康政策課
40	再掲		ソーシャル・キャピタルを活かした健康づくりの推進	企業や団体等の健康づくり活動を支援するための助成制度を新設、普及啓発のためのモデル事業を展開します。	健康づくり活動支援助成 3団体 グループ紹介紙を毎年作成 43グループ掲載	⑦その他	新規助成団体は引き続き募集していく。グループ紹介紙も引き続き作成予定。	健康政策課
41			校庭開放・校庭夜間開放	小・中学校の校庭を開放し、地域住民の体力増進とスポーツ振興を図ります。	小学校校庭開放 小学校22校で実施(特色ある校庭・スポーツ開放:小学校21校 中学校2校) 校庭夜間開放 小・中学校8校で実施	①維持・推進	小学校校庭開放 令和8年度現在、新規設置予定は無し 校庭夜間開放 小・中学校8校で実施	生涯学習・学校地域連携課
42	再掲		放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)	放課後や学校休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を提供しています。	全校(33校)導入済み 行事食・伝統食・手作り料理実習を実施	①維持・推進	全校(33校)導入済み	子どもわくわく課

③休養

43			休養に関する普及啓発	睡眠や余暇に関する普及啓発を実施します。	健康フェスティバルin赤羽会館で 出展企業による睡眠セミナーを開催	①維持・推進	講演会、イベント等で睡眠や休養に関する 掲示、リーフレット配布を実施する。	健康政策課
44			重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)及び医療的ケア児に対し、看護師が自宅に訪問し、家族に代わり一定時間見守りを行います。	利用決定者数 28人 委託回数 199回 令和7年度は、自宅に加え区内を学区域とする特別支援学校に範囲を拡大した。	①維持・推進	令和8年度は、年間利用時間上限を144時間から288時間に拡大した。	障害福祉課

④たばこ・受動喫煙

45			禁煙治療費の助成	禁煙治療費の助成を実施します。	登録者 122人 交付者 22人(うち上限2万円 10人) 治療薬の供給が再開したことや、登録申請が電子申請で可能となったことに伴い、登録者数および助成額がともに増加した。	①維持・推進	登録者定員は150名上限。区ニュース、HPに啓発記事を掲載。禁煙週間に合わせた館内装飾などを実施する。	健康政策課
46			禁煙・受動喫煙に関する普及啓発	世界禁煙デーを含む禁煙週間等に、禁煙講演会、喫煙・受動喫煙の害、禁煙に関する知識の普及を実施します。	世界禁煙デーを含む禁煙週間等に区ニュース、ホームページに記事掲載。	①維持・推進	引き続き関係課で連携して実効性のある啓発を実施	健康政策課
47			受動喫煙防止対策の推進	受動喫煙の防止に必要な環境整備の取組みを進めます。	北区ニュースで区民に向けて啓発記事を掲載した。飲食店の喫煙環境が分かる標識の周知・啓発チラシを区内掲示板に掲示した。また、中学生モニター事業に参加し、もらった意見を基に啓発用品等を作成し、配布した。加えて、食育フェアに参加し、受動喫煙対策について周知した。	①維持・推進	飲食店の標識確認と新規開店と啓発が必要な飲食店の巡回委託を実施予定。北区ニュースに啓発記事を掲載。飲食店の喫煙環境が分かる標識の啓発チラシを区内の掲示板に掲示予定。また、食育フェアに参加し、受動喫煙対策について周知予定。	生活衛生課
48			喫煙者而非喫煙者の共存環境の創出	路上喫煙禁止地区の指定・拡大に向けた検討や、指定喫煙場所の環境の改善等を行います。	・令和7年5月にJR王子駅北口歩道橋下指定喫煙場所を民間事業者の協力により改修した。(クランクや煙返しを設置等) ・令和7年7月にJR十条駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、閉鎖型喫煙施設の供用を開始した。 ・令和7年8月にJR赤羽駅西口駅前広場に閉鎖型喫煙施設の供用を開始した。 ・令和8年3月に北とびあ敷地内の指定喫煙場所をパーテーション型からトレーラー型(閉鎖型)喫煙施設(2台)へと改修した。	①維持・推進	・令和9年3月に板橋駅東口駅前広場に閉鎖型喫煙施設を設置予定。 ・田端駅ふれあい橋のパーテーション型喫煙所を改修予定。(ルーバーとブランターの設置)	環境政策課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
49			地域美化活動の推進	条例による、吸い殻のポイ捨て、歩行喫煙の禁止等の啓発を実施します。	区内58町会・自治会を美化推進地区に指定 ポイ捨て防止キャンペーンを14回実施 参加者 延624名	①維持・推進	令和8年度は、区内62地区(町会・自治会)を美化推進地区に指定 令和8年10.11月及び令和9年1.2月にポイ捨て防止キャンペーンを開催する予定	循環社会推進課
50			赤ちゃん学級	たばこの害についても伝え、生涯を通じて禁煙を働きかけます。	実施回数 84回 参加者数 1,801人	①維持・推進	令和7年度より赤ちゃん学級に統合している。	保健サービス課
51			COPDの啓発	呼吸器健康教室、健康相談等でCOPDに関する啓発を行います。	呼吸器健康教室 3回 参加者107人 成人呼吸器個別相談会 4回 参加者21人	①維持・推進	前年度と同様に実施する。	健康政策課
52			防煙教育	区立中学校・義務教育学校(後期課程)で、禁煙・防煙の健康教育を実施します。	中学2年生の保健体育科(保健分野)の学習の中で、喫煙と健康について学習を実施	①維持・推進	中学2年生の保健体育のなかで、喫煙と健康についての学習を行う。	教育指導課

⑤アルコール

53			「アルコール関連問題啓発週間」普及啓発	北区ニュース等でアルコールの正しい知識を普及します。	アルコール関連問題啓発週間に合わせ、広報およびホームページで予防に関する啓発記事を掲載	①維持・推進	引き続き、啓発週間に合わせて区ニュース、ホームページ、SNSなどに普及啓発記事を掲載する。	健康政策課
54			依存症専門医相談	アルコールや薬物等の依存からの回復を図るため、専門家による個別相談を実施します。	開設回数 10回 相談実人数 26人	①維持・推進	引き続き、本人、家族や関係者等からのアルコール、薬物等の依存症に関する相談を専門医と保健師が対応していく。	健康政策課
55			薬物乱用防止教室	警察署や専門家を講師として、薬物の及ぼす体への影響を正しく理解するための授業を実施します。	全区立学校で実施	①維持・推進	全区立学校において、年に1回程度実施予定。	教育指導課
56	再掲		赤ちゃん学級	アルコールの害を伝え、妊娠中の飲酒・妊娠終了後も多量飲酒をしないよう働きかけます。	実施回数 84回 参加者数 1,801人	①維持・推進	令和7年度より赤ちゃん学級に統合している。	保健サービス課

⑥歯と口腔の健康づくり

57	再掲		乳幼児健康診査	むし歯、歯列不正の早期発見やかかりつけ歯科医への受診勧奨を行います。	①3～4か月児健康診査 2,419人 6～7か月児健康診査 2,349人 9～10か月児健康診査 2,263人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人 ②1歳6か月児歯科健診 70回 2,312人 3歳児歯科健診 70回 2,239人	②拡充	受診時において、今後も母子が安全に受診できる環境を確保しながら実施していく。4月から直営で5歳児健診を、10月から公費負担による1か月児健診を開始。	保健サービス課
58	再掲		妊産婦歯科健康診査	妊娠期特有のむし歯、歯周病リスク低減のため妊娠前から産後1年未満の方を対象とした歯科健診を実施します。	受診者数 826人	①維持・推進	妊産婦歯科健診と併せて、生まれてくる子どもの歯を守り育てるための知識の普及を行います。	保健サービス課
59			歯科健康診査(保育園・幼稚園)	歯科医師会に委託し保育園、私立幼稚園園児の歯科健診を実施します。	歯科健康診査(保育園・幼稚園)受診者数 9,732人	①維持・推進	引き続き実施する。	保健サービス課
60			歯周病検診、口腔機能維持向上健診	20歳以上は歯周病検査、75歳以上は口腔機能検査を実施します。	受診者数 歯周病検診 5,084人 口腔機能維持向上健診 4,669人	①維持・推進	引き続き、区ニュース、ホームページを更新し、普及啓発を推進する。	健康政策課
61	再掲		定期健康診断(歯科)	区立幼稚園・こども園で、定期健康診断を実施します。	受診者数 区立幼稚園・こども園 136人	①維持・推進	4月から6月に定期健康診断を実施する。	学校支援課
62	再掲		定期健康診断(歯科)	区立小・中学校・義務教育学校で定期健康診断を実施します。	受診者数 区立小学校、義務教育学校前期 14,477人 区立中学校、義務教育学校後期 4,773人 (令和6年度義務教育学校開校)	①維持・推進	4月から6月に定期健康診断を実施する。	学校支援課
63	再掲		歯科保健相談(歯科健診、予防処置、歯みがき教室等)	仕上げ磨きや口腔機能発達不全症予防に関する啓発を行います。	歯科健診 36回 816人 予防処置 63回 237人 歯みがき教室 36回 286人	①維持・推進	歯の萌出から乳歯列完成時期の相談先として口腔の健全な発育発達を促し、かかりつけ歯科医院受診向上の啓発をしていく。	保健サービス課
64	再掲		乳幼児相談(出張健康教育)	地域に歯科衛生士が出向き、むし歯予防のための生活習慣について啓発します。	児童館 42回 838人参加	①維持・推進	引き続き各分野での健康相談に応じていく。	保健サービス課
65	再掲		乳幼児相談(健康相談)	歯の生え方に合わせたお手入れ方法やむし歯予防についての相談に対応します。	相談人数 栄養相談 2,094人 歯科相談 517人 保健相談(訪問) 2,960人 (所内) 2,666人 (電話・文書) 3,610人	①維持・推進	引き続き各分野での健康相談に応じていく。	保健サービス課
66			歯つびいファミリー講習会	歯科医師会と連携し4歳未満の歯並び相談や口腔機能発達不全症予防のための啓発を行います。	10月(王子健康支援センター) 12人 3月(滝野川健康支援センター) 14人 7月(赤羽健康支援センター) 12人	①維持・推進	引き続き実施する。	保健サービス課
67	再掲		女性のための健康講座&相談	年代の変化に応じた歯科疾患予防啓発をします。	6回開催 ①女性医師による相談 14人 ②ミニ講座 25人 (骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック)	①維持・推進	6回開催予定 ①女性医師による相談 ②ミニ講座(骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック等、各分野の講座)	健康政策課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
68			お口元気体操	65歳以上のグループに、唾液腺マッサージやお口の体操などに関する講師派遣及び講演会を実施します。	講演会実施回数 1回 参加人数 43人	①維持・推進	オールフレイル予防講演会を実施。また、「お口元気体操」パンフレット等を活用し、周知・啓発に努める。	長寿支援課
69			障害者施設等歯科健診	障害者施設及び高齢者施設の利用者で通常の受診が困難な方を対象に、健診・口腔ケアを行います。施設スタッフ向けに口腔ケアの講習も実施します。	障害者施設 11施設240名 特別養護老人ホーム 7施設 745名 指導員向け研修 6回	①維持・推進	引き続き、感染症等に注意しながら、健診を通じて、障害者及び要介護高齢者の歯の健康保持増進を図っていく。	健康政策課
70			介護者のための摂食えん下講座	在宅療養者の摂食・えん下機能の重要性について、普及啓発を推進します。	実施回数 1回 参加人数 当日参加16人、動画視聴12人	①維持・推進	引き続き、摂食えん下機能の重要性等について、普及啓発を進めていく。	健康政策課
71			東京都北歯科医師会・東京都滝野川歯科医師会 歯と口の健康週間特別事業	区立幼稚園・こども園園児及び区立学校児童生徒を対象に、口腔健診を実施、表彰状を送ります。また、歯・口の健康に関するポスターコンクールを実施します。	【学校支援課】 ポスターコンクール 区立幼稚園・こども園 4園 区立小学校 32校 区立中学校 11校 義務教育学校 1校	①維持・推進	【保健サービス課】【健康政策課】令和8年度以降も歯科医師会の実施状況に対応する。 【学校支援課】コンクール・表彰式ともに実施予定である。	保健サービス課 健康政策課 学校支援課
72	再掲		北区みんなで楽しむ食育フェア	お口の健康チェックやよく噛んで食べることの大切さを啓発します。	【食育フェア】 1,176名参加 【食彩親子クッキング教室】 14組 28名参加 【食育講演会】 1回 54名参加	①維持・推進	令和8年度も食育フェア及び関連事業の親子クッキング教室、食育講演会を開催予定	健康政策課
73	再掲		骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者に対し、口腔の健康との関連について知識の普及啓発を行います。	受診者数 2,346人	①維持・推進	誕生日前後3か月としていた受診期間を拡充し、受診しやすい環境の整備を進める。	健康政策課
74	再掲		赤ちゃん学級	妊娠期特有のむし歯、歯周病予防の知識の普及を保健師、栄養士と連携で行います。	実施回数 84回 参加者数 1,801人	①維持・推進	令和7年度より赤ちゃん学級に統合している。	保健サービス課

基本施策(2)ライフコースを踏まえた健康づくりの推進

①子どもの健康

75	再掲	★	健康アプリ「あるきた」を活かした健康づくり	スマートフォンを活用した健康づくり総合アプリで、インセンティブによる健康づくりのきっかけをつくり、継続的に支援します。	ポイント獲得キャンペーンの実施と機能を順次拡充 ポイント付与期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ポイントの次年度への繰り越しが可能となった。 登録者 累計30,436人(令和8年3月31日時点)	①維持・推進	これまでの機能に加えて、さらなる運動習慣定着のための機能や若い世代のアプリの実利用者数を増やすための機能の追加等を行う。	健康政策課
76	再掲	★	予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、定期予防接種を実施します。	14種類のA類疾病に対する予防接種を実施	①維持・推進	前年度と同規模で実施	保健予防課
77	再掲		食育講座	各世代の食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な食育事業を行います。	【親子クッキング教室】 9回 271名 【児童館派遣講座】 39回 944名 【食育体験教室「理科で食育」】 6回 190名	①維持・推進	【親子クッキング教室】 年9回 開催予定 【児童館派遣講座】 年50回程度 開催予定 【食育体験教室「理科で食育」】 年6回 開催予定	健康政策課
78	再掲		離乳食講習会、幼児食講習会	離乳食や幼児食の回数や量、調理形態、味などについて、試食を交えて具体的な指導を行います。	離乳食講習会 36回 530人 幼児食講習会 30回 255人	①維持・推進	着実に推進していく。	保健サービス課
79	再掲		乳幼児健康診査等における事故予防の普及啓発	乳幼児期の発達に合わせた事故予防について啓発します。	受診者数 3～4か月児健康診査 2,419人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	保健サービス課
80	再掲		就学時健診時接種勧奨チラシ配布	麻疹及び風しんの予防接種率の向上を目的とした啓発活動を行います。	区立小学校、義務教育学校前期へ2,670部配布	①維持・推進	前年度と同規模で実施	保健予防課 学校支援課
81	再掲		放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)	放課後や学校休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を提供しています。	全校(33校)導入済み 行事食・伝統食・手作り料理実習を実施	①維持・推進	全校(33校)導入済み	子どもわくわく課

②成人の健康

82	再掲	★	健康アプリ「あるきた」を活かした健康づくり	スマートフォンを活用した健康づくり総合アプリで、インセンティブによる健康づくりのきっかけをつくり、継続的に支援します。	ポイント獲得キャンペーンの実施と機能を順次拡充 ポイント付与期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ポイントの次年度への繰り越しが可能となった。 登録者 累計30,436人(令和8年3月31日時点)	①維持・推進	これまでの機能に加えて、さらなる運動習慣定着のための機能や若い世代のアプリの実利用者数を増やすための機能の追加等を行う。	健康政策課
83	再掲	★	野菜摂取量の増加に向けた食育推進(東京北区マイベジプロジェクト)	バランスの良い食事に加えて、野菜の摂取量を増やすため、区と関係団体、企業が共同で取組みます。	①味の素株式会社 ・メニュー紹介リーフレット2種作成・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシピカード4種作成、量販店での掲示・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー赤羽店、ヨークフーズ王子店、イオンスタイル赤羽 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシピカード等の設置	①維持・推進	①味の素株式会社 ・メニューブックの作成・配付 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシピカードの作成、量販店での掲示・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー他 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシピカード等の設置	健康政策課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
84	再掲		座りすぎ防止の啓発	こまめに立ち上がることや、日常の身体活動を増やすことについて啓発します。	あるきたアプリ内で立ち上がり回数を知らせ、コラムを配信 北区ニュースに啓発記事を掲載	①維持・推進	健康アプリ「あるきた」にて座りすぎ防止のコラムを配信及びアンケートを実施する。北区ニュースに記事を掲載する。引き続き座りすぎ防止に関する普及啓発に努める。	健康政策課
85	再掲		若年健康診査	生活習慣病予防を図るとともに、健康づくりへの意識を高め、40歳からの特定健康診査等につなげます。	受診者数 770人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	健康政策課
86	再掲		特定健康診査	メタボリックシンドローム該当者等を早期発見し、生活習慣病の予防を目的として実施します。	実施期間 6月～翌年1月 受診者数(R7年度暫定値) 17,314人 受診率(R7年度暫定値) 39.6%	①維持・推進	実施期間6月～翌年1月を継続。	健康政策課 国保年金課
87	再掲		特定保健指導	特定健康診査の結果、対象となった方に、生活習慣病を予防するための保健指導を実施します。	(R6年度法定報告値) 特定保健指導終了者 350人 実施率 18.8%	①維持・推進	動機付け支援・積極的支援を継続して実施。積極的支援のプログラム数を拡充する。	国保年金課
88			生活習慣病予防につながる食生活に関する普及啓発	バランスの良い食事に加えて、野菜の摂取量を増やすなど、生活習慣改善につながる普及啓発を実施します。	・北区公式ホームページ及び北区ニュースにて普及啓発 ・3歳児健診でリーフレット配布(大人向け) ・マイベジプロジェクトでの啓発	①維持・推進	前年度と同様に実施予定。	健康政策課 保健サービス課
89			生活習慣病予防事業	生活習慣病予防や重症化予防に関する情報提供や、講演会、出前健康講座、健康教育などを実施します。	ソーシャルキャピタル事業のモデル事業として、商店街、区内企業と障害者施設の3団体へ出張健康教育、健康に関する動画の配信を行った。	⑦その他	ソーシャルキャピタル事業へ統合し、働く世代が継続的に生活習慣病予防に取り組める体制を整備する。	健康政策課 保健サービス課
90			働く世代の出前健康講座	区内の事業所に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が出向き、健康づくりに取り組むきっかけづくりを行います。	商店街 3回 457人 区内事業所 2回 16人	⑦その他	事業内容を見直し、地域と職域とが連携の推進を目指し、働く世代への健康意識を高めるよう働きかける。	保健サービス課
91			血圧計等の設置	血圧測定をし、心臓の働きや血液循環動態を知る環境を提供します。	各健康支援センターに設置し、随時来所者が計測できる環境を提供している。	①維持・推進	引き続き同所へ設置。	保健サービス課
92			健康相談(栄養・歯科・保健)	健康支援センターの専門職(管理栄養士・歯科衛生士・保健師)が、地域住民の健康の保持増進、疾病予防を目的として、健康相談を実施します。	栄養(電話・来所相談)2,271人 歯科(電話来所相談)812人 保健(成人保健)(訪問)2人 (所内相談)103人 (電話・文書)24人	①維持・推進	引き続き各分野での健康相談に応じていく。	保健サービス課
93			SDGsに関する取組み	従業員の健康増進や生産性の向上、社会貢献にもつながる区内事業者のSDGsの取組みを促進します。	SDGs推進セミナー 参加者:14名	①維持・推進	引き続き「東京都北区SDGs推進企業認証制度」を実施する。	産業振興課
94		★	(仮称)北区健康づくり推進条例	様々な主体の連携により、健康施策の総合的な推進を図る。	検討会、庁内作業部会を設置し、条例の内容を検討。条例制定に向けたアンケート調査を実施した。	①維持・推進	パブリックコメント等を通じて内容を精査し、令和9年4月の制定を目指す。	健康政策課

③高齢者の健康

95			高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施	後期高齢者の保健事業について介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。	【ポピュレーションアプローチ(フレイル予防等の健康教育・健康相談事業)】352名 【ハイレスクアプローチ(糖尿病性腎症重症化予防事業)】 受診勧奨 190名、保健指導 0名 【後期高齢者に対する歯科医療機関への受診勧奨】122名	②拡充	ポピュレーションアプローチは、引き続きふれあい交流サロン及びシニアふれあい食事会にて実施する。 ハイレスクアプローチは、受診勧奨者を拡大していくとともに、保健指導参加者が参加しやすいアプローチを検討していく。 新規事業として、ハイレスクアプローチ(糖尿病性腎症重症化予防事業(身体フレイル併存))を実施する(対象者は受診勧奨530名、保健指導30名を予定)。 歯科医療機関への受診勧奨も引き続き実施する。	国保年金課 高齢福祉課 長寿支援課 健康政策課
96	再掲		多様な社会参加への支援	人生100年時代に向けて、高齢者の就労をはじめとした活動を支援し、多様な活動・活躍の場の創出に取り組めます。	【いきがい活動センター】 利用者数 42,617人 【シルバー人材センター活動支援:高齢福祉課】 会員数 2,192人 シルバー人材センターの運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるよう支援 【いきいきサポーター制度:長寿支援課】 受入施設 94施設 登録者 574人	①維持・推進	【高齢福祉課】 いきがい活動センターにおいて高齢者の就労と社会参加につながる「いきがいづくり」を支援し推進する。 シルバー人材センターの運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるように支援していく。 【長寿支援課】 継続して事業を実施。	高齢福祉課 長寿支援課
97			通いの場立上げ教室(体操編)	筋力アップ体操を中心に運動する習慣を身につけ、教室終了後も運動を続けられる自主グループづくりを目指します。	前期:体操編 7会場 85人参加 後期:体操編 7会場 48人参加	①維持・推進	・週1回計12回の教室を7会場で前・後期の2クール実施。 ・1会場の定員は20名、各期の定員合計140名。	長寿支援課
98			おたっしや筋力アップ体操教室	スポーツクラブなどで、筋力アップ体操を中心に運動する習慣を身につけます。	終了	⑥終了	令和5年度から名称を「通いの場立上げ教室(体操編)」へと変更。	長寿支援課
99			元気アップマシントレーニング教室	トレーニングマシンを使い、軽い負荷から、無理なく足腰の筋力を強化します。	終了	⑥終了	令和5年度から名称を「通いの場立上げ教室(マシンお試し編)」へと変更。	長寿支援課
100			通いの場立上げ教室(マシンお試し編)	トレーニングマシンの体験をしながら、運動習慣を身につけ、自主グループづくりを目指します。	前期:マシンお試し編 1会場 15人参加 後期:マシンお試し編 1会場 13人参加	①維持・推進	・週1回計12回の教室を1会場で前・後期の2クール実施。 ・1会場の定員は各期15名。	長寿支援課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
101			認知症予防教室 (脳に効く！シニアの絵本読み聞かせ教室)	仲間と楽しく続けられる絵本の読み聞かせで、脳の活性化を図ります。	全12回＋フォロー講座3回を1クール実施 ・15人参加	①維持・推進	全12回＋フォロー講座3回を1クール実施。 例年応募数が多く、令和8年度は定員24人とする予定。	長寿支援課
102	再掲		ご近所体操教室	身近な場所に、運動指導員や看護師が向き、筋力アップ体操や体力測定を行います。	地域の身近な場所で教室を実施し、自主グループ化を目指す 1グループ 7人	①維持・推進	町会その他の住民グループに介護予防に効果的な運動プログラムの導入支援を行うことで地域の「通いの場」の強化を目指す。	長寿支援課
103	再掲		お口元気体操	65歳以上の方10名以上のグループに家庭でできる唾液腺マッサージ、お口の体操で誤えん予防講座の講師派遣及び介護予防講演会を実施します。	講演会実施回数 1回 参加人数 43人	①維持・推進	オールフレイル予防講演会を実施。また、「お口元気体操」パンフレット等を活用し、周知・啓発に努める。	長寿支援課
104	再掲		認知症予防教室 (脳に効く！ウォーキング教室)	認知症予防に効果のあるウォーキング術を学ぶ講座を実施します。講座終了後は、自主グループとして活動できるように支援します。	全16回＋フォロー講座1回を1クール・15人参加	①維持・推進	継続して全16回＋フォロー講座1回の1クールを実施。	長寿支援課
105			介護予防拠点施設 ぶらっとぼーむ滝野川東・桐ヶ丘	高齢者の社会参加と地域の支え合いの体制づくりを目指します。	介護予防事業と通所型サービス事業を実施	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課
106			介護予防拠点施設 ぶらっとぼーむ滝野川東・桐ヶ丘 出前講座	65歳以上のグループに、介護予防を目的とした出前講座を行います。	出前講座 135回実施	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課
107	再掲		北区さくら体操	「北区のうた」にあわせて手軽に適度に体を動かす、転倒予防に効果的な体操を普及します。	区民まつり等イベントに6回指導員を派遣	①維持・推進	イベント等派遣は依頼があったものに対応予定。	健康政策課
108	再掲		筋力アップ体操教室	月3回、筋カトレーニング、ストレッチや北区さくら体操を実施します。	実施回数 627回 参加者数 31,029人	①維持・推進	筋力アップ体操教室を長寿支援課の「通いの場立上げ教室」と一元化して「(仮称)フレイル予防教室」を立ち上げ予定。数年かけ段階的に移行。令和8年度は各会場で月3回教室を開催。	健康政策課
109	再掲		ロコモ予防講座	わかりやすくロコモティブ・シンドロームを解説し、自宅のできる実技を楽しく紹介します。	ロコモ予防講座を年代別に開催 60代以上向け講座(全2日) 40～50代向け講座(1日×2回)	①維持・推進	健康フェスティバル期間にロコモ予防講座を開催。60代以上向け講座(1日)を平日に2回、40～50代向け講座(1日)を土日祝に2回実施。令和9年度以降も同様に実施予定。	健康政策課
110			高齢者肺炎球菌予防接種	65歳の方に、肺炎球菌ワクチン接種の促進を図ります。	接種完了 603名	①維持・推進	使用するワクチンが令和8年度から変更になる。	保健予防課
111			高齢者インフルエンザ予防接種	65歳以上の方にインフルエンザ予防接種費用を助成します。	接種完了 47,939名	①維持・推進	75歳以上に使用するワクチンが追加される。	保健予防課
112			シルバースポーツウィーク	敬老の日を中心にシルバースポーツウィークを設定し高齢者対象の体育施設無料開放を行います。また、高齢者を対象とした野球、サッカー、輪投げ、グラウンド・ゴルフ大会を開催します。	施設の無料開放 724名利用 各種目の大会 101チーム参加	①維持・推進	引き続き、高齢者を対象とした体育施設無料開放およびスポーツ大会を実施します。	スポーツ推進課
113	再掲		介護者のための摂食えん下講座	口腔ケアや摂食・えん下機能の向上のための啓発、支援に取り組みます。	実施回数 1回 参加人数 当日参加16人、動画視聴12人	①維持・推進	引き続き、摂食えん下機能の重要性等について、普及啓発を進めていく。	健康政策課
114			ヒアリングフレイル対策	高齢者のフレイルリスクの一つである耳の聞こえにくさに対して早期発見や適切な対応を行います。	【高齢福祉課：高齢者補聴器購入費用助成事業】 聴力が低下した高齢者のうち住民税非課税者や均等割のみ課税者等に補聴器購入費用の一部(上限7万円)を助成。 助成件数 370件 【長寿支援課】 耳の聞こえにくさに関する講演会 実施回数：1回 参加者数：67人	①維持・推進	【高齢福祉課】 継続して事業を実施。 【長寿支援課】 北区医師会協力のもと、耳の聞こえにくさに関する講演会の開催	高齢福祉課 長寿支援課
115	再掲		地域のきずなづくり推進プロジェクト	毎年10月を「北区きずなづくり月間」と定め、第1週の土日に町会・自治会、青少年地区委員会が主催する「ふるさと北区区民まつり」を開催します。また、地域での連携を深めるきっかけを作るため「地域円卓会議」を開催します。	区民まつり 10/4(土)、10/5(日)に開催 円卓会議 10地区で開催	①維持・推進	区民まつりは令和8年度以降も開催する。円卓会議については、必要に応じて開催予定。	地域振興課
116			シニアふれあい食事会	シニアふれあい食事会を実施している団体に運営経費の一部助成を行います。	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 20団体	①維持・推進	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を行う。	長寿支援課

④女性の健康

117			プレコンセプションケア	妊娠に必要な情報を提供し、妊孕性検査費用を助成することで、妊娠を希望する者が妊娠できるよう支援します。	プレコンセプションケア講座 2回開催 50人参加 妊よう性検査費用助成 27件	②拡充	R7より保健サービス課に移管し、特定不妊治療費の助成制度等と一体的に実施している。	保健サービス課
-----	--	--	-------------	---	---	-----	---	---------

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
118			女性のための健康講座＆相談	女性医師による相談とミニ講座を実施します。歯科相談・栄養相談・乳がん自己触診法体験を加えて実施します。	6回開催 ①女性医師による相談 14人 ②ミニ講座 25人 (骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック)	①維持・推進	6回開催予定 ①女性医師による相談 ②ミニ講座(骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック等、各分野の講座)	健康政策課
119	再掲		乳がんキャンペーン事業	乳がんの予防啓発として、自己触診法の講習会を実施し、乳がんの早期発見のための啓発グッズ等を配布します。	啓発グッズの配布 3,800個	①維持・推進	啓発グッズの配布等を通して、乳がん検診受診率向上の目指した事業展開をしていく。	健康政策課
120			骨粗しょう症検診	骨粗しょう症予防のため、生活習慣を見直す機会として、検診を行います。また、転倒・骨折予防の環境整備に役立つ知識・情報を提供します。	受診者数 2,346人	①維持・推進	誕生月前後3か月としていた受診期間を拡充し、受診しやすい環境の整備を進める。	健康政策課
121			性差を考慮した情報提供	男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、講座や情報誌等による情報提供を行います。また、女性のライフステージに応じた知識・情報を提供します。	①スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No.64にて、「子どもたちを守るための学校と家庭での性教育」についての特集記事を掲載。 ②区民企画協働事業にて、妊婦とパートナーを対象(どちらかおひとりでの参加も可)とした「産育休前にやる事、知る事！パパママ講座(全2回)」を開催。 内容:第1回「産前産後の身体とボディケアとエクササイズ、産前産後の栄養」第2回「産育休取得前に職場ですること・復職準備、パートナーシップ」 参加者数:第1回は6組。第2回は5組と夫のみ1名、妻のみ1名。	①維持・推進	女性のライフステージに応じたところからの健康に関して、情報誌及び講座を通じて、知識や情報を提供していく。	多様性社会推進課
122	再掲	★	(仮称)北区健康づくり推進条例	様々な主体の連携により、健康施策の総合的な推進を図る。	検討会、庁内作業部会を設置し、条例の内容を検討。条例制定に向けたアンケート調査を実施した。	①維持・推進	パブリックコメント等を通じて内容を精査し、令和9年4月の制定を目指す。	健康政策課

基本施策(3)食育の推進【食育推進計画】

①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

123	再掲	★	野菜摂取量の増加に向けた食育推進(東京北区マイベジプロジェクト)	野菜の摂取量を増やすため、区と関係機関が一体となって取り組みます。	①味の素株式会社 ・メニュー紹介リーフレット2種作成・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシビカード4種作成、量販店での掲示・配布 【区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー赤羽店、ヨークフーズ王子店、イオンスタイル赤羽 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシビカード等の設置	①維持・推進	①味の素株式会社 ・メニューブックの作成・配付 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシビカードの作成、量販店での掲示・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー他 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシビカード等の設置	健康政策課
124	再掲	★	乳幼児健康診査	①健康診査、保健指導等を行います。乳幼児の発育・発達状況に応じて、児童発達支援センターにつなげます。 ②むし歯、歯列不正の早期発見やかかりつけ歯科医への受診勧奨をします。	①3～4か月児健康診査 2,419人 6～7か月児健康診査 2,349人 9～10か月児健康診査 2,263人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人 ②1歳6か月児歯科健診 70回 2,312人 3歳児歯科健診 70回 2,239人	②拡充	受診時において、今後も母子が安全に受診できる環境を確保しながら実施していく。4月から直営で5歳児健診を、10月から公費負担による1か月児健診を開始。	保健サービス課
125			食育講座	各世代の食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な食育事業を行います。	【親子クッキング教室】9回 271名 【児童館派遣講座】39回 944名 【食育体験教室「理科で食育」】6回 190名	①維持・推進	【親子クッキング教室】 年9回 開催予定 【児童館派遣講座】 年50回程度 開催予定 【食育体験教室「理科で食育」】 年6回 開催予定	健康政策課
126	再掲		北区みんなで楽しむ食育フェア(食育講演会等を含む)	各世代の食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な関係機関協力のもと開催します。	【食育フェア】1,176名参加 【食彩親子クッキング教室】14組 28名参加 【食育講演会】1回 54名参加	①維持・推進	令和8年度も食育フェア及び関連事業の親子クッキング教室、食育講演会を開催予定	健康政策課
127	再掲		健康づくり推進店	外食やお弁当・惣菜などの栄養に関する情報を提供しているお店を「健康づくり推進店」として登録します。	登録店実数 141店舗 ヘルシーメニュー 73店舗 シニア元気メニュー 37店舗 野菜たっぷりメニュー 95店舗	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	健康政策課
128	再掲		女性のための健康講座＆相談	女性医師による相談とミニ講座を実施します。歯科相談・栄養相談・乳がん自己触診法体験を加えて実施します。	6回開催 ①女性医師による相談 14人 ②ミニ講座 25人 (骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック)	①維持・推進	6回開催予定 ①女性医師による相談 ②ミニ講座(骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック等、各分野の講座)	健康政策課
129	再掲		骨粗しょう症検診	骨粗しょう症予防のため、生活習慣を見直す機会として、検診を行います。また、転倒・骨折予防の環境整備に役立つ知識・情報を提供します。	受診者数 2,346人	①維持・推進	誕生月前後3か月としていた受診期間を拡充し、受診しやすい環境の整備を進める。	健康政策課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
130	再掲		ソーシャル・キャピタルを活かした健康づくりの推進	企業や団体等の健康づくり活動を支援するための助成制度を新設、普及啓発のためのモデル事業を展開します。	健康づくり活動支援助成 3団体 グループ紹介紙を毎年作成 43グループ掲載	⑦その他	新規助成団体は引き続き募集していく。グループ紹介紙も引き続き作成予定。	健康政策課
131	再掲		赤ちゃん学級	妊娠期の栄養・食生活に関する情報提供を行います。	実施回数 84回 参加者数 1,801人	①維持・推進	令和7年度より赤ちゃん学級に統合している。	保健サービス課
132	再掲		離乳食講習会、幼児食講習会	離乳食や幼児食の回数や量、調理形態、味などについて、試食を交えて具体的な指導を行います。	離乳食講習会 36回 530人 幼児食講習会 30回 255人	①維持・推進	着実に推進していく。	保健サービス課
133	再掲		乳幼児相談（出張健康教育）	町会や児童館等に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が出向き、勉強会の講師等の支援活動を行います。	児童館 42回 838人参加	①維持・推進	引き続き各分野での健康相談に応じていく。	保健サービス課
134	再掲		歯科保健相談（歯科健診、予防処置、歯みがき教室等）	仕上げ磨きや口腔機能発達不全症予防に関する啓発を行います。	歯科健診 36回 816人 予防処置 63回 237人 歯みがき教室 36回 286人	①維持・推進	歯の萌出から乳歯列完成時期の相談先として口腔の健全な発育発達を促し、かかりつけ歯科医院受診向上の啓発をしていく。	保健サービス課
135			調理保育（保育園で育てた野菜等の調理）	保育園で育て、実った収穫物を利用した園児参加の調理等を行います。	全区立保育園（直営25園、指定管理園17園）で野菜等の栽培を実施した一部の園で、調理保育も再開	①維持・推進	野菜等の栽培を実施した一部の園で実施予定	保育課
136			家庭配布献立表（栄養指導コラム等）（保育園）	毎月の献立紹介と、望ましい子どもの食事・栄養・食文化・旬の食材紹介などの栄養指導コラムを作成します。	全区立直営保育園で実施	①維持・推進	全区立直営保育園で実施予定	保育課
137			地域育てあい事業（離乳食講習会・離乳食体験会、ふれあい給食）	離乳食講習会を実施し、試食、相談等を行います。また、親子を招いて会食会を実施し、「食育」の啓発を行います。	離乳食講習会・離乳食体験会：一部の園で、離乳食講習会を再開 ふれあい給食：実施なし	①維持・推進	離乳食講習会・離乳食体験会・ふれあい給食：状況に応じて実施予定。	保育課
138			離乳食講座（児童館）	児童館での乳幼児クラブの集いにおいて、管理栄養士・栄養士による離乳食講座を実施します。	児童館等20館で実施	①維持・推進	児童館・子どもセンター20館で実施予定	子どもわくわく課
139			クッキングタイム（児童館等）	児童館等で、地域の子どもたちが様々な遊びを考えたり、また、食の重要性や楽しさを学ぶクッキングタイムを実施します。	児童館等20館で実施	①維持・推進	児童館等20館で実施予定	子どもわくわく課
140			放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	放課後や学校休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。	全校（33校）導入済み 行事食・伝統食・手作り料理実習を実施	①維持・推進	全校（33校）導入済み	子どもわくわく課
141	再掲		食育リーダーの配置・食育推進チームの設置による食育の推進	区内の全小・中学校、義務教育学校で食育リーダーを配置、食育推進チームを設置し、食育を推進します。	北区立学校の食育リーダー及び栄養士を対象に、児童・生徒の健康づくりと学校給食の諸課題に関する研修を実施	①維持・推進	北区立学校の食育リーダー及び栄養士に対して、児童・生徒の健康づくりと学校給食の直面する諸課題の理解及び計画的な指導に関する研修を実施予定。	教育指導課
142	再掲		介護予防講演会（栄養）	シニア向け栄養講演会を実施します。	実施回数 1回 参加者数 69人	①維持・推進	介護予防・フレイル予防の3つの主要な対策の一つである栄養に関する講座を実施予定（1回）	長寿支援課
143	再掲		介護予防拠点施設 ぶらっとぽーむ滝野川東・桐ヶ丘 出前講座	地域で活動する65歳以上のグループに、高齢者に多い低栄養を予防し、元気に長生きするための食生活について普及啓発を行います。	出前講座 135回実施	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課
144			高齢者会食推進事業	高齢者を対象とした会食及び配食サービス活動を自主的に実施している団体への活動費補助を実施しています。	高齢者会食事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 2団体	①維持・推進	令和8年度は、高齢者会食事業実施団体に対し補助を行う。令和9年度以降、シニアふれあい食事会への移行を検討。	長寿支援課
145	再掲		シニアふれあい食事会	シニアふれあい食事会を実施している団体に運営経費の一部助成を行います。	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 20団体	①維持・推進	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を行う。	長寿支援課
146			夏休み親子おもしろ科学体験	食中毒予防について、食品及び手洗いに関する実験並びに食中毒に関するパネル等を展示、親子で楽しく学びます。	集合形式で2回実施、26人参加	①維持・推進	2回 各回20名程度で実施予定。	生活衛生課

②持続可能な食を支える食育の推進

147	再掲		食育講座	各世代の食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な食育事業を行います。	【親子クッキング教室】 9回 271名 【児童館派遣講座】 39回 944名 【食育体験教室「理科で食育」】 6回 190名	①維持・推進	【親子クッキング教室】 年9回 開催予定 【児童館派遣講座】 年50回程度 開催予定 【食育体験教室「理科で食育」】 年6回 開催予定	健康政策課
148			北区みんなで楽しむ食育フェア（食育講演会等を含む）	各世代の食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な関係機関協力のもと開催します。	【食育フェア】 1,176名参加 【食彩親子クッキング教室】 14組 28名参加 【食育講演会】 1回 54名参加	①維持・推進	令和8年度も食育フェア及び関連事業の親子クッキング教室、食育講演会を開催予定	健康政策課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
149	再掲		調理保育 (保育園で育てた野菜等の調理)	保育園で育て、実った収穫物を利用した園児参加の調理等を行います。	全区立保育園(直営25園、指定管理園17園)で野菜等の栽培を実施した一部の園で、調理保育も再開	①維持・推進	野菜等の栽培を実施した一部の園で実施予定	保育課
150	再掲		家庭配布献立表(栄養指導コラム等) (保育園)	毎月の献立紹介と、望ましい子どもの食事・栄養・食文化・旬の食材紹介などの栄養指導コラムを作成します。	全区立直営保育園で実施	①維持・推進	全区立直営保育園で実施予定	保育課
151	再掲		クッキングタイム(児童館等)	児童館等で、地域の子どもたちが様々な遊びを考えたり、また、食の重要性や楽しさを学ぶクッキングタイムを実施します。	児童館等20館で実施	①維持・推進	児童館等20館で実施予定	子どもわくわく課
152	再掲		放課後子ども総合プラン (わくわく☆ひろば)	放課後や学校休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を提供しています。	全校(33校)導入済み 行事食・伝統食・手作り料理実習を実施	①維持・推進	全校(33校)導入済み	子どもわくわく課
153			子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業	子ども食堂実施団体に補助金を交付し、子ども達が安心できる地域の居場所づくりを推進します。	子ども食堂運営団体補助金交付(上限53万円) 配食実施団体補助金交付(上限77万円) 子ども食堂運営及び配食実施団体補助金交付(上限130万円) 連携強化型事業実施団体運営補助金交付(上限206万円) 学習指導実施経費補助金交付(上限6万円)※加算分 新たな子ども食堂の立ち上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費補助金交付(上限50万円)※加算分 補助団体:23団体	①維持・推進	子ども食堂運営団体補助金交付(上限53万円) 配食実施団体補助金交付(上限77万円) 子ども食堂運営及び配食実施団体補助金交付(上限130万円) 連携強化型事業実施団体運営補助金交付(上限206万円) 学習指導実施経費補助金交付(上限6万円)※加算分 新たな子ども食堂の立ち上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費補助金交付(上限50万円)※加算分	子ども未来課
154	再掲		食育リーダーの配置・食育推進チームの設置による食育の推進	全小・中学校、義務教育学校に食育リーダーの配置、食育推進チームの設置により、食に対する学校全体の意識を高め、区内全体の食育の推進に努めていきます。	北区立学校の食育リーダー及び栄養士を対象に、児童・生徒の健康づくりと学校給食の諸課題に関する研修を実施	①維持・推進	北区立学校の食育リーダー及び栄養士に対して、児童・生徒の健康づくりと学校給食の直面する諸課題の理解及び計画的な指導に関する研修を実施予定。	教育指導課
155			学校給食を通じた食育	東京都産の食材を学校給食に取り入れ、児童・生徒への地産地消に関する普及啓発を行います。	区立学校で東京都産食材を使用した給食を提供した。	①維持・推進	学校給食週間などに合わせて、東京都産の食材を給食に取り入れ、児童・生徒への食材に対する普及啓発も行う。	学校支援課
156			災害用備蓄食料の給食での活用	防災・危機管理課と連携し、賞味期限間近の災害用備蓄食料アルファ化米を有効活用するため、希望校において給食で提供します。	使用希望校を募り、年間で27校において災害用備蓄食料アルファ化米を使用した。	①維持・推進	各校配置の栄養士に給食使用例などの共有を図り、災害用備蓄食料アルファ化米の給食提供の学校数を増加させる予定。	学校支援課
157			家政大とおいしくサイクル	生ごみ減量のために、野菜の葉、茎、皮などを活用したレシピを作成し、区民に対して普及啓発を図ります。	・区内イベント等でこれまで作成したレシピを配布し、食品ロス問題について普及啓発を実施した。 ・レシピを活用した調理実習会を実施した。	①維持・推進	・これまで作成したレシピ冊子について、北区ホームページ、SNS、北区環境ポータルサイト等で周知する。 ・レシピを使用した調理実習会を開催する。	循環社会推進課
158			フードドライブ事業	食品ロス削減等の観点から、家庭における未利用食品を回収し、区内子ども食堂等に提供します。	・イオンリテール株式会社と「フードドライブの実施に関する協定書」を取り交わし、令和7年3月から常時受付窓口を設置した(R8.3末時点11箇所を設置)。 ・区内各種イベントにて、臨時受付窓口を設置した。	①維持・推進	・常設受付窓口を引き続き設置するとともに、窓口の拡大について検討を行う。 ・区内各種イベントにて、臨時受付窓口を設置する。	循環社会推進課
159			文化センター料理講座	健康や国際理解などのテーマに合わせた調理実習講座を実施します。	■滝野川文化センター講座 「牛乳すこやかクッキング～桜エビのカルシウムご飯、ミルクプリンなど～」 「とり肉安全クッキング～ナポレオンの鶏料理マレンゴほか～」 「日本の郷土料理を楽しもう～京都のお雑煮＆岩手のお雑煮」 「昔ながらの方法でかつおぶしを削って、おいしい出汁をとってみよう！」 「親子料理教室～親子でこねこね！ニョッキDEイタリアン～」 「世界の家庭料理～世界のギョーザ(蒸・焼き・揚げ編)～」 「世界の家庭料理～ボルシチとピロシキ～」 「I Love Kitaku 北区ゆかりのひとを知る・学ぶ」ドナルド・キーンさんのゆかりの手料理～エビのリゾット～」 ■赤羽文化センター講座 「手打ちうどんと種つゆ作り～夏野菜を無駄なく使い切る簡単総菜～」、「ほうとうを種から作って美味しく作れるコツを学びましょう！」、「初心者のための秋の和菓子づくり(お豆腐団子・みたらし・ずんだ・ごま・粒あん)」、「春の和菓子どら焼き二種&きな粉菓子・桜もち二種」、家庭で簡単にできて美味しい鶏肉料理を学びましょう～炊飯器で胸肉のカオマンガイ、手羽先でタッカンマリなど～、「親子料理教室～手作りソーセージでホットドック～」、「親子料理教室～揚げないフライドチキンとビール風ゼリー～」各1回	①維持・推進	■滝野川文化センター講座 「初心者のための男だけの料理入門～チキンカレーとサモサづくり～」 「災害に備えて作ってみよう！メスティンと缶詰で作る炊き込みご飯」 「昔ながらの方法でかつおぶしを削って、そうめんつゆを作ってみよう」 「親子料理教室～沖縄料理のタコライスを作ろう～」 ※他料理室活用講座の予定あり ■赤羽文化センター講座 「初心者のためのパン作り～はじめての一步から」 「親子料理教室」※他小麦粉、和菓子等の講座の予定あり	生涯学習・学校地域連携課
160			ふるさと農家体験館生活体験講座(古民家年中行事)	年中行事の再現を通して、地域文化の継承を図ります。	「端午の節句」「お正月の準備でのもちつき」「お月見」「節分・豆まき」などの年中行事を実施	①維持・推進	令和8年度事業予定 令和7年度同様「端午の節句」「お正月の準備でのもちつき」「お月見」「節分・豆まき」などの年中行事を実施する予定	飛鳥山博物館

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
161			ふるさと農家体験館生活体験講座（季節の野菜作り）	季節の野菜を栽培・収穫し、その作物を使って調理をし、食育についても学びます。	「春野菜作り」5月～7月 全4回、参加者延べ48名 「秋野菜作り」9月～11月 全3回、参加者延べ50名	①維持・推進	令和8年度事業予定 1.「春野菜作り」を5月6日～。全4回で、栽培・収穫を行い、収穫した野菜を調理する予定。 2.「秋野菜作り」も春野菜同様に行う予定。食育として講義・実習を春、秋1回ずつ行う予定。	飛鳥山博物館
162			食育関連図書展示の実施	食育をテーマとした図書の展示、及びブックリストの作成、配布を行います。	食育フェアに参加し、食育に即した図書資料リストの配布。食育フェア開催日を含め約1か月間、食育関連図書の特設展示、図書館所蔵の食育に即した図書資料リストの作成、配布。	①維持・推進	食育フェアに参加し、資料紹介パネル展示及び食育に即した図書資料リストの配布。食育フェア開催日を含め約2か月間、食育関連図書の特設展示、図書館所蔵の食育に即した図書資料リストの作成、配布。	中央図書館
163			「すいとんの試食会」の実施	北区平和記念週間事業の一環として「すいとんの試食会」を実施します。	すいとん200食を配布	①維持・推進	北区商店街連合会が主体となり実施する。	産業振興課

③「新たな日常」やデジタルに対応した食育の推進

164	再掲		野菜摂取量の増加に向けた食育推進（東京北区マイベジプロジェクト）	バランスの良い食事に加えて、野菜の摂取量を増やすため、区と関係団体、企業が共同で取組みます。	①味の素株式会社 ・メニュー紹介リーフレット2種作成・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシビカード4種作成、量販店での掲示・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー赤羽店、ヨークフーズ王子店、イオンスタイル赤羽 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシビカード等の設置	①維持・推進	①味の素株式会社 ・メニューブックの作成・配付 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ②キュービー株式会社 ・レシビカードの作成、量販店での掲示・配布 ・区役所食堂とのコラボメニュー展開 ③イトーヨーカドー他 ・ベジチェックの期間限定設置 ・レシビカード等の設置	健康政策課
165	再掲	★	健康アプリ「あるきた」を活かした健康づくり	スマートフォンを活用した健康づくり総合アプリで、インセンティブによる健康づくりのきっかけをつくり、継続的に支援します。	ポイント獲得キャンペーンの実施と機能を順次拡充 ポイント付与期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ポイントの次年度への繰り越しが可能となった。 登録者 累計30,436人（令和8年3月31日時点）	①維持・推進	これまでの機能に加えて、さらなる運動習慣定着のための機能や若い世代のアプリの実利用者数を増やすための機能の追加等を行う。	健康政策課
166	再掲		食育講座	各世代の食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な食育事業を行います。	【親子クッキング教室】 9回 271名 【児童館派遣講座】 39回 944名 【食育体験教室「理科で食育」】 6回 190名	①維持・推進	【親子クッキング教室】 年9回 開催予定 【児童館派遣講座】 年50回程度 開催予定 【食育体験教室「理科で食育」】 年6回 開催予定	健康政策課
167	再掲		北区みんなで楽しむ食育フェア（食育講演会等を含む）	各世代の食のあり方や食べる楽しさ、大切さを学び体験してもらうため、様々な関係機関協力のもと開催します。	【食育フェア】 1,176名参加 【食彩親子クッキング教室】 14組 28名参加 【食育講演会】 1回 54名参加	①維持・推進	令和8年度も食育フェア及び関連事業の親子クッキング教室、食育講演会を開催予定	健康政策課

基本施策(4)ソーシャル・キャピタルを活かした健康づくりの推進

168		★	ソーシャル・キャピタルを活かした健康づくりの推進	企業や団体等の健康づくり活動を支援するための助成制度を新設、普及啓発のためのモデル事業を展開します。	健康づくり活動支援助成 3団体 グループ紹介紙を毎年作成 43グループ掲載	⑦その他	新規助成団体は引き続き募集していく。グループ紹介紙も引き続き作成予定。	健康政策課
169			自主グループ活動支援	介護予防の自主グループへ、理学療法士や看護師などの専門職を派遣し、活動の助言指導を行います。	自主グループ交流会 介護予防拠点施設で同様の事業を区内2か所で4回開催しており、課では開催しなかった。 自主グループ立上げ件数 17グループ 支援自主グループ数 192グループ	①維持・推進	通いの場立上げ教室、ご近所体操教室で立ち上がった自主グループの活動継続支援として、リハビリテーション専門職を派遣し活動の助言指導を行う。	長寿支援課
170	再掲		ご近所体操教室	身近な場所に、運動指導員や看護師が出向き、筋力アップ体操や体力測定を行います。	全16回＋フォロー講座1回を1クール・15人参加	①維持・推進	継続して全16回＋フォロー講座1回の1クールを実施。	長寿支援課
171			介護予防リーダーの養成	自主グループづくりや、高齢者あんしんセンターなどが行っている介護予防活動の支援をします。	養成講座（全8回） 20人参加	①維持・推進	全8回の養成講座を継続実施。	長寿支援課
172	再掲		筋力アップ体操教室	月3回、筋力トレーニング、ストレッチや北区さくら体操を実施します。	実施回数 627回 参加者数 31,029人	①維持・推進	筋力アップ体操教室を長寿支援課の「通いの場立上げ教室」と一元化して「（仮称）フレイル予防教室」を立ち上げ予定。数年かけ段階的に移行。令和8年度は各会場で月3回教室を開催。	健康政策課
173			さくら体操指導員の養成	北区さくら体操指導員の養成、健康づくりグループの育成支援を行います。	リーダー講習会 2回開催 参加者13名 フォロー講習会 4回開催 参加者80名	①維持・推進	フォロー講習、新規養成講習を実施予定	健康政策課
174			楽しい食の推進員の養成	北区楽しい食の推進員等の養成、支援を行います。	【定例会】 11回開催 延155名参加 【研修会】 1回開催 延16名参加	①維持・推進	【定例会】年11回 開催予定	健康政策課
175	再掲		健康フェスティバル	10～11月にかけて、健康づくりのイベントや講座を開催します。	参加者数 1,356人 （ウォーキング大会を除く）	①維持・推進	前年度と同様に実施する。	健康政策課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
176			地域のきずなづくり推進プロジェクト	毎年10月を「北区きずなづくり月間」と定め、第1週の土日に町会・自治会、青少年地区委員会が主催する「ふるさと北区区民まつり」を開催します。また、地域での連携を深めるきっかけを作るため「地域円卓会議」を開催します。	区民まつり 10/4(土)、10/5(日)に開催 円卓会議 10地区で開催	①維持・推進	区民まつりは令和8年度以降も開催する。円卓会議については、必要に応じて開催予定。	地域振興課
177			多様な社会参加への支援	人生100年時代に向けて、高齢者の就労をはじめとした活動を支援し、多様な活動・活躍の場の創出に取り組めます。	【いきがい活動センター】 利用者数 42,617人 【シルバー人材センター活動支援：高齢福祉課】 会員数 2,192人 シルバー人材センターの運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるよう支援 【いきいきサポーター制度：長寿支援課】 受入施設 94施設 登録者 574人	①維持・推進	【高齢福祉課】 いきがい活動センターにおいて高齢者の就労と社会参加につながる「いきがいづくり」を支援し推進する。 シルバー人材センターの運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるように支援していく。 【長寿支援課】 継続して事業を実施。	高齢福祉課 長寿支援課
178			ことぶき大学	区内在住・在勤の60歳以上の方を対象に生活・健康・文学・音楽・時事問題等幅広いテーマで公開講座を実施します。	9～10月に8回講座として実施。(受講者数計1,866名)	①維持・推進	9～10月に8回対面講座として実施。	生涯学習・学校 地域連携課
179	再掲		シニアふれあい食事会	シニアふれあい食事会を実施している団体に運営経費の一部助成を行います。	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 20団体	①維持・推進	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を行う。	長寿支援課
180			高齢者いきいきサポーター制度	65歳以上の方が、いきいきサポーター制度に登録し、指定された受け入れ施設で活動時間数に応じたポイントを付与及び交付金を交付します。	受入施設 94施設 登録者 574人	①維持・推進	継続して事業を実施予定。	長寿支援課
181			高齢者デジタルバйд解消事業	ICT機器に不慣れな高齢者を対象に、スマートフォンを活用した講座及び操作相談会、交流会(eスポーツを含む)を実施します。	・講座80講座 958人 (初級コース449人・中級コース509人) ・相談会6回 292人 ・交流会1回 59人	⑥終了	令和5～7年度までの3か年事業のため、令和7年度終了。	長寿支援課

「北区ヘルシータウン21(第三次)」進捗状況報告書

【分野2】疾病対策と医療連携

基本施策(5)早期発見・早期治療の推進

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
1		★	受診勧奨(特定健康診査)	特定健康診査を未受診の方や定期的に受診していない方に、受診勧奨を実施します。	受診勧奨通知発送 8月・10月 勧奨実施延べ件数(はがき) 28,352件 勧奨実人数(はがき) 19,452人 勧奨実施延べ件数(SMS) 10,828件 勧奨実人数(SMS) 7,421人	①維持・推進	はがきのデザインを一部変更し、引き続き、はがきとSMSによる年2回の受診勧奨を継続。	国保年金課
2		★	後期高齢者健康診査	生活習慣病の早期発見、健康を保持・増進、生活の質の確保を目的として実施します。	実施期間 6月～翌年1月 受診券発送数 47,877人 受診者数 23,143人 受診率 48.3%	①維持・推進	実施期間6月～翌年1月を継続。	健康政策課 国保年金課
3	再掲	★	乳幼児健康診査	①健康診査、保健指導等を行います。乳幼児の発育・発達状況に応じて、児童発達支援センターにつなげます。 ②むし歯、歯列不正の早期発見やかかりつけ歯科医への受診勧奨をします。	①3～4か月児健康診査 2,419人 6～7か月児健康診査 2,349人 9～10か月児健康診査 2,263人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人 ②1歳6か月児歯科健診 70回 2,312人 3歳児歯科健診 70回 2,239人	②拡充	受診時において、今後も母子が安全に受診できる環境を確保しながら実施していく。 4月から直営で5歳児健診を、10月から公費負担による1か月児健診を開始。	保健サービス課
4			特定健康診査	メタボリックシンドローム該当者等を早期発見し、生活習慣病の予防を目的として実施します。	実施期間 6月～翌年1月 受診者数(R7年度暫定値) 17,314人 受診率(R7年度暫定値) 39.6%	①維持・推進	実施期間6月～翌年1月を継続。	健康政策課 国保年金課
5			特定保健指導	特定健康診査の結果、対象となった方に、生活習慣病を予防するための保健指導を実施します。	(R6年度法定報告値) 特定保健指導終了者 350人 実施率 18.8%	①維持・推進	動機付け支援・積極的支援を継続して実施。積極的支援のプログラム数を拡充する。	国保年金課
6			利用勧奨(特定保健指導)	特定保健指導を未利用の方に、利用勧奨を実施します。	(R6年度法定報告値) 対象者数 1,869人 利用勧奨率 100%	①維持・推進	引き続きICT面談の実施。 保健指導を利用しやすい仕組みを検討。	国保年金課
7			健康増進健診	特定健康診査及び後期高齢者健康診査の対象とならない方に、健診を実施します。	受診券発送数 6,979人 受診者数 1,534人 受診率 22.0% ※40～74歳及び75歳以上を合算	①維持・推進	実施期間6月～翌年1月を継続。	健康政策課
8	再掲	★	歯周病検診、口腔機能維持向上健診	20歳以上は歯周病検査、75歳以上は口腔機能検査を実施します。	受診者数 歯周病検診 5,084人 口腔機能維持向上健診 4,669人	①維持・推進	引き続き、区ニュース、ホームページを更新し、普及啓発を推進する。	健康政策課
9			若年健康診査	生活習慣病予防を図り、健康づくりへの意識を高める目的で実施します。	受診者数 770人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	健康政策課
10			被保護者健康管理支援事業	被保護者の生活習慣病の予防等を推進するため、早期受診の勧奨や治療中断の解消を行い、健康や生活の質の向上につなげます。	対象者:14名 ⇒ 10名(4名は中止) ①初回面接(生活改善目標の設定) ②電話支援 ③中間面接 ④電話支援 ⑤最終面接(結果と評価)	①維持・推進	対象者:45名程度 ①初回面接(生活改善目標の設定) ②電話支援 ③中間面接 ④電話支援 ⑤最終面接(結果と評価)	生活福祉課
11	再掲		障害者施設等歯科健診	障害者施設及び高齢者施設の利用者で通常の受診が困難な方を対象に、健診・口腔ケアを行います。施設スタッフ向けに口腔ケアの講習も実施します。	障害者施設 11施設240名 特別養護老人ホーム 7施設 745名 指導員向け研修 6回	①維持・推進	引き続き、感染症等に注意しながら、健診を通じて、障害者及び要介護高齢者の歯の健康保持増進を図っていく。	健康政策課
12	再掲		歯科健康診査(保育園・幼稚園)	歯科医師会に委託し保育園、私立幼稚園園児の歯科健診を実施します。	歯科健康診査(保育園・幼稚園)受診者数 9,732人	①維持・推進	引き続き実施する。	保健サービス課
13			定期健康診断(歯科)	区立幼稚園・こども園で、定期健康診断を実施します。	受診者数 区立幼稚園・こども園 136人	①維持・推進	4月から6月に定期健康診断を実施する。	学校支援課
14			定期健康診断(歯科)	区立小・中学校・義務教育学校で定期健康診断を実施します。	受診者数 区立小学校、義務教育学校前期 14,477人 区立中学校、義務教育学校後期 4,773人 (令和6年度義務教育学校開校)	①維持・推進	4月から6月に定期健康診断を実施する。	学校支援課
15			定期健康診断	区立幼稚園・こども園・小・中学校・義務教育学校で定期健康診断を実施します。(内科・眼科・耳鼻科) 対象:全学年	受診者数 区立幼稚園・こども園 136人 区立小学校、義務教育学校前期 14,477人 区立中学校、義務教育学校後期 4,773人 (令和6年度義務教育学校開校)	①維持・推進	4月から6月に定期健康診断を実施する。	学校支援課
16			心臓健診	区立小・中学校・義務教育学校で心臓健診を実施します。 対象:小学1・4年生、中学1年生、その他必要と認めたもの	受診者数 区立小学校、義務教育学校前期 5,233人 区立中学校、義務教育学校後期 1,702人 (令和6年度義務教育学校開校)	①維持・推進	4月から6月に定期健康診断を実施する。	学校支援課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
17			腎臓健診	区立幼稚園・こども園・小・中学校・義務教育学校で腎臓健診を実施します。 対象：全学年	受診者数 区立幼稚園・こども園 132人 区立小学校、義務教育学校前期 14,596人 区立中学校、義務教育学校後期 4,893人 (令和6年度義務教育学校開校)	①維持・推進	4月から6月に定期健康診断を実施する。	学校支援課
18			脊柱側わん検診	区立小・中学校・義務教育学校で脊柱側わん検診を実施します。 対象：小学5年生・中学1年生・内科健診抽出者	受診者数 区立小学校、義務教育学校前期 2,590人 区立中学校、義務教育学校後期 1,890人 (令和6年度義務教育学校開校)	①維持・推進	4月から9月に脊柱側わん検診を実施する。	学校支援課
19	再掲		骨粗しょう症検診	骨粗しょう症予防のため、生活習慣を見直す機会として、検診を行います。また、転倒・骨折予防の環境整備に役立つ知識・情報を提供します。	受診者数 2,346人	①維持・推進	誕生月前後3か月としていた受診期間を拡充し、受診しやすい環境の整備を進める。	健康政策課
20	再掲		妊産婦健康診査	公費負担による妊婦健康診査を実施します。	妊婦健康診査受診 延41,498人 産婦健康診査受診 2,333人	②拡充	前年度と同規模で実施予定。10月から公費負担による産婦健診を実施。	保健サービス課
21	再掲		妊産婦歯科健康診査	妊娠期特有のむし歯、歯周病リスク低減のため妊娠前から産後1年未満の方を対象とした歯科健診を実施します。	受診者数 826人	①維持・推進	妊産婦歯科健診と併せて、生まれてくる子どもの歯を守り育てるための知識の普及を行います。	保健サービス課

基本施策(6)医療連携の推進

22		★	北区地域医療会議の開催	医療提供体制の確保について検討し、地域医療に係るビジョンを策定するとともに、関係者間の情報共有や意見交換、ビジョンに基づく施策の進捗の確認のため、北区地域医療会議を開催します。	地域医療会議 1回開催	①維持・推進	引き続き、北区地域医療ビジョンに基づく施策及びそのほか医療提供体制の確保等について検討する。	健康政策課
23		★	在宅医療実務研修支援事業	在宅療養支援体制の充実を図るため、医師の在宅医療を学ぶ機会づくりに対し支援を実施します。	補助件数 51件	①維持・推進	引き続き、医師に対する在宅医療を学ぶ機会づくりに対し支援を実施する。	健康政策課
24		★	訪問看護師の人材育成・確保及び事業所支援	訪問看護ステーションの体制の充実を図り、在宅療養支援体制の推進を図ります。	補助件数 4件	①維持・推進	引き続き、訪問看護ステーションの体制の充実を図り、在宅療養支援体制の推進を図る。	健康政策課
25	再掲		糖尿病医療連携	北区糖尿病医療連携推進委員会への出席等により、区内の医療連携を推進します。	北区生活習慣病(糖尿病)予防講演会 63名	①維持・推進	引き続き、検討会や講演会等を通じて、医療連携を図っていく。	健康政策課
26			かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の定着	かかりつけ医等の定着及び地域の医療・介護関係者や関係団体との連携づくりを推進します。 在宅療養支援に関わる専門職及び区民を対象とした「在宅療養あんしんハンドブック」を作成します。	令和5年度作成したかかりつけ医普及啓発チラシ・ポスターを引き続き配布した。	①維持・推進	引き続き、かかりつけ医等に関する啓発用チラシ等の作成・配布を行う。	健康政策課
27			多職種連携研修会及び顔の見える連携会議の実施	地域の医療・介護関係者や関係団体との連携づくりを推進します。	多職種連携研修会 2回開催(192名参加) 顔の見える連携会議 4回開催(162名参加)	①維持・推進	引き続き、多職種連携研修会及び顔の見える連携会議を開催する。	健康政策課
28			在宅療養関連の講演会や講座の開催	在宅療養やACP(アドバンスケアプランニング)に関する普及啓発を推進します。	厚生労働省が作成したACPに関する資料を活用し、SNSを通じて普及啓発を6回実施	①維持・推進	引き続き、講演会等を通じて在宅療養推進していく。	健康政策課
29			介護者向け摂食えん下講座の開催	在宅療養者の摂食・えん下機能の重要性について、普及啓発を推進します。	実施回数 1回 参加人数 当日参加16人、動画視聴12人	①維持・推進	引き続き、摂食えん下機能の重要性等について、普及啓発を進めていく。	健康政策課
30			北区の病院・診療所・歯科診療所一覧の作成	「北区の病院・診療所・歯科診療所一覧」を作成、区有施設に配付します。	1,500部作成 配布先：保育園、児童館、小中学校、健康支援センター、図書館等	①維持・推進	1,500部作成し、保育園、児童館、小中学校、健康支援センター、図書館等へ配布予定。	生活衛生課

基本施策(7)がん対策の推進

31		★	がん検診を受けやすい体制づくり	各がん検診を実施します。	受診者数 胃がん 5,697人 肺がん 17,274人 大腸がん 19,965人 乳がん 5,245人 子宮がん 7,045人	②拡充	受診動員の強化と受診機会の拡充を検討するなど、検診事業の充実と受診率の維持向上を図る。	健康政策課
----	--	---	-----------------	--------------	--	-----	---	-------

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
32		★	がん検診の受診勧奨	がん検診対象者へ個別に勧奨・再勧奨通知を送付します。	勸奨・再勧奨通知送付数 胃がん 56,633件(勸奨)・10,532件(再勧奨) 肺がん 57,511件(勸奨)・10,787件(再勧奨) 大腸がん 57,511件(勸奨)・10,787件(再勧奨) 乳がん 35,103件(勸奨)・8,019件(再勧奨) 子宮がん 60,259件(勸奨)・9,066件(再勧奨)	①維持・推進	勸奨の方法を見直したうえで、受診勧奨対象を拡大する。	健康政策課
33		★	がん検診精密検査の受診再勧奨	要精密検査で精密検査未受診者を対象に、個別に精密検査再勧奨通知を送付します。	再勧奨通知送付数 胃がん 36件 肺がん 42件 大腸がん 307件 乳がん 77件 子宮がん 32件	①維持・推進	着実に実施する。	健康政策課
34			アピアランスケア	がん等の疾病及び治療に伴う外見(アピアランス)の変化があった方に、ウィッグや胸部補整具等の購入費用またはレンタル費用を助成します。	助成件数 206件	①維持・推進	がん等の疾病及び治療に伴う外見(アピアランス)の変化があった方に、ウィッグや胸部補整具等の購入費用またはレンタル費用を助成する。	健康政策課
35			がん予防教育	区内小・中学校、義務教育学校において、教材や外部講師を活用し、がんに関する教育を実施します。	全区立学校において、がんの予防等に関する学習を実施	①維持・推進	全区立学校において、がんの予防等に関する学習を行う。	教育指導課
36			乳がんキャンペーン事業	乳がんの予防啓発として、自己触診法の講習会を実施し、乳がんの早期発見のための啓発グッズ等を配布します。	啓発グッズの配布 3,800個	①維持・推進	啓発グッズの配布等を通して、乳がん検診受診率向上の目指した事業展開をしていく。	健康政策課
37			肺がん予防対策事業	たばこ肺がん予防に関する啓発活動を実施します。	年1回北区ニュース、HPに啓発記事を掲載 禁煙週間、健康増進月間を中心に禁煙による肺がん予防啓発を実施	⑦その他	禁煙治療費助成、たばこの害に関する啓発記事の掲載を始めとする広報活動に努める。	健康政策課

基本施策(8) 重症化予防策の推進

38	再掲	★	北区地域医療会議の開催	医療提供体制の確保について検討し、地域医療に係るビジョンを策定するとともに、関係者間の情報共有や意見交換、ビジョンに基づく施策の進捗の確認のため、北区地域医療会議を開催します。	地域医療会議 1回開催	①維持・推進	引き続き、北区地域医療ビジョンに基づく施策及びそのほか医療提供体制の確保等について検討する。	健康政策課
39			生活習慣病重症化予防	特定健康診査の結果、血糖や血圧、脂質に関する数値が受診勧奨値以上かつ医療機関を未受診の方に、勧奨を実施します。	受診勧奨(通知送付・電話)8月・10月・2月 通知勧奨者 982名 電話勧奨者 298名	①維持・推進	年3回の通知・電話による受診勧奨を継続。	国保年金課
40			糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病性腎症の方への受診勧奨と保健指導を実施します。	受診勧奨実施者 96名 そのうち、未治療者 33名 治療中断者 63名 保健指導終了者 3名	①維持・推進	特定健康診査の受診未受診に関わらず、糖尿病性腎症で治療中の方を対象に保健指導を実施	国保年金課
41	再掲		高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施	後期高齢者の保健事業について介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。	【ポピュレーションアプローチ(フレイル予防等の健康教育・健康相談事業)】352名 【ハイレスクアプローチ(糖尿病性腎症重症化予防事業)】 受診勧奨 190名、保健指導 0名 【後期高齢者に対する歯科医療機関への受診勧奨】122名	②拡充	ポピュレーションアプローチは、引き続きふれあい交流サロン及びシニアふれあい食会にて実施する。 ハイレスクアプローチは、受診勧奨者を拡大していくとともに、保健指導参加者が参加しやすいアプローチを検討していく。 新規事業として、ハイレスクアプローチ(糖尿病性腎症重症化予防事業(身体フレイル併存))を実施する(対象者は受診勧奨530名、保健指導30名を予定)。 歯科医療機関への受診勧奨も引き続き実施する。	国保年金課 高齢福祉課 長寿支援課 健康政策課
42	再掲		多職種連携研修会及び顔の見える連携会議の実施	地域の医療・介護関係者や関係団体との連携づくりを推進します。	多職種連携研修会 2回開催(192名参加) 顔の見える連携会議 4回開催(162名参加)	①維持・推進	引き続き、多職種連携研修会及び顔の見える連携会議を開催する。	健康政策課
43	再掲		在宅療養関連の講演会や講座の開催	在宅療養やACP(アドバンスケアプランニング)に関する普及啓発を推進します。	厚生労働省が作成したACPに関する資料を活用し、SNSを通じて普及啓発を6回実施	①維持・推進	引き続き、講演会等を通じて在宅療養推進していく。	健康政策課
44	再掲		介護者向け摂食えん下講座の開催	在宅療養者の摂食・えん下機能の重要性について、普及啓発を推進します。	実施回数 1回 参加人数 当日参加16人、動画視聴12人	①維持・推進	引き続き、摂食えん下機能の重要性等について、普及啓発を進めていく。	健康政策課
45			糖尿病医療連携	北区糖尿病医療連携推進委員会への出席等により、区内の医療連携を推進します。	北区生活習慣病(糖尿病)予防講演会 63名	①維持・推進	引き続き、検討会や講演会等を通じて、医療連携を図っていく。	健康政策課

「北区ヘルシータウン21(第三次)」進捗状況報告書

【分野3】親子の健康

基本施策(9)妊娠・出産の支援

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
1		★	妊産婦健康診査	公費負担による妊婦健康診査を実施します。	妊婦健康診査受診 延41,498人 産婦健康診査受診 2,333人	②拡充	前年度と同規模で実施予定。 10月から公費負担による産婦健康診査を実施。	保健サービス課
2		★	きたハビ子育てあんしんステーション(こども家庭センター)事業 (はびママたまご面接)	母子健康手帳交付時、保健師等が妊婦にはびママたまご面接を実施し、支援プランの策定や相談を行います。	はびママ(たまご)面接者 3,144人	①維持・推進	面接は前年度と同規模で実施予定。	保健サービス課
3		★	赤ちゃん訪問(新生児訪問)	新生児の授乳や世話の仕方など、各自・各家庭に沿った相談に対応します。	実施回数 2,391回 訪問人数 2,442人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	保健サービス課
4		★	妊産婦訪問	妊娠中の健康管理と出産準備、産後の母体回復等のため、保健師及び助産師が家庭を訪問し、各自の相談に対応します。	実施回数 2,573回 訪問人数 2,708人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	保健サービス課
5	再掲	★	産後デイケア事業、産後ショートステイ事業	だれもが安心して子どもを産み育てられ、それぞれの家庭状況に適した切れ目のない支援を受け、明るく穏やかな気持ちで子育てができるよう、産後ケア事業を推進していきます。	産後デイケア事業 利用日数 1,678日 産後ショートステイ事業 利用組数 700組	②拡充	実施施設数を拡大するなど、今後も利用しやすい環境の整備に取り組んでいく。また、産後アウトリーチ事業を開始している。	保健サービス課
6			妊産婦歯科健康診査	妊娠期特有のむし歯、歯周病リスク低減のため妊娠期から産後1年未満の方を対象とした歯科健診を実施します。	受診者数 826人	①維持・推進	妊産婦歯科健診と併せて、生まれてくる子どもの歯を守り育てるための知識の普及を行います。	保健サービス課
7			はびママ学級における啓発・指導	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、子育て仲間を作ることを目的に実施します。	終了	⑥終了	令和7年度より、はびママ学級は赤ちゃん学級に統合。	保健サービス課
8			赤ちゃん学級における啓発・指導	妊婦とパートナーを対象に、妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、子育て仲間を作ることを目的に実施します。	赤ちゃん学級 84回 1,801人参加	①維持・推進	実施回数を増加する。	保健サービス課
9			伴走型支援	妊婦・子育て世代に寄り添い、相談に応じ、関係機関と情報共有し必要な支援につなぎます。	はびママ(たまご)面接者数 3,144人 妊娠後期アンケート回答者数 2,833人	①維持・推進	出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠届出時、妊娠後期、出産後に行うアンケートに基づく面談等やその後の情報発信、随時の相談受付等を実施することにより、妊娠届出時から妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ。	保健サービス課
10			安心ママパパヘルパー事業	ヘルパー(ベビーシッター・産後ドゥーラ)を派遣し日常的な家事・育児を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	利用登録件数 単胎児614人※ 多胎児26人 利用者数 単胎児270人 多胎児13人 利用時間 無料分 642時間 有料分 単胎児2,310時間 多胎児751時間 ※制度拡充による再度の申請を含む	①維持・推進	前年度と同様で実施予定	子ども家庭支援センター
11			プレママ&ママーズ	養育支援のための産前・産後育児支援サポート講座を実施します。	年12回実施 参加組数 47組(妊婦1人 産婦46人 子ども46人)	②維持	前年度と同規模で実施予定。	子ども家庭支援センター
12			出産育児一時金	被保険者が出産した場合に、出産児一人につき50万円を世帯主に支給します。	給付件数 198件	①維持・推進	前年度と同規模で実施。	国保年金課

基本施策(10)子どもの発育・発達支援

13		★	予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、定期予防接種を実施します。	14種類のA類疾病に対する予防接種を実施	①維持・推進	前年度と同規模で実施	保健予防課
----	--	---	------	--	----------------------	--------	------------	-------

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
14		★	乳幼児健康診査	①健康診査、保健指導等を行います。乳幼児の発育・発達状況に応じて、児童発達支援センターにつなげます。 ②むし歯、歯列不正の早期発見やかかりつけ歯科医への受診勧奨をします。	①3～4か月児健康診査 2,419人 6～7か月児健康診査 2,349人 9～10か月児健康診査 2,263人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人 ②1歳6か月児歯科健診 70回 2,312人 3歳児歯科健診 70回 2,239人	②拡充	受診時において、今後も母子が安全に受診できる環境を確保しながら実施していく。4月から直営で5歳児健診を、10月から公費負担による1か月児健診を開始。	保健サービス課
15			就学時健診時接種勧奨チラシ配布	麻疹及び風しんの予防接種率の向上を目的とした啓発活動を行います。	区立小学校、義務教育学校前期へ2,670部配布	①維持・推進	前年度と同規模で実施	保健予防課 学校支援課
16			子ども・子育て相談	子育て相談センター館(8か所)を中心に、全児童館(20か所)で、子育ての悩みや疑問等について相談を受けます。18歳未満の子ども自身からの相談も受けています。	児童館等 専門相談員による相談人数 延5,032名	①維持・推進	児童館等で、前年度と同規模で実施予定。	子どもわくわく課
17			子どもの発達相談	18歳未満の児童の発達に関する相談を行います。また、必要な方には専門相談を行います。	新規相談件数 773件 継続相談件数 221件 専門相談件数 274件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター

基本施策(11)子育て家庭への健康支援

18		★	きたハビ子育てあんしんステーション(こども家庭センター)事業 (はびママひよこ面接)	生後6か月までの産婦を対象に、はびママひよこ面接を実施し、情報提供等を行います。	面接案内発送件数 2,528通 子ども家庭支援センター 255件 児童館・子どもセンター 1,432件 保健サービス係、各健康支援センター 315件 合計 2,002件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	子ども家庭支援センター
19	再掲	★	乳幼児健康診査	①健康診査、保健指導等を行います。乳幼児の発育・発達状況に応じて、児童発達支援センターにつなげます。 ②むし歯、歯列不正の早期発見やかかりつけ歯科医への受診勧奨をします。	①3～4か月児健康診査 2,419人 6～7か月児健康診査 2,349人 9～10か月児健康診査 2,263人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人 ②1歳6か月児歯科健診 70回 2,312人 3歳児歯科健診 70回 2,239人	②拡充	受診時において、今後も母子が安全に受診できる環境を確保しながら実施していく。4月から直営で5歳児健診を、10月から公費負担による1か月児健診を開始。	保健サービス課
20		★	産後ケア事業、産後ショートステイ事業	だれもが安心して子どもを産み育てられ、それぞれの家庭状況に適した切れ目のない支援を受け、明るく穏やかな気持ちで子育てができるよう、産後ケア事業を推進していきます。	産後ケア事業 利用日数 1,678日 産後ショートステイ事業 利用組数 700組	②拡充	実施施設数を拡大するなど、今後も利用しやすい環境の整備に取り組んでいく。また、産後アウトリーチ事業を開始している。	保健サービス課
21			子ども子育て総合相談	子育ての悩みや疑問等について相談を行います。	関係機関及び相談等対応数 延52,304件(虐待・養育困難ケース含む)	①維持・推進	民間委託に伴う名称変更(子ども子育て総合相談)・内容変更を行い、実施予定。	子ども家庭支援センター
22	再掲		伴走型支援	妊婦・子育て世代に寄り添い、相談に応じ、関係機関と情報共有し必要な支援につなぎます。	はびママ(たまご)面接者数 3,144人 妊娠後期アンケート回答者数 2,833人	①維持・推進	出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠届出時、妊娠後期、出産後に行うアンケートに基づく面談等やその後の情報発信、随時の相談受付等を実施することにより、妊娠届出時から妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ。	保健サービス課
23			乳幼児健康診査等における事故予防の普及啓発	乳幼児期の発達に合わせた事故予防について啓発します。	受診者数 3～4か月児健康診査 2,419人 1歳6か月児健康診査 2,274人 3歳児健康診査 2,237人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	保健サービス課
24	再掲		はびママ学級における啓発・指導	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、子育て仲間を作ることを目的に実施します。	終了	⑥終了	令和7年度より、はびママ学級は赤ちゃん学級に統合。	保健サービス課
25			ファミリー・サポート・センター	育児のサポートができる区民を募り、一時的な保育等、地域での子育て支援づくりを推進します。	活動実績 9,309件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	子ども家庭支援センター
26			特別育児相談(多胎ファミリーin児童館、ひよんぴよんカンガルーの会)	多胎児・発達につまずきがあるなど、共通の健康課題を持つ親子のために、集団指導やグループワークにより育児相談を実施します。	参加者数 多胎児の会 103人 発達に課題がある児の支援 368人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。	保健サービス課
27			乳幼児相談 (出張健康教育)	町会や児童館等に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が出向き、勉強会の講師等の支援活動を行います。	児童館 42回 838人参加	①維持・推進	引き続き各分野での健康相談に応じていく。	保健サービス課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
28			乳幼児相談 (健康相談)	集団指導や個別相談を実施します。	相談人数 栄養相談 2,094人 歯科相談 517人 保健相談 (訪問) 2,960人 (所内) 2,666人 (電話・文書) 3,610人	①維持・推進	引き続き各分野での健康相談に応じていく。	保健サービス課
29	再掲		離乳食講習会、幼児食講習会	離乳食や幼児食の回数や量、調理形態、味などについて、試食を交えて具体的な指導を行います。	離乳食講習会 36回 530人 幼児食講習会 30回 255人	①維持・推進	着実に推進していく。	保健サービス課
30			歯科保健相談(歯科健診、予防処置、歯みがき教室等)	乳歯と永久歯のむし歯には、高い相関関係がみられるため、歯科保健相談を行います。	歯科健診 36回 816人 予防処置 63回 237人 歯みがき教室 36回 286人	①維持・推進	歯の萌出から乳歯列完成時期の相談先として口腔の健全な発育発達を促し、かかりつけ歯科医院受診向上の啓発をしていく。	保健サービス課
31	再掲		リフレッシュタイム	母親としての過重な負担感や抑うつ気分や育児ストレスからの軽減を目的として、心理相談員等の指導によるグループワークを実施します。	実施回数 35回 参加者数 88人	①維持・推進	引き続き、事業を行う。	保健サービス課
32			養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、職員が訪問し、養育に関する指導及び助言(専門的相談支援)を行います。	延13家庭 735回実施	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター
33			児童虐待防止推進月間普及啓発 (オレンジリボンキャンペーン)	啓発グッズやポスターの配布等を行います。「まちかどキャンペーン」を毎年実施します。	実施回数 まちかどキャンペーン 2回 東京成徳大学講義 2回	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター
34			子どもショートステイ	一時的に養育が困難な場合や要支援家庭を対象に、短期間児童を児童養護施設で預かり、子育てを支援します。	利用日数 ショートステイ 延1,554日(137名利用) 要支援ショートステイ 8日(1名利用)	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター
35			乳幼児ショートステイ	一時的に養育が困難な場合や要支援家庭を対象に、短期間乳幼児を乳児院で預かり、子育てを支援します。	利用日数 ショートステイ 延244日(21名利用) 要支援ショートステイ 0日	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター
36			助産師と話そう	乳幼児を育てる保護者から、母乳、子どもの発育、産後の体調等について相談を受けます(民間事業者に委託)。	直営子どもセンター3館で全6回実施 参加者合計49名(6回分の合計)	①維持・推進	直営子どもセンター3館で、年2回ずつ実施予定。	子どもわくわく課
37			子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安及び負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子育て訪問支援事業の育児・家事支援として実施 延201回 390時間	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター
38			協力家庭ショートステイ	一時的に養育が困難な場合に、短期間児童を区が委託した協力家庭宅で預かり、子育てを支援します。	利用世帯 2世帯 利用日数 5日	⑦その他	令和7年4月1日から事業開始	子ども家庭支援センター

「北区ヘルシータウン21(第三次)」進捗状況報告書

【分野4】こころの健康

基本施策(12)こころの健康づくりの推進

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
1			健康相談、精神保健相談	保健師が電話や来所面接による健康相談を実施します。また、専門医による相談日を設定します。	【健康相談(精神保健)】 家庭訪問 延884人 所内相談 延977人 電話・文書による相談 延3,936人 【精神保健相談】 専門医相談開設回数32回 相談延人数 78人	①維持・推進	区民のからだとこころの健康相談に健康支援センターの保健師が対応していく。必要な方に対しては適切に医療へつなげるよう対応する。	保健サービス課 健康政策課
2			精神保健講演会	ストレスへの対処法など心の健康を保つための知識普及のため、講演会を開催します。	「自分自身を傷つけてしまう人をどう支えるか～身近な人の苦しみを理解する～」 32人参加	①維持・推進	こころの健康について関心をもつ機会として、講演会を開催する。またホームページ等での普及啓発を継続実施する。	健康政策課
3			相談窓口等の周知	ホームページや北区ニュース等に案内を掲載し、相談窓口を周知します。	自殺予防月間に合わせ、広報およびホームページに区や関係団体の相談窓口掲載 相談窓口一覧の作成・配布4,990部 北区役所庁舎内を中心に相談窓口ステッカーの貼付 422か所	①維持・推進	誰も追い込まれた末に自死を選択することのないよう、予防に関する普及啓発を他課の協力も得ながら、推進していく。	健康政策課
4	再掲		休養に関する普及啓発	睡眠や余暇に関する普及啓発を実施します。	健康フェスティバルin赤羽会館で 出展企業による睡眠セミナーを開催	①維持・推進	講演会、イベント等で睡眠や休養に関する掲示、リーフレット配布を実施する。	健康政策課
5			女性のための法律相談	離婚や相続、性暴力被害、職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント、雇用、労働上のトラブルなど、身の回りでおこる様々な問題に対して、女性弁護士が相談に応じます。	相談件数 65件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
6			女性のためのLINE相談 To U (トゥユー)	学校、仕事、子育て、家庭等に関する様々な悩みについて、女性の専門相談員がLINEで相談に応じます。	相談件数 202件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
7			にじいろ電話・法律相談	性的少数者が抱える様々な悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士が相談に応じます。	電話相談 17件 法律相談 2件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
8			高齢者虐待防止推進事業	高齢者や家族を対象に、こころの相談室(臨床心理士による専門相談)等で総合的な支援を実施します。	開催回数 50回 参加者数 延142人 (うち男性延26人)	①維持・推進	こころの相談室(臨床心理士による専門相談)等によりこころの悩みや不安の相談を受け高齢者や家族に対して総合的な支援を実施していく。加えて、高齢者あんしんセンター職員等の支援者に対してもこころの相談室等の事業周知を推進する。	高齢福祉課
9			家族介護者教室	家族介護者の精神的・身体的負担軽減のための教室、情報共有を行う事業を実施します。	開催回数 32回 参加者数 518人	①維持・推進	引き続き、事業を行う。	高齢福祉課
10			一人暮らし高齢者定期訪問・相談事業	民生委員が地域の一人暮らし高齢者世帯を週1回程度定期訪問し、安否の確認や悩みごとの相談を行います。	対象者 82人	①維持・推進	民生委員の定期訪問は、継続して事業を実施。	長寿支援課
11			生活困窮者自立支援事業(北区くらしとこと相談センター)	生活保護に至る前段階の支援として、様々な事情で生活にお困りの方を対象に、自立に向けた支援を行います。	新規相談件数 1,105件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	生活福祉課
12			精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。医療機関や障害福祉・介護事業者との連携体制を強化します。医療、障害福祉、介護、住まい等の提供体制の確保や、精神障害者への支援の充実に検討します。	・保健・医療・福祉関係者による「協議の場」(1回)の開催 ・ピアサポーター養成講座の実施(新規3名登録)及び活動の推進、リカバリストリー制作・発表 ・区内精神科病院に入院している区民の実態調査を実施 ・地域生活に必要な社会資源の把握・紹介 ・精神保健福祉サービスに関するリーフレット作成・配布	①維持・推進	・保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の開催 ・ピアサポーター養成・ピアサポート活動の推進及びピアサポーター養成講座の実施 ・地域移行に関する実態調査の実施 ・精神保健福祉サービスに関するリーフレットの配布	障害福祉課
13			支援センターきらきら	障害者の創作的活動又は生産的活動の機会提供、日常生活支援や個々の悩みに対する助言・指導、地域交流等を実施します。	利用者数 基礎的事業 延680人 機能強化事業 延12,934人	①維持・推進	前年度同様に実施する。	障害者福祉センター

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
14	再掲		重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)及び医療的ケア児に対し、看護師が自宅に訪問し、家族に代わり一定時間見守りを行います。	利用決定者数 28人 委託回数 199回 令和7年度は、自宅に加え北区内を学区域とする特別支援学校に範囲を拡大した。	①維持・推進	令和8年度は、年間利用時間上限を144時間から288時間に拡大した。	障害福祉課
15			リフレッシュタイム	母親としての過重な負担感や抑うつ気分や育児ストレスからの軽減を目的として、心理相談員等の指導によるグループワークを実施します。	実施回数 35回 参加者数 88人	①維持・推進	引き続き、事業を行う。	保健サービス課
16			こころと生き方・DV相談	夫婦、親子関係、パートナーからの暴力、職場や学校でのセクシャル・ハラスメント、LGBT等、様々な問題の相談に応じます。	相談件数 727件 (うち男性相談 64件)	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
17			配偶者暴力相談支援センター事業	相談業務や保護命令制度の利用等について助言、同行支援などを実施し、関係部署と連携してDV被害者の保護及び自立支援を図ります。	DV専用ダイヤル 71件 相談証明の発行 94件 保護命令への支援 0件 同行支援 0件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
18			ふれあい交流サロン (各高齢者あんしんセンター)	介護予防の体操や脳トレ、参加者の交流を行います。高齢者のとじこもり防止及び地域における見守り機能をもつ場として実施します。	開催回数 876回 参加者数 延8,916人	①維持・推進	継続的に高齢者の交流、とじこもり防止及び地域における見守り機能をもった場づくりを行っていく。	高齢福祉課
19			高齢者の総合相談	高齢者あんしんセンターにおいて高齢者やその家族、近隣住民の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り支援します。	相談件数 延134,117件	①維持・推進	引き続き、高齢者あんしんセンターにおいて高齢者やその家族、近隣住民の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り支援を行っていく。	高齢福祉課
20			介護予防把握事業	介護予防が必要な高齢者を把握するために「笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)」を実施します。事業対象者に通いの場立上げ教室を案内し、事業参加を勧奨します。	調査実施数 1037人 うち事業対象者数 646人	①維持・推進	「笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)」を実施し、事業対象者の早期把握に努め、事業対象者に「通いの場立上げ教室」を始めとした介護予防事業への参加を勧奨する。	長寿支援課
21	再掲		シニアふれあい食事会	シニアふれあい食事会を実施している団体に運営経費の一部助成を行います。	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 20団体	①維持・推進	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を行う。	長寿支援課
22			家族の集いカフェ(認知症カフェ「オレンジカフェきたい〜な」)	認知症の人と家族、地域の誰もが参加できる交流・活動の場です。認知症のことや介護、もの忘れについて相談ができる専門のスタッフがいます。	開設数 30か所 実施回数延べ 348回 参加人数延べ 4,768人	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課
23			認知症家族介護者教室	認知症の介護に必要な知識や家族が抱える心理的特徴などについて学び、介護者同士で交流できる講座を実施します。	開催回数 2回 参加人数 24人	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課
24			障害者の総合相談	心身に障害のある方の総合的な相談に応じ、福祉サービスの提供を行います。	実施場所 5ヶ所	①維持・推進	前年度と同様に実施する。	障害福祉課
25			生活保護業務	生活保護受給者への生活支援をします。また、生活困窮者やDV等の相談も受付け、関係機関と連携しています。	被保護者数 8,258人 (令和8年3月時点)	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	生活福祉課 北部地域保護担当課
26			女性相談	離婚、出産費用、DV等の相談に応じます。	相談人数 延1,033人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	生活福祉課
27			ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室)	ひとりで子育てをすることに不安を抱えるご家庭の相談に応じます。	面接相談 532件 (うち家計相談 53件(うちオンライン 11件)、 うち法律相談 51件(うちオンライン 21件)、 うち一般相談 428件(うちオンライン 33件)) 電話相談 212件 メール相談 12件	①維持・推進	対面での相談に加え、引き続きオンライン、電話、メールでの相談も実施予定。	子ども未来課
28			不登校の子どもをもつ保護者のつどい	不登校児童・生徒の保護者に対し、不登校に関する悩み事の相談や情報共有の機会を提供するため、グループ懇談会や、講演会を実施します。	年4回開催 参加人数 延149人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター
29			だるまの会(ダウン症児を持つ親の会)	ダウン症の児童を育てる家族同士が集い、情報交換等を通じて不安や悩みの緩和や解消に努めます。	年4回開催 参加人数 延30人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
30			子どもの発達を考える親の会	発達に遅れや偏り、特性等がある子どもをもつ保護者を対象に、学習会やグループ活動を通じて不安や悩みの緩和や解消に努めます。	年5回開催 参加人数 延58人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター

基本施策(13)思春期の相談支援体制の整備

31		★	オンラインを活用した相談支援「北区子ども相談ポスト」	児童・生徒が持つ一人1台端末、「きたコン」を活用し、インストールされた「まなびポケット」のメッセージ機能を活用し、教育総合相談センター心理士に直接相談ができるようにします(チャット形式)。また、子どもたちはいつでもSOSの発信や具体的なメッセージを送信できます。	区長の「子どものころとからだの元気を守る強化期間」にあわせ、令和5年7月18日から開始した。 相談受付件数 171件	①維持・推進	夏季休暇前に周知用チラシを学校経由で全児童・生徒に配布する。	教育総合相談センター
32	再掲	★	いのち支える 北区版セーフティネットワークの整備	いのちの門番と言われる「ゲートキーパー」養成を推進し、地域における自殺予防体制の整備を図ります。 学校・教育現場以外のこころの相談窓口のPRをしていきます。	令和7年度開始予定のため実績なし。 令和6年度は準備期間として主に体制検討した。	①維持・推進	「きたコン」を活用した学校・教育現場以外のこころの相談窓口などのPRをしていく。	健康政策課
33			SOSの出し方に関する教育	小中学校、義務教育学校において、児童・生徒が悩みを抱えたときに、授業や生活指導、声かけを行います。	東京都が作成しているSOSの出し方を学ぶDVD教材等を活用し、不安や悩みに早期に気付かせる教育を行っている。	①維持・推進	引き続き、SOSの出し方に関する教育を実施していく。	教育指導課
34			教育相談	子どもと学校、家庭を取り巻く様々な相談(一般相談・心理相談・いじめ相談・不登校相談・特別支援教育相談)を心理士、教育相談員が電話相談、来所相談及びメール相談で受け付けています。	相談員は11名体制 相談件数 2,619件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター
35			スクールカウンセラー活用事業	心理の専門職であるスクールカウンセラーを区立学校に配置し、児童・生徒に係るカウンセリングや、アセスメント等を行い、学校と連携して不登校、いじめ等の予防、早期発見、支援、対応を行います。	相談件数 34,296件 (小学校 23,685件、中学校 10,611件)	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター
36			スクールソーシャルワーカー事業	学校からの要請を受けて、児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困等の課題に対し、保護者への支援や学校への働きかけ、また様々な関係機関と連携して、児童・生徒の課題の解決を図ります。	令和7年度はスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを2名に拡充した。また、スクールソーシャルワーカーも6名から8名配置とした。 スクールソーシャルワーカー 8名 支援対象児童・生徒数 257名	②拡充	スクールソーシャルワーカーを中学校区に1名配置に拡充するよう検討中	教育総合相談センター
37	再掲		健康相談	電話や来所面接により、区民からのからだところの健康相談に保健師が対応しています。(思春期からの相談にも対応)	【健康相談(精神保健)】 家庭訪問 延884人 所内相談 延977人 電話・文書による相談 延3,936人	①維持・推進	本人だけでなく家族からの相談も受理している。必要時は相談事業担当の専門医の助言も参考にして、対応していく。	保健サービス課
38	再掲		子ども子育て総合相談	子育ての悩みや疑問等について相談を行います。	関係機関及び相談等対応数 延52,304件(虐待・養育困難ケース含む)	①維持・推進	民間委託に伴う名称変更(子ども・子育て総合相談)・内容変更を行い、実施予定。	子ども家庭支援センター
39	再掲		子ども・子育て相談	子育て相談センター館(8か所)を中心に、全児童館(20か所)で、子育ての悩みや疑問等について相談を受けます。18歳未満の子ども自身からの相談も受けています。	児童館等 専門相談員による相談人数 延5,032名	①維持・推進	児童館等で、前年度と同規模で実施予定。	子どもわくわく課

基本施策(14)自殺対策の推進

①ネットワークの強化

40		★	いのち支える 北区版セーフティネットワークの整備	外部専門家などを入れた(仮称)自殺予防対策協議会を立ち上げ、地域のセーフティネットワークの構築、強化をしていきます。	全庁で自殺対策を推進するため、外部専門家などを含めた「北区いのち支えるセーフティネット協議会」を開催している。 協議会開催 2回	①維持・推進	普及啓発、人材育成など総合的な自殺対策を全庁的な取り組みとなるよう推進していく。	健康政策課
----	--	---	--------------------------	--	---	--------	--	-------

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
41			庁内関係課による自殺対策連絡会	各課との連絡や情報交換を通じ、自殺予防の連携強化など自殺予防推進を図るための連絡会を定期的に開催します。	「北区いのちを支えるセーフティネット協議会」に付随して「北区自殺予防対策推進本部」および「幹事会」を設置した。 本部会開催 2回 幹事会開催 2回	①維持・推進	北区全体でのネットワークを構築するため、いのちを支えるセーフティネット協議会と連動し、本部会議、幹事会開催する。	健康政策課

②自殺対策を支える人材の育成

42	再掲	★	いのちを支える 北区版セーフティネットワークの整備	ゲートキーパーの人材育成と普及啓発を推進します。	地域での支援者を中心としたゲートキーパー研修「まもろうよ ころ～「死にたい」と言われたとき～」と題した講演会を実施 参加者 21名 区職員ゲートキーパー研修参加者数 区新任職員 136名 係長候補者 63名	①維持・推進	地域での支援者を対象にゲートキーパー養成研修を体系的に実施していく。区職員においても、区新任職員及び係長候補者のほか、中堅期の職員へのゲートキーパー養成研修を実施し、体系的に受講を進めていく。	健康政策課
----	----	---	---------------------------	--------------------------	---	--------	--	-------

③住民への啓発と周知

43			こころの病・自殺予防に関する普及啓発	北区ニュース・ホームページに「こころの病・自殺予防に関する普及啓発記事」を掲載。相談機関一覧リーフレットの作成・配布をします。	自殺予防月間に合わせ、広報およびホームページに区や関係団体の相談窓口掲載 相談窓口一覧の作成・配布 4,990部 北区役所庁舎内を中心に相談窓口ステッカーの貼付 422か所	①維持・推進	自殺予防月間での広報のほか、「ゲートキーパー」に対する普及啓発のため、広くゲートキーパー研修を実施していく。	健康政策課
44	再掲		精神保健講演会	ストレスへの対処法など心の健康を保つための知識普及のため、講演会を開催します。	「自分自身を傷つけてしまう人をどう支えるか～身近な人の苦しみを理解する～」32人参加	①維持・推進	こころの健康について関心をもつ機会として、講演会を開催する。またホームページ等での普及啓発を継続実施する。	健康政策課
45			常設展示『いのちを守る/「生きる」支援コーナー』の設置	自殺関連図書及び国・都発行物とHP公開の関連情報を展示します。相談窓口情報の配布をします。	自殺関連図書(約150冊)を通年で展示 貸出冊数 延251冊 夏休み明けに合わせ中高校生向け関連展示を実施	①維持・推進	常設展示、期間限定展示を継続するとともに関連図書の購入入替により最新の関連情報を提供する。	中央図書館

④生きることへの促進要因への支援 (1)子どもへの支援

46	再掲	★	オンラインを活用した相談支援「北区子ども相談ポスト」	児童・生徒が持つ一人1台端末、「きたコン」を活用し、インストールされた「まなびポケット」のメッセージ機能を活用し、教育総合相談センター心理士に直接相談ができるようにします(チャット形式)。また、子どもたちはいつでもSOSの発信や具体的なメッセージを送信できます。	区長の「子どものころとからだの元気を守る強化期間」にあわせ、令和5年7月18日から開始した。 相談受付件数 171件	①維持・推進	夏季休暇前に周知用チラシを学校経由で全児童・生徒に配布する。	教育総合相談センター
47	再掲		SOSの出し方に関する教育	小中学校、義務教育学校において、児童・生徒が悩みを抱えたときに、授業や生活指導、声かけを行います。	東京都が作成しているSOSの出し方を学ぶDVD教材等を活用し、不安や悩みに早期に気付かせる教育を行っている。	①維持・推進	引き続き、SOSの出し方に関する教育を実施していく。	教育指導課
48	再掲		教育相談	子どもと学校、家庭を取り巻く様々な相談(一般相談・心理相談・いじめ相談・不登校相談・特別支援教育相談)を心理士、教育相談員が電話相談、来所相談及びメール相談で受け付けています。	相談員は11名体制 相談件数 2,619件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター
49			いじめを見逃さない取組み	①教職員にいじめ問題対応研修を実施します ②教職員に「北区人権教育推進だより」を配付します ③小・中学校、義務教育学校の全児童・生徒を対象に「WEBQU調査」を実施します ④全児童・生徒に「北区いじめ相談ミニレター」を配布します ⑤自殺防止のDVDを活用した授業を実施します。 ⑥アンガーマネジメント教育を実施します。	①年1回実施 ③年2回実施 ④「北区いじめ相談ミニレター」(教育総合相談センター宛てに郵送できる手紙)を各小中学校、義務教育学校に配布 相談受付件数 9件 ⑥小学校12校、中学校2校で実施。	①維持・推進	引き続き、いじめ問題対応研修を実施し、いじめの未然防止や早期発見・早期解決の徹底に努めていく。	教育指導課 教育総合相談センター
50			東京都北区いじめ防止条例の制定	平成27年4月「東京都北区いじめ防止条例」を制定、周知に努めています。 学識経験者や関係機関等の代表者を委員とした【東京都北区いじめ問題対策委員会】等を設置し、関係機関と連携して、いじめの防止に努めます。	北区いじめ問題対策委員会を計8回開催 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会を10月に開催	①維持・推進	引き続き北区いじめ問題対策委員会および北区いじめ問題対策連絡協議会を開催予定。	教育指導課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
51	再掲		スクールカウンセラー活用事業	心理の専門職であるスクールカウンセラーを区立学校に配置し、児童・生徒に係るカウンセリングや、アセスメント等を行い、学校と連携して不登校、いじめ等の予防、早期発見、支援、対応を行います。	相談件数 34,296件 (小学校 23,685件、中学校 10,611件)	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター
52	再掲		スクールソーシャルワーカー事業	学校からの要請を受けて、児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困等の課題に対し、保護者への支援や学校への働きかけ、また様々な関係機関と連携して、児童・生徒の課題の解決を図ります。	令和7年度はスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを2名に拡充した。また、スクールソーシャルワーカーも6名から8名配置とした。 スクールソーシャルワーカー 8名 支援対象児童・生徒数 257名	②拡充	スクールソーシャルワーカーを中学校区に1名配置に拡充するよう検討中	教育総合相談センター

④生きることへの促進要因への支援 (2)子どもを養育する保護者への支援

53			産後うつによる自殺対策の推進	「はぴママ面接」や新生児訪問等に母親の状況を把握するとともに、保健師、助産師等による支援につなげます。	はぴママ(たまご)面接 3,144件 ※うち238件オンライン はぴママ(ひよこ)面接 315件 新生児訪問 延2,442件 保健師、助産師による 妊産婦訪問 延2,573件 乳児訪問 延2,468件 3～4カ月児健康診査 2,419人 産後ケア事業 1,678組 1,678日 産後ショートステイ事業 700組 1,936日	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定。はぴママ面接、新生児訪問などの伴走型相談事業の活用や、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関との連携により、ハイリスク妊産婦の情報収集に努め、早期発見、早期支援により重症化の予防並びに健やかな子育てのサポートを推進していく。	保健サービス課 子ども家庭支援センター
54	再掲		リフレッシュタイム	母親としての過重な負担感や抑うつ気分や育児ストレスからの軽減を目的として、心理相談員等の指導によるグループワークを実施します。	実施回数 35回 参加者数 88人	①維持・推進	引き続き、事業を行う。	保健サービス課
55			民生児童委員事業	区民からの相談を受け、関係行政窓口を紹介するパイプ役となっています。	民生委員児童委員数 272名 (主任児童委員19名含む) 【R8.3.31現在】	①維持・推進	民生委員児童委員数 279名 (主任児童委員19名含む) 【R8.6.1現在】	地域福祉課
56	再掲		子ども・子育て相談	子育て相談センター館(8か所)を中心に、全児童館(20か所)で、子育ての悩みや疑問等について相談を受けます。18歳未満の子ども自身からの相談も受けています。	児童館等 専門相談員による相談人数 延5,032名	①維持・推進	児童館等で、前年度と同規模で実施予定。	子どもわくわく課
57	再掲		助産師と話そう	乳幼児を育てる保護者から、母乳、子どもの発育、産後の体調等について相談を受けます(民間事業者に委託)。	直営子どもセンター3館で全6回実施 参加者合計49名(6回分の合計)	①維持・推進	直営子どもセンター3館で、年2回ずつ実施予定。	子どもわくわく課
58	再掲		子ども子育て総合相談	子育ての悩みや疑問等について相談を行います。	関係機関及び相談等対応数 延52,304件(虐待・養育困難ケース含む)	①維持・推進	民間委託に伴う名称変更(子ども・子育て総合相談)・内容変更を行い、実施予定。	子ども家庭支援センター
59	再掲		子どもの発達相談	18歳未満の児童の発達に関する相談を行います。また、必要な方には専門相談を行います。	新規相談件数 773件 継続相談件数 221件 専門相談件数 274件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	子ども家庭支援センター
60	再掲		プレママ&ママーズ	養育支援のための産前・産後育児支援サポート講座を実施します。	年12回実施 参加組数 47組(妊婦1人 産婦46人 子ども46人)	②維持	前年度と同規模で実施予定。	子ども家庭支援センター
61	再掲		教育相談	子どもと学校、家庭を取り巻く様々な相談(一般相談・心理相談・いじめ相談・不登校相談・特別支援教育相談)を心理士、教育相談員が電話相談、来所相談及びメール相談で受け付けています。	相談員は11名体制 相談件数 2,619件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター
62	再掲		スクールソーシャルワーカー事業	学校からの要請を受けて、児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困等の課題に対し、保護者への支援や学校への働きかけ、また様々な関係機関と連携して、児童・生徒の課題の解決を図ります。	令和7年度はスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを2名に拡充した。また、スクールソーシャルワーカーも6名から8名配置とした。 スクールソーシャルワーカー 8名 支援対象児童・生徒数 257名	②拡充	スクールソーシャルワーカーを中学校区に1名配置に拡充するよう検討中	教育総合相談センター
63	再掲		スクールカウンセラー活用事業	心理の専門職であるスクールカウンセラーを区立学校に配置し、児童・生徒に係るカウンセリングや、アセスメント等を行い、学校と連携して不登校、いじめ等の予防、早期発見、支援、対応を行います。	相談件数 34,296件 (小学校 23,685件、中学校 10,611件)	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
64	再掲		ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）	ひとりで子育てをすることに不安を抱えるご家庭の相談に応じます。	面接相談 532件 （うち家計相談 53件（うちオンライン 11件））、 うち法律相談 51件（うちオンライン 21件）、 うち一般相談 428件（うちオンライン 33件）） 電話相談 212件 メール相談 12件	①維持・推進	対面での相談に加え、引き続きオンライン、電話、メールでの相談も実施予定。	子ども未来課
65	再掲		不登校の子どもをもつ保護者のつどい	不登校児童・生徒の保護者に対し、不登校に関する悩み事の相談や情報共有の機会を提供するため、グループ懇談会や、講演会を実施します。	年4回開催 参加人数 延149人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	教育総合相談センター

④生きることへの促進要因への支援（3）高齢者とその家族への支援

66	再掲		ふれあい交流サロン（各高齢者あんしんセンター）	介護予防の体操や脳トレ、参加者の交流を行います。高齢者のどこにもり防止及び地域における見守り機能をもつ場として実施します。	開催回数 876回 参加者数 延8,916人	①維持・推進	継続的に高齢者の交流、とどこもり防止及び地域における見守り機能をもった場づくりを行っていく。	高齢福祉課
67	再掲		高齢者の総合相談	高齢者あんしんセンターにおいて高齢者やその家族、近隣住民の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り支援します。	相談件数 延134,117件	①維持・推進	引き続き、高齢者あんしんセンターにおいて高齢者やその家族、近隣住民の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り支援を行っていく。	高齢福祉課
68	再掲		高齢者虐待防止推進事業	高齢者や家族を対象に、こころの相談室（臨床心理士による専門相談）等で総合的な支援を実施します。	開催回数 50回 参加者数 延142人 （うち男性延26人）	①維持・推進	こころの相談室（臨床心理士による専門相談）等によりこころの悩みや不安の相談を受け高齢者や家族に対して総合的な支援を実施していく。加えて、高齢者あんしんセンター職員等の支援者に対してもこころの相談室等の事業周知を推進する。	高齢福祉課
69	再掲		家族介護者教室	家族介護者の精神的・身体的負担軽減のための教室、情報共有を行う事業を実施します。	開催回数 32回 参加者数 518人	①維持・推進	引き続き、事業を行う。	高齢福祉課
70	再掲		一人暮らし高齢者定期訪問・相談事業	民生委員が地域の一人暮らし高齢者世帯を週1回程度定期訪問し、安否の確認や悩みごとの相談を行います。	対象者 82人	①維持・推進	民生委員の定期訪問は、継続して事業を実施。	長寿支援課
71	再掲		シニアふれあい食事会	シニアふれあい食事会を実施している団体に運営経費の一部助成を行います。	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を実施 補助金交付団体数 20団体	①維持・推進	シニアふれあい食事会事業実施団体に対し補助を行う。	長寿支援課
72	再掲		介護予防把握事業	介護予防が必要な高齢者を把握するために「笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）」を実施します。事業対象者に通いの場立上げ教室を案内し、事業参加を勧奨します。	調査実施数 1037人 うち事業対象者数 646人	①維持・推進	「笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）」を実施し、事業対象者の早期把握に努め、事業対象者に「通いの場立上げ教室」を始めとした介護予防事業への参加を勧奨する。	長寿支援課
73	再掲		家族の集いカフェ（認知症カフェ「オレンジカフェきたい〜な」）	認知症の人と家族、地域の誰もが参加できる交流・活動の場です。認知症のことや介護、もの忘れについて相談ができる専門のスタッフがいます。	開設数 30か所 実施回数延べ 348回 参加人数延べ 4,768人	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課
74	再掲		認知症家族介護者教室	認知症の介護に必要な知識や家族が抱える心理的特徴などについて学び、介護者同士で交流できる講座を実施します。	開催回数 2回 参加人数 24人	①維持・推進	継続して実施する。	長寿支援課

④生きることへの促進要因への支援（4）障害者とその家族への支援

75	再掲		障害者の総合相談	心身に障害のある方の総合的な相談に応じ、福祉サービスの提供を行います。	実施場所 5ヶ所	①維持・推進	前年度と同様に実施する。	障害福祉課
76			障害者の差別解消と理解促進	障害者差別解消法に関する普及啓発事業の実施をしています。	障害者差別解消法に基づく相談受付 4件 普及啓発事業として、「手話言語の国際デー」「手話の日」に合わせ、北区役所第二庁舎を世界平和を表す青色にライトアップするイベントを実施。	①維持・推進	前年度同様に実施する。	障害福祉課

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
77			障害者虐待防止センター事業	障害者虐待に関する通報又は届出を受領し、障害者虐待の防止及び保護のための相談、調査、指導及び助言を行います。また、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する普及啓発活動を行います。	虐待通報件数 58件 (うち、虐待認定は 25件) 啓発講演会は感染防止を図ったうえで、集合形式で実施 参加者 38名	①維持・推進	前年度同様に実施する。	障害福祉課
78	再掲		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。医療機関や障害福祉・介護事業者との連携体制を強化します。医療、障害福祉、介護、住まい等の提供体制の確保や、精神障害者への支援の充実を検討します。	・保健・医療・福祉関係者による「協議の場」(1回)の開催 ・ピアサポーター養成講座の実施(新規3名登録)及び活動の推進、リカバリーストーリーの作成・発表 ・区内精神科病院に入院している区民の実態調査を実施 ・地域生活に必要な社会資源の把握・紹介 ・精神保健福祉サービスに関するリーフレット作成・配布	①維持・推進	・保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の開催 ・ピアサポーター養成・ピアサポート活動の推進及びピアサポーター養成講座の実施 ・地域移行に関する実態調査の実施 ・精神保健福祉サービスに関するリーフレットの配布	障害福祉課
79	再掲		支援センターきらきら	障害者の創作的活動又は生産的活動の機会提供、日常生活支援や個々の悩みに対する助言・指導、地域交流等を実施します。	利用者数 基礎的事業 延680人 機能強化事業 延12,934人	①維持・推進	前年度同様に実施する。	障害者福祉センター
80	再掲		重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)及び医療的ケア児に対し、看護師が自宅に訪問し、家族に代わり一定時間見守りを行います。	利用決定者数 28人 委託回数 199回 令和7年度は、自宅に加え北区内を学区域とする特別支援学校に範囲を拡大した。	①維持・推進	令和8年度は、年間利用時間上限を144時間から288時間に拡大した。	障害福祉課

④生きることへの促進要因への支援 (5)生活困窮者への支援

81	再掲		生活困窮者自立支援事業(北区くらしとごと相談センター)	生活保護に至る前段階の支援として、様々な事情で生活にお困りの方を対象に、自立に向けた支援を行います。	新規相談件数 1,105件	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	生活福祉課
82	再掲		生活保護業務	生活保護受給者への生活支援をします。また、生活困窮者やDV等の相談も受付け、関係機関と連携しています。	被保護者数 8,258人 (令和8年3月時点)	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	生活福祉課 北部地域保護担当課

④生きることへの促進要因への支援 (6)女性への支援

83	再掲		女性のための健康講座&相談	女性医師による相談とミニ講座を実施します。歯科相談・栄養相談・乳がん自己触診法体験を加えて実施します。	6回開催 ①女性医師による相談 14人 ②ミニ講座 25人 (骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック)	①維持・推進	6回開催予定 ①女性医師による相談 ②ミニ講座(骨盤底筋体操(尿漏れ予防体操)、乳がん自己触診法体験、食生活・歯列接触癖のチェック等、各分野の講座)	健康政策課
84	再掲		女性のための法律相談	離婚や相続、性暴力被害、職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント、雇用、労働上のトラブルなど、身の回りでおこる様々な問題に対して、女性弁護士が相談に応じます。	相談件数 65件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
85	再掲		女性のためのLINE相談 To U (トゥユー)	学校、仕事、子育て、家庭等に関する様々な悩みについて、女性の専門相談員がLINEで相談に応じます。	相談件数 202件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
86	再掲		女性相談	離婚、出産費用、DV等の相談に応じます。	相談人数 延1,033人	①維持・推進	前年度と同規模で実施予定	生活福祉課

④生きることへの促進要因への支援 (7)性的少数者(セクシャル・マイノリティ)への支援

87			セクシュアルマイノリティ当事者の居場所づくり	セクシュアルマイノリティ当事者の交流会を定期的に実施する。	『にじいろ交流スペース KITA』を実施(実施回数3回・参加者数18名)。	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
88			性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、区職員に対する研修等を行います。	【多様性社会推進課】 ①性の多様性に関する理解促進のための啓発事業として、映画会・アフタートークを実施(実施回数1回・参加者数37名)。 ②職員研修を実施(受講者数290名)。 【中央図書館】 中央図書館で一般・YA(中高校生)・児童計約400タイトルの関連図書を収集・提供。関連図書の棚をレインボーフラッグマークで案内ほか、多様性社会推進課との協働展示を実施。	①維持・推進	【多様性社会推進課】 引き続き、事業を行い、周知に努める。 【中央図書館】 引き続き資料の収集・提供、情報発信に努める。	職員課 多様性社会推進課 中央図書館

NO.	再掲	重点	事業名	事業概要	令和7年度 事業実績	令和8年度以降の予定		担当課
						方針	内容	
89	再掲		にじいろ電話・法律相談	性的少数者が抱える様々な悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士が相談に応じます。	電話相談 17件 法律相談 2件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課

⑤その他相談事業

90			区民相談	法律相談（土地・建物、相続、金銭貸借、損害賠償、離婚など一般的な法的解決策の相談）、人権相談（いじめ・差別・虐待など人権問題に関する相談）を行います。	法律相談 1,298件 人権相談 10件	①維持・推進	・「法律相談（週3回）」の一部日程で電話相談・オンライン相談を継続実施。 ・「人権相談（月1回）」を継続実施。	広聴担当課
91	再掲		配偶者暴力相談支援センター事業	相談業務や保護命令制度の利用等について助言、同行支援などを実施し、関係部署と連携してDV被害者の保護及び自立支援を図ります。	DV専用ダイヤル 71件 相談証明の発行 94件 保護命令への支援 0件 同行支援 0件	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
92	再掲		こころと生き方・DV相談	夫婦、親子関係、パートナーからの暴力、職場や学校でのセクシャル・ハラスメント、LGBT等、様々な問題の相談に応じます。	相談件数 727件 （うち男性相談 64件）	①維持・推進	引き続き、事業を行い、周知に努める。	多様性社会推進課
93			消費生活相談	消費者と事業者との間に生じた契約トラブル、悪質商法の被害など消費生活に関する消費者からの相談に応じます。	消費生活相談受付件数 2,892件 （全国消費生活情報ネットワークシステム入力件数）	①維持・推進	引き続き相談を受け付ける。	産業振興課
94			多重債務相談	債務と収入の状況等を聞き取り、債務整理の方法を情報提供し、適切な法律専門機関につなげます。	消費生活相談のうち多重債務相談受付件数 95件	①維持・推進	引き続き相談を受け付ける。	産業振興課
95	再掲		健康相談、精神保健相談	保健師が電話や来所面接による健康相談を実施します。また、専門医による相談日を設定します。	【健康相談（精神保健）】 家庭訪問 延884人 所内相談 延977人 電話・文書による相談 延3,936人 【精神保健相談】 専門医相談開設回数32回 相談延人数 78人	①維持・推進	区民のからだところの健康相談に健康支援センターの保健師が対応していく。必要な方に対しては適切に医療へつなげるよう対応する。	保健サービス課 健康政策課
96	再掲		依存症専門医相談	アルコールや薬物等の依存からの回復を図るため、専門家による個別相談を実施します。	開設回数 10回 相談実人数 26人	①維持・推進	引き続き、本人、家族や関係者等からのアルコール、薬物等の依存症に関する相談を専門医と保健師が対応していく。	健康政策課
97			勤務問題による自殺対策の推進	小規模事業場を対象に、北地域産業保健センターと連携して自殺予防に関する知識の普及や相談窓口などの周知等を実施します。	実施なし。	①維持・推進	北地域産業保健センターと連携し、小規模事業場への自殺予防に関する普及啓発を検討・推進する。	健康政策課

⑥庁内向け関連事業及び人口動態調査

98			個別健康相談（通年）	北区職員を対象に、産業医、精神科医、臨床心理士、保健師、管理栄養士による個別相談を実施します。	産業医相談 710件 医療なんでも相談（精神科） 27件 心理相談 294件 保健相談 107件 栄養相談 144件 常勤保健師 1,933件 合計3,215件	①維持・推進	前年度と同規模で実施	職員課
99			ストレスチェック	北区職員を対象に、労働安全衛生法に基づき、職員自身のストレス状況の気づきを促し、メンタルヘルス不調の未然防止を目的として職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスチェックを実施します。高ストレス者のうち希望者には、産業医面接または健康相談を行い、原則として各課ごとに組織分析を実施します。	受検者 3,079人 高ストレス者 338人 産業医および保健師の面接 44件 職場環境改善研修の参加者 23人	②拡充	ストレスチェックは前年度と同内容で実施。組織分析結果を職場環境改善に生かすため研修は回数を増やし実施する。	職員課
100			人口動態調査	毎月発生している出生、死亡、死産等の届書から、人口動態事象を数理的に把握します。	令和7年報告数 出生 2,264件 死亡 3,877件 死産 43件	①維持・推進	前年と同規模で実施	保健予防課

「(仮称) 北区健康づくり推進条例」の制定検討状況について

1. 要旨

「(仮称) 北区健康づくり推進条例」(以下「条例」という)の制定に向けた検討を行うにあたり、区民等の意見を聴取するため、アンケート調査を実施したので、結果を報告する。

また、本結果を踏まえた条例(案)について、パブリックコメントの実施について報告する。

2. アンケート調査について

(1) 調査概要

①子ども向けアンケート

- ・対象：区立小・中学校の全児童生徒 約 19,000 人
- ・期間：令和 7 年 12 月 3 日(水)～12 月 17 日(水)
- ・方法：学習用端末による調査及び回答
- ・回答状況：有効回答数 652 件(回収率 3.4%)
(小学校低学年：161 件、小学校高学年：285 件、中学生：206 件)

②区民向けアンケート

- ・対象：16 歳以上の区民 2,000 人(無作為抽出)
- ・期間：令和 7 年 12 月 3 日(水)～12 月 17 日(水)
- ・方法：調査票を郵送し、郵送または Web による回答
- ・回答状況：有効回答数 846 件(回収率 42.3%)
(郵送：578 件(68%)、Web：268 件(32%))

③企業向けアンケート

- ・対象：区内事業者
- ・期間：令和 7 年 11 月 20 日(木)～令和 8 年 1 月 7 日(水)
- ・方法：Web 上での調査(メール配信等)、Web による回答
- ・回答状況：有効回答数 80 件

(2) 調査結果

①健康づくりに関するアンケート報告書(概要版)

②健康づくりに関するアンケート報告書

※区ホームページ参照(右の QR コードから)

(トップページ > 健康・医療・福祉 > 健康 >)



区 HP (調査結果)

3. パブリックコメントの実施について

(1) パブリックコメントの概要

- ①募集期間：令和8年7月10日（金）～
8月14日（金）
- ②周知方法：北区ニュース（7月10日号）及び
区ホームページ
- ③閲覧場所：健康政策課、区政資料室、地域振興室、
図書館、区ホームページ 区HP（パブコメ）
- ④意見提出方法：窓口へ持参、郵送、ファックス、区ホームページ



(2) 内容

- ①「（仮称）北区健康づくり推進条例（案）」（別紙1）
- ②「（仮称）北区健康づくり推進条例一解説集（案）一」（別紙2）

4. 今後の予定

7月	パブリックコメントの実施（7月10日～8月14日）
令和9年1月28日	健康づくり推進協議会報告 （パブリックコメント実施結果）
2月	第1回定例会にて条例案提出
4月	条例施行

(仮称) 北区健康づくり推進条例 (案)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条―第 8 条)

目的、定義、基本理念、

当事者の役割 (区・区民・事業者・保健医療関係者・健康づくり関係者)

第 2 章 健康づくりに関する基本的事項 (第 9 条―第 13 条)

計画・施策、連携・協働、調査・研究、北区健康づくり推進期間、

区民等に対する支援

第 3 章 雑則 (第 14 条)

委任

前文

生涯を通じて心身ともに健やかでいきいきと暮らすことは、区民共通の願いであり、区民一人ひとりの健康は、明るく活力に満ちた社会を支える基盤である。

区では、これまで「元気環境共生都市宣言」、「北区ヘルシータウン 21」等の計画に基づき、区民の健康づくりを推進してきた。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、区民の健康を取り巻く環境が大きく変化し健康課題がますます高度化・多様化する中で、健康寿命を延伸し、地域社会全体において持続可能な取組を進めることが求められている。

このような状況において、区民一人ひとりが健康への関心と理解を深めるとともに、地域社会全体で互いに支え合い、安心して暮らせる環境を整えることが重要である。

区では、誰もが生きがいを感じながら、自分らしい生活を送り、生涯にわたり健やかに暮らすことができる社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則 第1条—第8条

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割を明らかにするとともに、連携・協働による健康づくり施策を推進することで、全ての区民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無に関わらず、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 区民 区内に居住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 三 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- 四 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、区民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいう。
- 五 健康づくり関係者 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者のほか、教育機関、地域活動団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、区民の健康寿命延伸のため、各々の役割を踏まえるとともに、相互に連携・協働し、健康づくりの推進に一体となって取り組むこと。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供しなければならない。

3 区は、区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、区民の健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に寄与するため、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者と連携・協働した施策の実施に努めなければならない。

(区民の役割)

第5条 区民は、健康に関する知識と理解を深めるとともに、主体的かつ継続的な健康づくりに取り組むため、健康診断の定期的な受診等による自らの心身状態の把握や、家庭や学校、職場、地域等における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの活動を通じて地域の健康づくりの推進に寄与するとともに、使用する者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第7条 保健医療関係者は、区民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう努めるとともに、健康づくりに関する普及啓発や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

(健康づくり関係者の役割)

第8条 健康づくり関係者は、自らの活動を通じて区民の健康づくりを支援するため、区民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりや情報提供等の普及啓発に努めるとともに、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

第2章 健康づくりに関する基本的事項 第9条—第13条

(計画・施策)

第9条 区は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、目標等を定めた健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 区は、計画を策定する際には、あらかじめ、東京都北区健康づくり推進協議会条例（平成十年三月三十日条例第三号）に規定する東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 区は、計画を策定した際には速やかに公表するとともに、達成状況について、東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

5 区は、第4条に規定する区の責務を果たすため、次に掲げる分野に係る施策を計画に基づき実施する。

ア 身体健康

イ こころの健康

ウ 歯と口腔の健康

エ その他健康づくりを推進するために必要と認められる分野

(連携・協働)

第10条 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する情報及び活動機会の共有その他の方法により、相互に連携・協働を図りながら、健康づくりの推進に関する取組を効果的に実施するよう努めるものとする。

2 区は、健康づくりを効果的に推進するため、国、都及びその他自治体と連携等を図るよう努めるものとする。

(調査・研究)

第 11 条 区は、健康づくりに関する施策を推進するため、必要な調査及び研究を行うものとし、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

(北区健康づくり推進期間)

第 12 条 区は、健康づくりについて区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の関心及び理解を深めるため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、北区健康づくり推進期間を定める。

(区民等に対する支援)

第 13 条 区は、健康づくりに関する施策を推進するために必要があると認めるときは、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

第 3 章 雑則 第 14 条

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、区において現に存する健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第二項に定める市町村健康増進計画、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条第一項に定める市町村食育推進計画、及び自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十三条第二項に定める市町村自殺対策計画については、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

（仮称）北区健康づくり推進条例

—解説集（案）—

北区健康部健康政策課

<解説集について>

○【解説】

⇒ 各条文における解説文を示します。

○【関連調査・参考文献】

⇒ 条文を規定するための根拠（参考）となる調査等を記載しています。

なお、本条例制定にあたっては、以下の3種類のアンケート（健康づくりに関するアンケート）を実施しています。

本解説集内においては、「アンケート（●●向け）」と記載しています。

（1）子ども向けアンケート

- ① 対象：区立小・中学校の全児童生徒 約 19,000 人
- ② 期間：令和7年12月3日（水）～12月17日（水）
- ③ 方法：学習用端末による調査及び回答
- ④ 回答状況：有効回答数 652 件（回収率 3.4%）
（小学校低学年：161 件、小学校高学年：285 件、中学生：206 件）

（2）区民向けアンケート

- ① 対象：16 歳以上の区民 2,000 人（無作為抽出）
- ② 期間：令和7年12月3日（水）～12月17日（水）
- ③ 方法：調査票を郵送し、郵送または Web による回答
- ④ 回答状況：有効回答数 846 件（回収率 42.3%）
（郵送：578 件（68%）、Web：268 件（32%））

（3）企業向けアンケート

- ① 対象：区内事業者
- ② 期間：令和7年11月20日（木）～令和8年1月7日（水）
- ③ 方法：Web 上での調査（メール配信等）、Web による回答
- ④ 回答状況：有効回答数 80 件

目 次

前文	1
第1章 総則 第1条—第8条	3
(第1条 目的)	3
(第2条 定義)	4
(第3条 基本理念)	6
(第4条 区の責務)	8
(第5条 区民の役割)	12
(第6条 事業者の役割)	15
(第7条 保健医療関係者の役割)	17
(第8条 健康づくり関係者の役割)	18
第2章 健康づくりに関する基本的事項 第9条—第13条	19
(第9条 計画・施策)	19
(第10条 連携・協働)	21
(第11条 調査・研究)	21
(第12条 北区健康づくり推進期間)	22
(第13条 区民等に対する支援)	23
第3章 雑則 第14条	23
(第14条 委任)	23
付 則	23

前文

生涯を通じて心身ともに健やかでいきいきと暮らすことは、区民共通の願いであり、区民一人ひとりの健康は、明るく活力に満ちた社会を支える基盤である。

区では、これまで「元気環境共生都市宣言」、「北区ヘルシータウン21」等の計画に基づき、区民の健康づくりを推進してきた。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、区民の健康を取り巻く環境が大きく変化し健康課題がますます高度化・多様化する中で、健康寿命を延伸し、地域社会全体において持続可能な取組を進めることが求められている。

このような状況において、区民一人ひとりが健康への関心と理解を深めるとともに、地域社会全体で互いに支え合い、安心して暮らせる環境を整えることが重要である。

このため、誰もが生きがいを感じながら、自分らしい生活を送り、生涯にわたり健やかに暮らすことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】 前文では「条例制定の趣旨」を明らかにします。

- 本条例制定の背景や趣旨に加え、北区のこれまでの健康づくりに係る取組みやこれから目指す社会についても示したものです。
- 健康づくりは、年齢や疾病・障害の有無に関わらず区民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に取り組むことが大切です。
- しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進行や疾病構造の変化（主要な疾病は感染性疾患や栄養障害から非感染性疾患へ移行）等により健康課題はますます高度化・多様化し、健康づくりの推進は、行政の取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、区民の健康づくりの取組を地域社会全体で支援する健康づくりを進める必要があります。
- このため、行政機関及び関係機関等が一体となって、健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、全ての区民が自分らしく健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、本条例を制定するものです。

（健康）

- 世界保健機関（WHO）憲章では、「健康」を次のように定義しています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であることをいいます。」

近年では、この解釈に加え、一人ひとりの尊厳や生活の質なども健康の要素という考えに広まっています。

（元気環境共生都市宣言）

- 区では、「環境共生都市」と「健やかに安心してくらせるまち北区」を区民とともに実現し、将来にわたって健康と環境への願いを明らかにするために「元気環境共生都市」を平成17年10月29日に宣言しました。

（北区ヘルシータウン21）

- 北区ヘルシータウン21は、10年間の総合健康づくり計画であり、健康増進法の第8条第2項に基づき、健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「市町村健康増進計画」として定めたものです。また、本計画は、食育基本法第18条第1項に定める「市町村食育推進計画」、及び自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」としても位置づけられています。さらに、国の健康づくり計画である「健康日本21（第三次）」、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」の視点が加えられています。

（健康寿命）

- 2000年に世界保健機関（WHO）が提唱した概念です。厚生労働省は、わが国における健康寿命の定義を「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と示しています（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示430号））。



第1章 総則 第1条—第8条

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割を明らかにするとともに、連携・協働による健康づくり施策を推進することで、全ての区民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】本条は、条例の「目的」を定めたものです。

- この条例では、本条例の目的が「全ての区民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与すること」であることを明らかにしています。
- また、区民の健康づくりの推進に関する基本理念（第3条）を定め、その基本理念に基づく区の責務（第4条）、区民等の役割（第5条～第8条）を明らかにするとともに、高度化・多様化する健康課題へ地域社会全体で対応できるよう、多様な主体の連携・協働（第10条）による健康づくり施策を推進することを定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無に関わらず、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 区民 区内に居住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 三 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- 四 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、区民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいう。
- 五 健康づくり関係者 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者のほか、教育機関、地域活動団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいう。

【解説】本条は、条例の主要な「用語の定義」を定めたものです。

(健康づくりについて)

- 健康づくりは、全ての区民が、性別や年齢、心身の状態など個人が状況に応じて主体的に取り組むことが大切であり、単に「病気にならないための取組」ではなく、「心身の状態を整えて、より健康な状態へ近づくための取組」として、健康の保持・増進や、未病（心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、全ての変化の過程を表す概念）への対応を図ることを指します。

(事業者について)

- 事業者とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指します。

(保健医療関係者について)

- 医療機関、保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等）、保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、柔道整復師、救急救命士、言語聴覚士等）等の団体や個人を指します。

(健康づくり関係者について)

- 健康増進法第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者は、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等に基づく保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、後期高齢者医療広域連合等）、国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会等の団体を指します。
- このほか教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）や地域活動団体（社会福祉協議会、自治会、婦人会、老人クラブ等）、NPO法人やボランティア団体等、具体的な機関、団体を指します。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、区民の健康寿命延伸のため、各々の役割を踏まえるとともに、相互に連携・協働し、健康づくりの推進に一体となって取り組むこと。

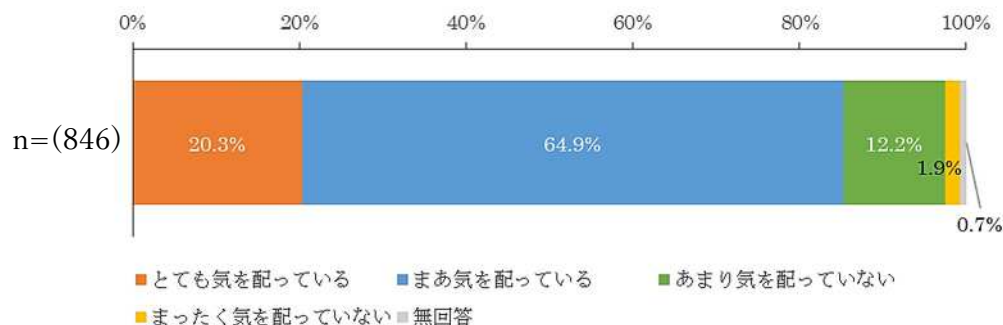
【解説】本条は、条例の「基本理念」を定めたものです。

- 区民の健康づくりは、一人ひとりが主体となって自主的に取り組むことが必要です。
- このため、健康づくりのために、全ての区民一人ひとりが健康への関心と理解を深め、食生活の改善、適度な運動・休養等による生活習慣病の予防や、疾病の早期発見、早期治療を行うための特定健診、がん検診、特定保健指導の受診等、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを、基本理念として規定しています。
- また、健康づくりの推進は、個人の努力だけでは困難な側面もあり、一人ひとりの取組が継続できるよう、地域社会全体で支援する必要があります。このため、多様な主体が相互に連携・協働して健康づくりの推進に一体となって取り組むことを規定しています。

【関連調査・参考文献】

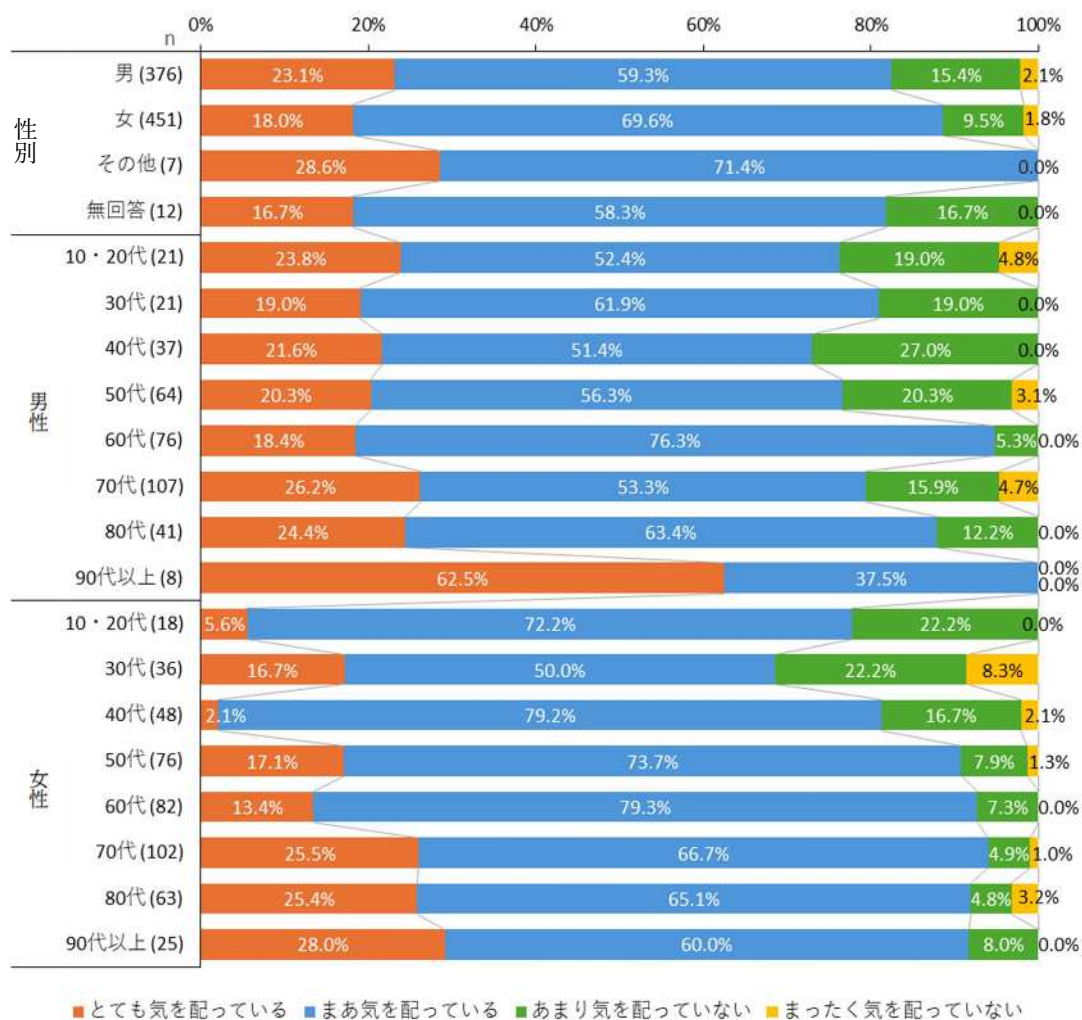
- 区のアンケート（区民向け）によると、区民は日ごろ、「自分の健康に気を配っている」割合は8割台半ばとなっている一方で、性・年齢別でみると、年齢が若くなるにつれて「自分の健康に気を配っている」割合が低くなる傾向がみられます。
- このため、若年層の段階から“生涯にわたって”関心と理解を深め、自らの心身の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。

問4 あなたは日ごろ、ご自分の健康に気を配っていますか。(○は1つだけ)



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

〈性別／性・年齢別〉



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供しなければならない。

3 区は、区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、区民の健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に寄与するため、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者と連携・協働した施策の実施に努めなければならない。

【解説】本条は、健康づくりを推進する上での「区の責務」を定めたものです。

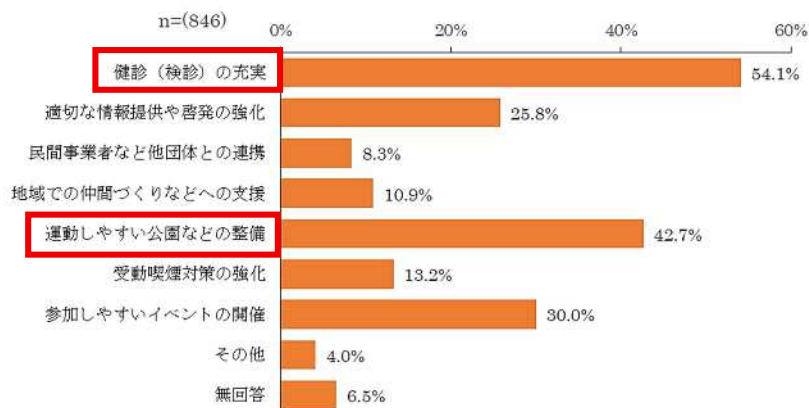
- 区は健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、計画的な施策の実施に必要な計画については、次の「第2章 健康づくりに関する基本的事項」の中で示しています。
- 健康づくりに資する情報とは、各種健診、助成金、セミナー及びイベント情報等、各主体が健康づくりに関する活動を推進するうえで参考とする情報を提供することとしています。

【関連調査・参考文献】

(第1項について)

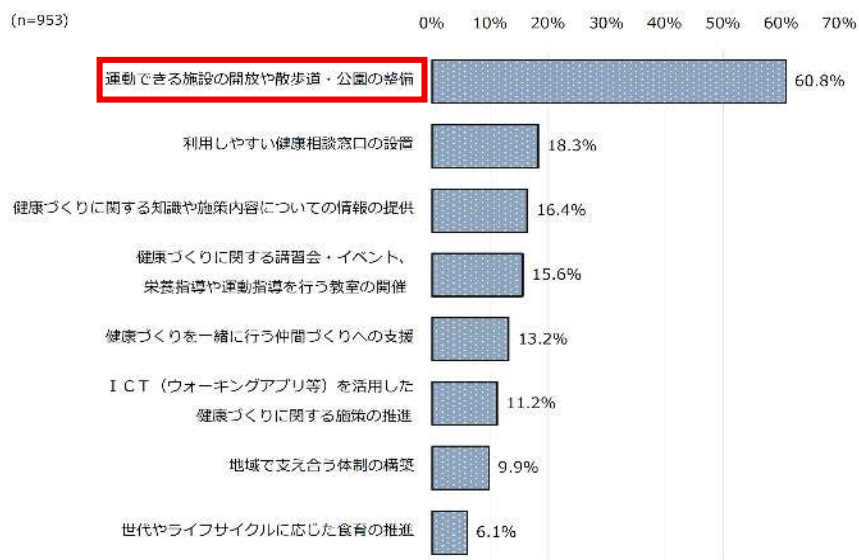
- 区のアンケート（区民向け）によると、区民が自身の健康維持のために区に求めることとして、「健診（検診）の充実（54.1%）」「運動しやすい公園などの整備（42.7%）」が約半数。次いで、「参加しやすいイベントの開催（30.0%）」「適切な情報提供や啓発の強化（25.8%）」となっており、令和3年に実施した「北区民意識・意向調査」でも「散歩道や公園の整備」に係る要望が多くなっています。
- このため、区はソフト・ハードの両面から“健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施”することを区の責務として規定しています。

問16 ご自身の健康を維持・向上させるために北区に求めるもの（必要だと思うもの）はどれですか。（あてはまるものすべて）



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問 区では、こころとからだの健康づくりを推進しています。
もっと力を入れてほしいと思う取組みはどれですか。（複数回答）

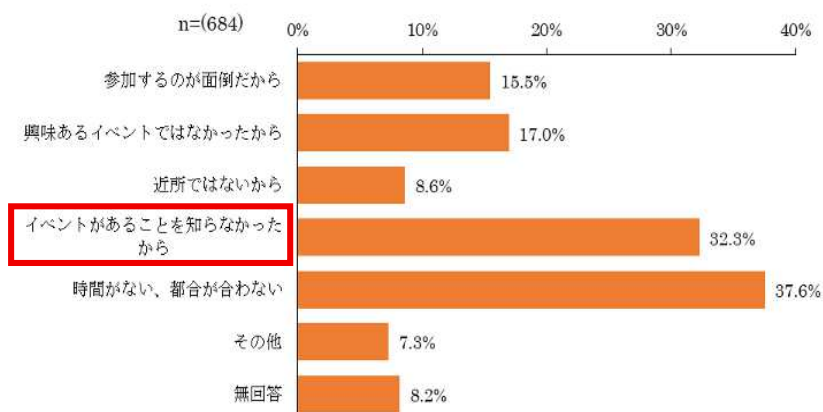


出典：北区民意識・意向調査（北区 令和3年）

(第2項について)

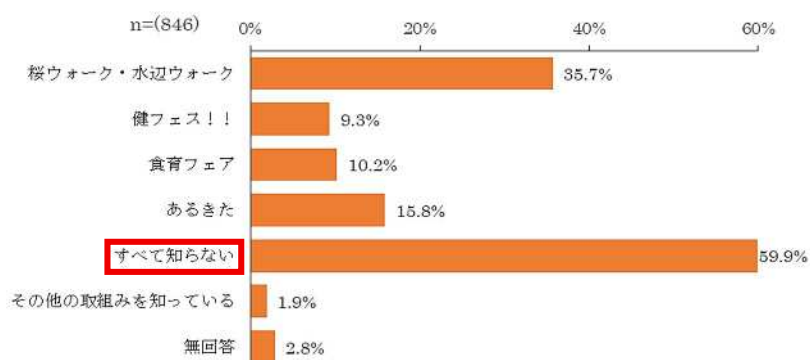
- 区のアンケート（区民向け）によると、区民の「北区の健康づくり事業に参加しない理由」として、個々の事情が要因と考えられる「時間がない、都合が合わない（37.6%）」を除くと、「イベントがあることを知らなかったから（32.3%）」が最も多く、「北区の健康づくり事業の認知度」についても「すべて知らない（59.9%）」が最も多くなっています。
- また、区のアンケート（企業向け）においても、「健康への取組みに対する区から必要な支援」として、「情報提供（45.0%）」が最も多く、区からの積極的な情報提供が多様な主体に対して必要なことから区の責務として規定しています。

問14 問12のイベントに参加しない理由はどれですか。（あてはまるものすべて）



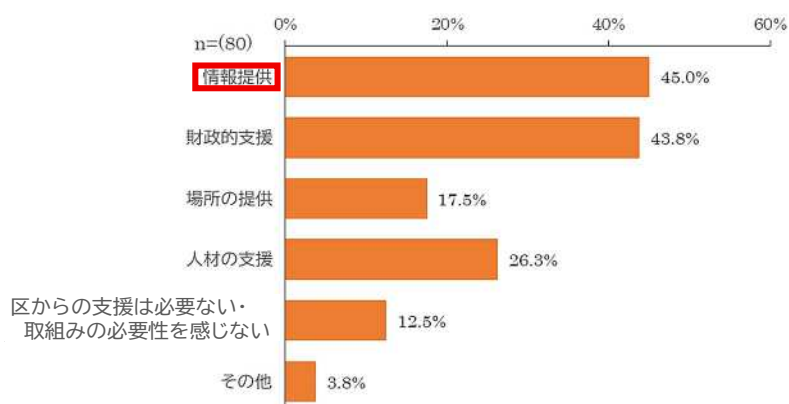
出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問11 北区の健康に関する取り組みを知っていますか。次の中から、内容も知っているものをすべて選んでください。（あてはまるものすべて）



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問7 上記の取組みを行うにあたって、区から必要な支援はありますか。（複数選択可）

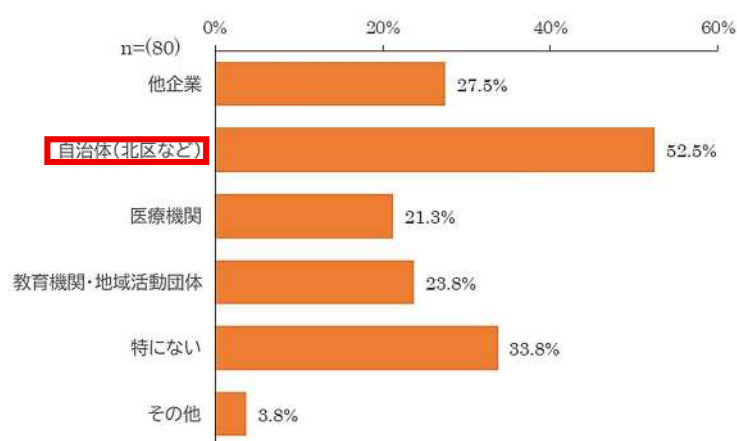


出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

（第3項について）

- 区のアンケート（企業向け）によると、企業の「現在の健康づくりに関する取組みの実施や充実のために連携したい団体（相手先）」として、「自治体（52.5%）」が最も多く半数を超えています。高度化・多様化する健康課題に対応するため、区側からも積極的に連携・アプローチし、多様な主体との連携・協働を推進していくことが必要であることから責務として規定しています。

問10 現在の取組みや今後の取組みの充実のために連携したい団体等がありますか。（複数選択可）



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

(区民の役割)

第5条 区民は、健康に関する知識と理解を深めるとともに、主体的かつ継続的な健康づくりに取り組むため、健康診断の定期的な受診等による自らの心身状態の把握や、家庭や学校、職場、地域等における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「区民の役割」を定めたものです。

- 健康づくりは、一人ひとりが主体となって自主的に取り組むことが必要であることから、自らが心身の状態を把握し、健康づくりに主体的、継続的に取り組むよう努めることとしています。
- 具体的には、食生活の改善、適度な運動や休養等による生活習慣病の予防や、歯や口腔機能の向上、こころの健康等、自らの心身の状態を把握し、その状況に応じた健康づくりに努めるものとします。

(自らの心身状態の把握について)

- 区民は、区や事業者の取組、保健医療関係者の保健医療サービス、医療保険者などの健康づくり関係者の保健事業を活用し、特定健診やがん検診、歯科健診、人間ドック等の健康診査を受診することなどで、自らの健康状態を把握します。

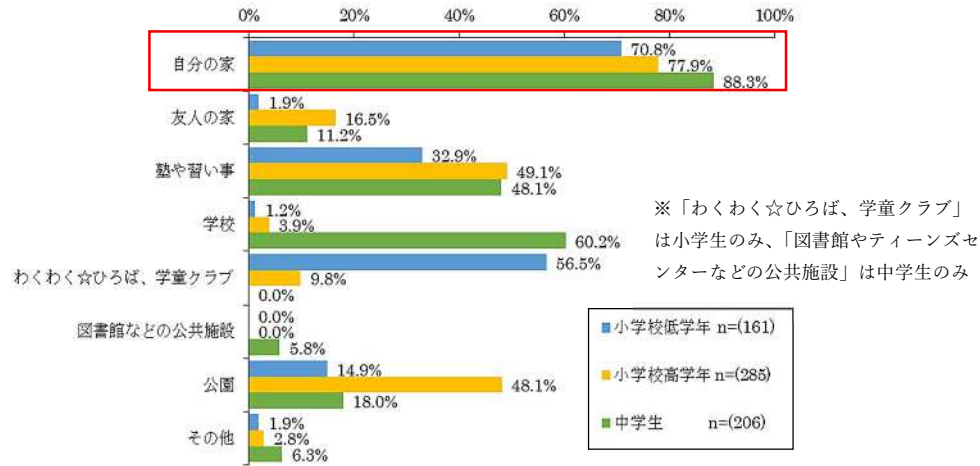
(家庭や学校、職場、地域等における健康づくりの推進に関する活動について)

- 区民が健康づくりに取り組むにあたり、個人としての取組だけでなく、家庭や学校、地域等、活動の場を広げてともに取り組み、支え合うことが大切です。
- 家庭は、個人の健康を支え、守る最小のコミュニティであり、子どもにとっては健やかな成長を育む場となっています。

区においても、放課後に自分の家で過ごす児童・生徒が過半数となっているほか、東京都と比較すると、「1週間の総運動時間（保健体育の授業を除く）60分未満の児童・生徒の割合」が高いことから、家庭内のコミュニケーション等を通じて、規則正しい生活習慣を実施することも重要です。

【関連調査・参考文献】

問4：放課後は、どこで過ごすことが多いですか。あてはまるものをすべて選んでください。

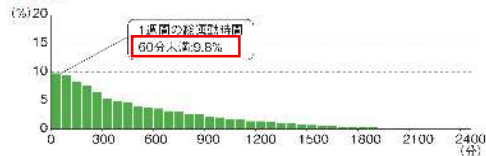


出典：健康づくりに関するアンケート調査（こども向け）（北区 令和8年3月）

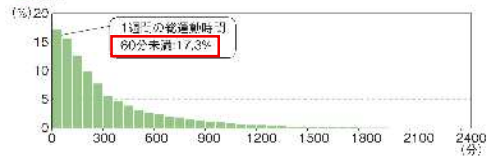
（小学生 全国 1週間の総運動時間（保健体育の授業を除く））（5年生対象）

〈1〉1週間の総運動時間の分布

●男子



●女子

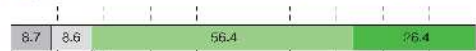


〈2〉1週間の総運動時間別の児童の割合

●男子



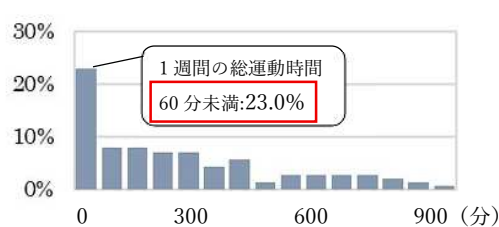
●女子



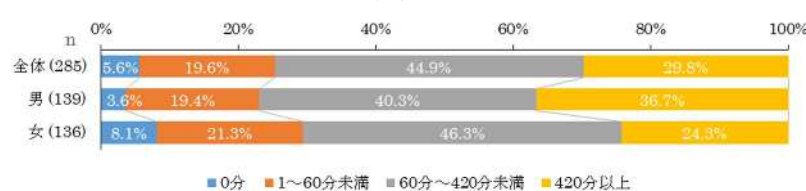
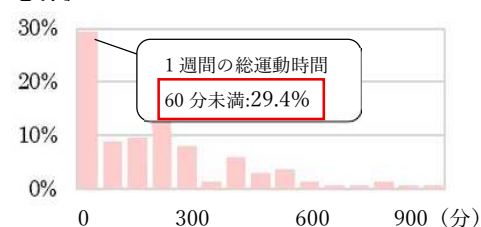
出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁 令和7年）

（小学生 北区 1週間の総運動時間（保健体育の授業を除く））（高学年対象）

●男子



●女子



出典：健康づくりに関するアンケート調査（こども向け）（北区 令和8年3月）

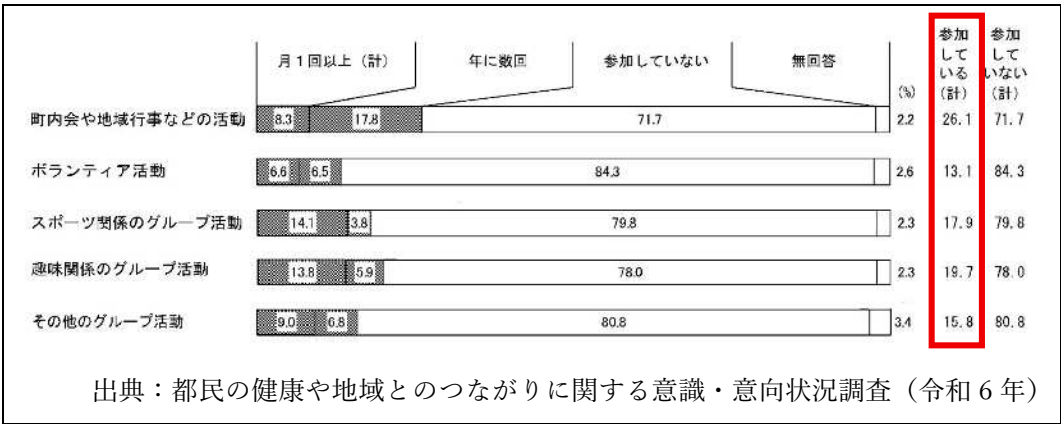
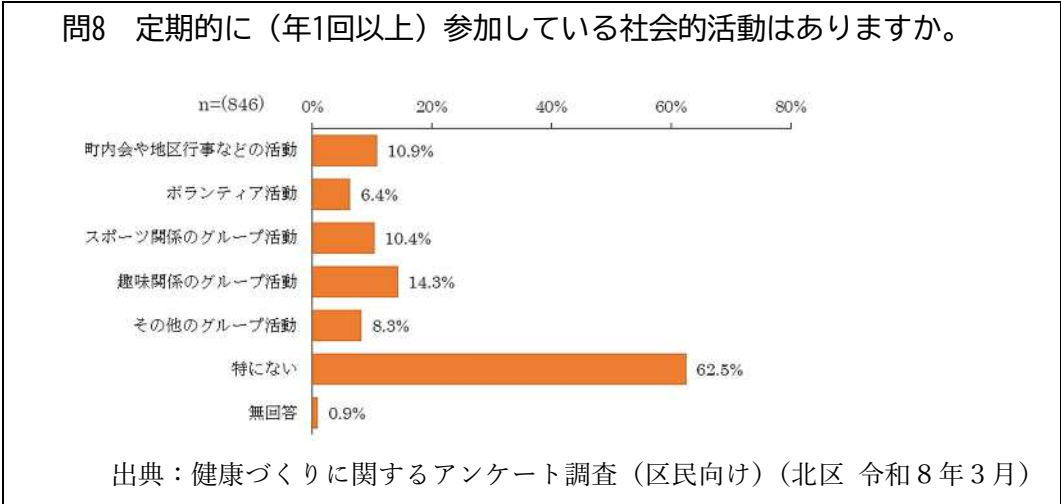
○ 学校は、子どもに対する食育や健康教育等を通じて、生涯にわたり健康で豊かな人間性を育む、生活習慣を身につけることが期待されます。

○ 職場では、事業者が実施する健康診査等の受診や健康づくりイベント等への積極的な参加が期待されます。

○ 地域においては、「住民相互の信頼感が高い地域ほど、自己の健康に対する評価が高く、地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態が良いことが報告されている（東京都保健医療局HP）」とされ、区においても、以下の調査分析から、ソーシャルキャピタル（地域のつながり）を一層推進していくことがとても重要です。

【関連調査・参考文献】

- ・ 東京都の調査と比較すると、区は年1回以上の活動を対象としたにも関わらず、全ての項目（活動）において参加している割合が少ない。



(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの活動を通じて地域の健康づくりの推進に寄与するとともに、使用する者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「事業者の役割」を定めたものです。

- 事業者は、労働安全衛生法により、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、従業員の安全と健康を確保することが求められており、人手不足や従業員の高齢化を背景に「健康経営」への関心が中小企業にも広がっています。

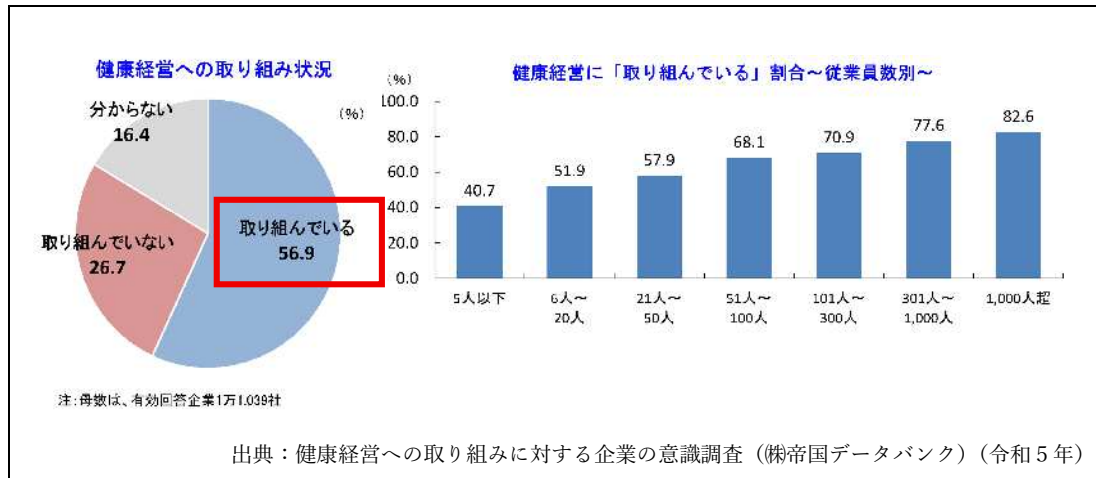
<健康経営について>

- ・ 「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の商標登録であり、従業員等の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に実践する経営手法を示します。

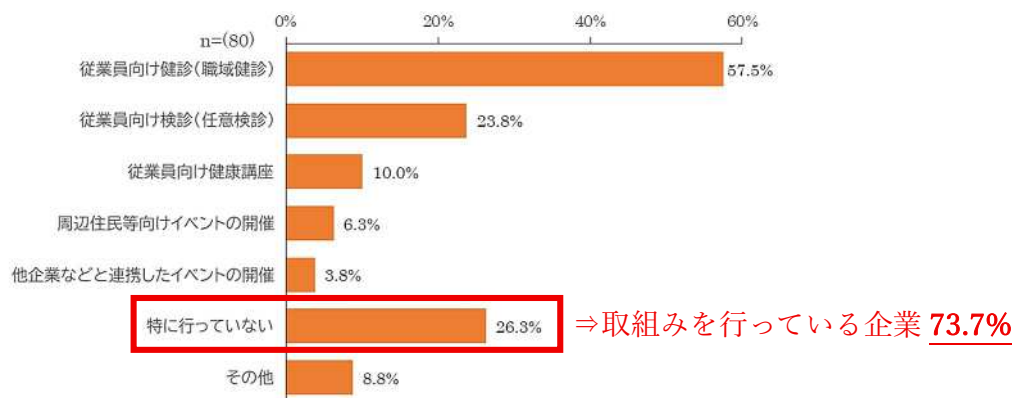
※健康経営…「健康診断・がん検診」「食生活の改善」などを含むもの
(東京都保健医療局 HP より)

- また、労働安全衛生法の改正（令和7年法律第33号）により、これまで労働者数50人未満の事業場については努力義務とされてきた「ストレスチェック」も実施を義務化される（公布後3年以内に政令で定める日）など、職場でのメンタルヘルス対策の推進も含めた職場環境の整備が求められています。
- このため、健康診断や健診機会の確保等、従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備をはじめ、各種セミナーの開催等自らの活動を通じた地域貢献、働く世代の健康づくりには事業者の有する影響も大きいことから、区が実施する施策と連携・協働するよう努めることを規定しています。
- なお、(株)帝国データバンクが実施した「健康経営への取組に対する企業の意識調査(R5)」(全国)と比較すると、健康への取組みを行っている区の企業の割合は高くなっていますが、法律で定められる職域健診に比べると任意の取組はいずれも半数以下となっており、7割以上の企業が「(健康への取組みについて)改善の必要がある」と回答していることから、区の企業においても健康への取組意識・必要性が高まっていることがわかります。

【関連調査・参考文献】

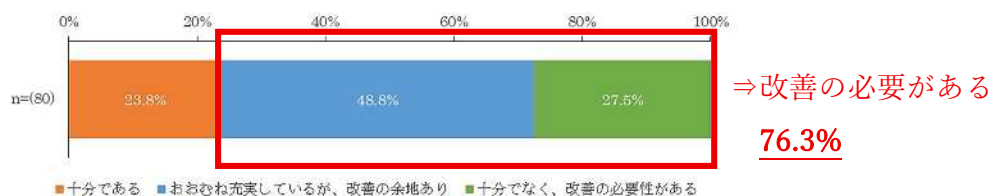


問4 現在、御社ではどのような健康への取組み（健康経営）を行っていますか。
1つだけ選んでください。



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

問5 御社での健康への取組み充実度について、どのように感じていますか。



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

(保健医療関係者の役割)

第7条 保健医療関係者は、区民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう努めるとともに、健康づくりに関する普及啓発や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「保健医療関係者の役割」を定めたものです。

- 保健医療関係者は、第2条第4号に規定する者をいいます。

保健医療関係者は保健医療サービスの実施主体として、診療・看護等をはじめ、健康相談・歯科保健相談等の各種相談、特定健診やがん検診、特定保健指導等について、区民が適宜受けられるよう努めることとしています。

<保健医療関係者について> 【再掲】

- ・ 医療機関、保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等）、保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、柔道整復師、救急救命士、言語聴覚士等）等の団体や個人を指します。
- 加えて、各種講座の実施による健康づくりに関する普及啓発をはじめ、区が実施する施策と連携・協働するよう努めることを規定しています。

図表 3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



出典：北区国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画（北区 令和6年3月）

(健康づくり関係者の役割)

第8条 健康づくり関係者は、自らの活動を通じて区民の健康づくりを支援するため、区民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりや情報提供等の普及啓発に努めるとともに、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「健康づくり関係者の役割」を定めたものです。

- 健康づくり関係者は、第2条第5号に規定する者をいいます。

<健康づくり関係者について>【再掲】

- ・ 健康増進法第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者は、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等に基づく保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、後期高齢者医療広域連合等）、国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会等の団体を指します。
- ・ このほか教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）や地域活動団体（社会福祉協議会、自治会、婦人会、老人クラブ等）、NPO法人やボランティア団体等、具体的な機関、団体を指します。

(医療保険者の役割について)

- 医療保険者は、特定健診、特定保健指導の実施主体として、区民が（加入者）が受診しやすい環境の整備及び情報提供に努めることとしています。

(教育機関の役割について)

- 教育機関においては、心身の発達や疾病の予防・食育・歯と口腔の健康・飲酒・喫煙・薬物乱用防止などの健康づくりに関する学びの場の提供等に努めることとしています。

(地域活動団体等の役割について)

- 地域活動団体等は、健康づくりに資するセミナーの開催など、自らの活動を通じて区民の健康づくりを支援することに努めることとしています。

(連携・協働について)

- また、全ての健康づくり関係者について、区が実施する施策と連携・協働するよう努めることを規定しています。

第2章 健康づくりに関する基本的事項 第9条—第13条

(計画・施策)

第9条 区は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、目標等を定めた健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 区は、計画を策定する際には、あらかじめ、東京都北区健康づくり推進協議会条例（平成十年三月三十日条例第三号）に規定する東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 区は、計画を策定した際には速やかに公表するとともに、達成状況について、東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

5 区は、第4条に規定する区の責務を果たすため、次に掲げる分野に係る施策を計画に基づき実施する。

ア 身体健康

イ こころ健康

ウ 歯と口腔健康

エ その他健康づくりを推進するために必要と認められる分野

【解説】本条は、健康づくりに関する施策を推進するための計画の策定等について定めたものです。

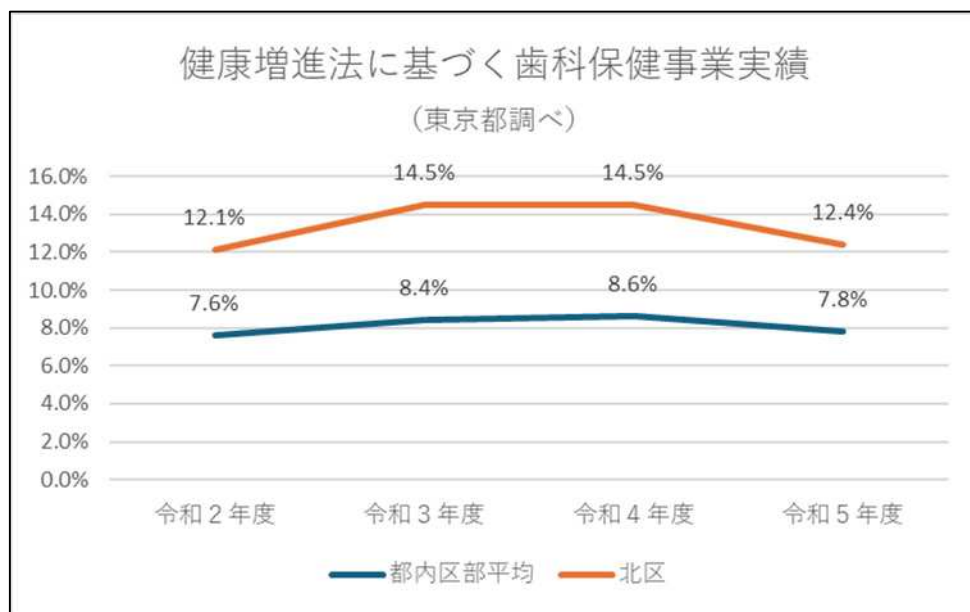
○ 第4条に規定の施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定する旨を定めています。「目標等を定めた健康づくりの推進に関する計画」とは以下のとおりです。

- ・市町村健康増進計画（健康増進法 第8条第2項）
- ・市町村食育推進計画（食育基本法 第18条第1項）
- ・市町村自殺対策計画（自殺対策基本法第13条第2項）

○ 区では、健康増進法の施行に併せ、同法第8条第2項の規定による市町村健康増進計画「北区ヘルシータウン21」（10か年計画）を平成14年度に策定。現在は市町村食育推進計画及び市町村自殺対策計画を包含した「北区ヘルシータウン21（第三次）」を令和5年度に策定し、健康増進、疾病対策、親子の健康、こころの健康の分野別に評価指標と目標値を掲げ、様々な施策を実施しています。

- 計画の策定や変更にあたっては、東京都北区健康づくり推進協議会から意見聴取を行うことや、策定内容の公表することを規定しており、達成状況についても同様としています。
- また、厚生労働省の健康日本21（第三次）推進のための説明資料（令和5年5月）によると、「近年は口腔の健康が全身の健康にも関係していることが指摘されるなど、全身の健康を保つ観点からも、歯・口腔の健康づくりへの取組が必要」とされており、近年の区の歯周疾患検診の受診率の高さを維持することなどの観点から、身体とこころに加えて“歯と口腔”の健康に係る分野の施策を計画に基づき実施することとしています。

【関連調査・参考文献】



出典（数値）：東京の歯科保健-東京都歯科保健医療関係資料集-（東京都 令和3～7年）

(連携・協働)

第10条 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する情報及び活動機会の共有その他の方法により、相互に連携・協働を図りながら、健康づくりの推進に関する取組を効果的に実施するよう努めるものとする。

2 区は、健康づくりを効果的に推進するため、国、都及びその他自治体と連携等を図るよう努めるものとする。

【解説】本条は健康づくりに関する多様な主体の「連携・協働」を定めたものです。

- 区民の主体的な健康づくりへの取組を効果的に推進するため、区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者、それぞれの主体がその専門性に沿った健康に関する情報や健康づくりを实践する機会等の共有など、相互に連携・協働して取り組むよう努めることとしています。
- 「健康に資する情報発信・PR事業や相談事業」、「健康づくりに携わる人材育成及び研修事業」等の実施について、多様な資源やノウハウ、強みを活かして、連携・協働することも必要です。
- また、健康増進法第5条において、国、都道府県、特別区を含む市町村は「国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」と規定されており、国や都のみならず、他の区市町村とも連携等（協力要請含む）を図ることで区の健康づくりをより一層推進します。

(調査・研究)

第11条 区は、健康づくりに関する施策を推進するため、必要な調査及び研究を行うものとし、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりの推進に関する「調査・研究等」を定めたものです。

- 区は、区民の健康づくりに関する施策を推進するために必要な調査及び研究を行うことを規定しています。計画の策定から個別事業検討、実施における各段階において、調査及び研究に取り組みます。

(北区健康づくり推進期間)

第12条 区は、健康づくりについて区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の関心及び理解を深めるため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、北区健康づくり推進期間を定める。

【解説】本条は、「北区健康づくり推進期間」を定めたものです。

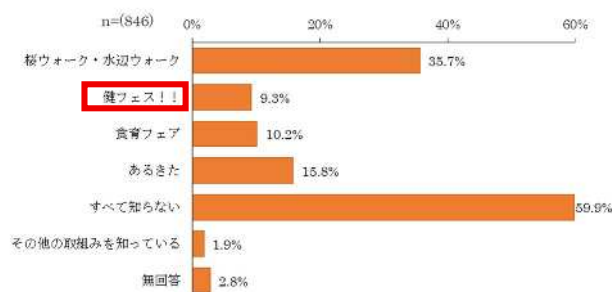
- 区は、区民等関係者が健康づくりへの関心と理解を深め、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくり推進期間を定めるものとします。
- なお、区の健康づくりに関する事業認知度の効果的な底上げに寄与するため、10・11月の「健康フェスティバル」開催期間を健康づくり推進期間と定めます。

＜健康フェスティバルとは＞

- ・ 区民一人ひとりが自分に合った健康づくりの手法を見つけられるよう、10・11月の2か月間で様々なイベントを保健医療関係者及び健康づくり関係者と協力して開催し、区民の主体的な健康づくりの推進を図るものです。

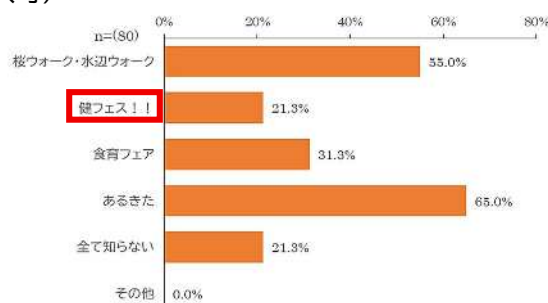
【関連調査・参考文献】

問11 北区の健康に関する取り組みを知っていますか。次の中から、内容も知っているものをすべて選んでください。(○はあてはまるものすべて)



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問11 北区の健康に関する取り組みをご存じですか。内容も知っているものを選んでください。(複数選択可)



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

(区民等に対する支援)

第13条 区は、健康づくりに関する施策を推進するために必要があると認めるときは、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

【解説】本条は健康づくりに関する「区民等に対する支援」を定めたものです。

- 区は、生活習慣病等の予防など、区民の健康づくりに関する施策を推進するため、様々な主体に対し必要な支援を行うことができる旨を定めています。
- 必要な支援とは、各種セミナーや研修の実施等の技術的な支援を含みます。

第3章 雑則 第14条

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

【解説】条例の施行に関して必要となる事項について、この条例とは別に定めることとしています。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、区において現に存する健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第二項に定める市町村健康増進計画、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条第一項に定める市町村食育推進計画、及び自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十三条第二項に定める市町村自殺対策計画については、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

【解説】現在既に策定されている3種の計画については、本条例に基づき策定されたものとみなす旨規定しています。

7 北康健第 3 5 3 2 号
令和 8 年 3 月 5 日

各 位

健康政策課長 菊池 亜紀子
(公印省略)

令和6年度北区「在宅医療・介護連携推進事業」活動報告書の送付について

このたび、当課における在宅医療・介護連携推進事業の取組状況をまとめた、『令和6年度 北区「在宅医療・介護連携推進事業」活動報告書』を作成いたしました。

下記の二次元コードより、アクセスしていただき、ご高覧いただければ幸いです。

今後ともご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

- 令和6年度北区「在宅医療・介護連携推進事業」活動報告書
(北区ホームページ 二次元コード)



(北区ホームページ URL)

<https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/elderly/1008604/1008699.html>

問い合わせ先

健康政策課地域医療係

担当：印南

外線：3919-9601

令和6年度 北区「在宅医療・介護連携推進事業」 活動報告書



令和8年2月

東京都北区

はじめに

本活動報告書は、在宅医療・介護連携推進事業で定められた 8 事業項目※に基づき、令和 6 年度に実施した取組をまとめたものです。

令和 6 年度は、専門職を対象とする多職種連携研修会や摂食えん下機能評価医養成フォローアップ研修を実施したほか、区民を対象とする摂食えん下に関する講座や在宅療養支援員研修を実施いたしました。

在宅療養推進会議については、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）普及啓発」についての検討を始めました。また「在宅医療・介護現場におけるハラスメント対策部会」を設置し、在宅医療・介護現場でのカスタマーハラスメント対策支援の検討も開始いたしました。

コロナ禍で見送られていた研修等につきましては、さらに見直しを行いながら、再開しております。

医療・介護従事者の皆様におかれましては、在宅療養支援の第一線でご尽力いただいている中、様々な取組にご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

※

- 【ア】地域の医療・介護サービス資源の把握
- 【イ】在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 【ウ】切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の連携推進
- 【エ】医療・介護関係者の情報共有の支援
- 【オ】在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 【カ】医療・介護関係者の研修
- 【キ】地域住民への普及啓発
- 【ク】在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

目 次

I	在宅医療・介護連携推進事業について	1
II	北区の在宅療養支援の在り方	2
III	北区在宅医療・介護連携推進事業（令和6年度実績）	3
1	医療社会資源調査 【ア】	3
2	在宅療養推進会議及び検討部会 【イ】	4
3	在宅療養協力支援病床確保事業 【ウ】	4
4	在宅療養患者搬送事業 【ウ】	5
	（区補助事業）	
5	在宅療養多職種ネットワーク構築事業【エ】	5
	（ICTを活用した情報共有の支援／区補助事業）	
6	高齢者あんしんセンターサポート医事業 【オ】	5
7	在宅療養相談窓口事業 【オ】	8
8	多職種連携研修・顔の見える連携会議 【カ】	9
	（区補助事業）	
9	地域住民への普及啓発 【キ】	9
10	近隣自治体との連携、情報交換 【ク】	10
11	摂食えん下機能支援推進事業 【その他】	10
12	在宅療養支援研修 【その他】	11
IV	資料編	12
1	令和6年度第1回北区在宅療養推進会議要点記録	13
2	北区在宅療養推進会議委員名簿	17
3	北区在宅療養推進会議設置要綱	18

I 在宅医療・介護連携推進事業について

在宅医療・介護連携推進事業とは

在宅医療・介護連携推進事業は、平成27年度に介護保険法の地域支援事業として制度化され、平成30年4月までに全ての区市町村において、下記資料事業項目（ア）から（ク）の8事業項目全てを実施することとされた。北区では、平成24年度より在宅医療・介護連携のための取組に着手し、平成27年度中に8事業項目を全て実施しているが、地域包括ケアシステムの構築実現へ向けて、事業のさらなる充実が求められている。

また、国は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しており、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子ども等に対する地域包括ケアの仕組みが求められている。北区では、国の示す8事業項目の取組を中心に、高齢者だけでなく障害者や子どもを含めた視点を取り入れながら、在宅療養推進に向けた取組を進めている。

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を都市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（ホ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

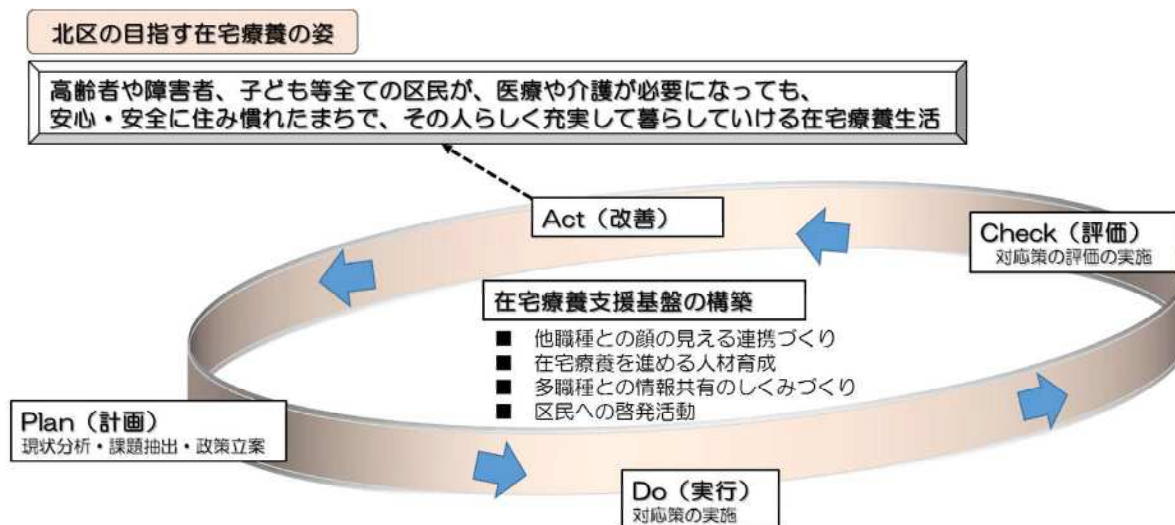
- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討
- 例) 二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議 等

厚生労働省資料

Ⅱ 北区における在宅療養支援の在り方



北区における在宅医療・介護連携推進事業（８事業項目）の取組状況

８事業項目	北区の取組	事業 開始年度	区補助事業 の有無
ア) 地域の医療・介護の資源の把握	医療社会資源調査 (在宅療養あんしんハンドブック作成) (医療社会資源情報検索システムの更新)	平成２６年度	
イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅療養推進会議及び検討部会の設置	平成２４年度	
ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	在宅療養協力支援病床確保事業	平成２６年度	
	在宅療養患者搬送事業	令和元年度	○
エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	介護医療連携共通シートの作成	平成２５年度	
	多職種ネットワーク構築事業 (ICTを活用した情報共有の支援)	平成３０年度	○
オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者あんしんセンターサポート医事業	平成２４年度	
	在宅療養相談窓口事業	平成２６年度	
カ) 医療・介護関係者の研修	多職種連携研修会・顔の見える連携会議	平成２５年度	○
キ) 地域住民への普及啓発	在宅療養を進める講演会	平成２５年度	
	出張出前講座	平成３０年度	
ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	東京都地域医療調整会議 (在宅療養ワーキングの参加) 等	平成２７年度	
その他	摂食えん下機能支援推進事業		
	飲み込みチェックシートマニュアルの作成	平成２８年度	
	摂食えん下機能評価医・ リハビリチーム養成フォローアップ研修	平成２８年度	
	摂食えん下区民（介護者）向け講座	平成２９年度	
	在宅療養支援員研修	令和２年度	

Ⅲ 北区在宅医療・介護連携推進事業（令和6年度実績） ※【 】は8事業項目を示す

1 医療社会資源調査【ア】

在宅療養支援を行う区内の医療機関及び介護事業者等の調査を行い、冊子（北区在宅療養あんしんハンドブック）の作成及び北区在宅療養資源情報検索システムの更新を行う。

2 在宅療養推進会議及び検討部会【イ】

介護、障害等の様々な要因により在宅療養を必要とする区民が在宅で安心して療養できる体制の構築に向け、医療・介護・保健・福祉の関係者が連携した取組の方向性を検討するとともに、関係者相互の情報共有、連絡調整及び困難な課題の対応解決策の協議を行う。

（１）在宅療養推進会議

	日時	会場	議題・報告事項等
第1回	令和7年 1月16日（木）	北とびあ7階 第二研修室	・ACPの普及啓発方法等について ・在宅医療・介護現場におけるハラスメント対策部会 委員構成について ・北区在宅療養推進会議の運営方法について

（２）在宅医療・介護現場におけるハラスメント対策部会

	日時	会場	議題・報告事項等
第1回	令和7年 3月27日（木）	北とびあ9階 901会議室	・在宅医療・介護現場等におけるハラスメント対策について

3 在宅療養協力支援病床確保事業【ウ】

在宅療養中の高齢者の病状悪化等の際に、かかりつけ医の判断のもと、速やかに短期の入院治療につながるよう区内医療機関の病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援する。

(1) 協力医療機関（受け入れ先）として登録

病院	13
有床診療所	1
合計	14

(2) 利用医療機関として登録

病院（在宅診療部署）	2
有床診療所	29
合計	31

(3) 利用者状況

男性	4
女性	4
合計	8
平均入院日数	20 日

(4) 入院を必要とする理由

病状の悪化	8
レスパイト 介護者療養	0
精密検査	0
その他	0

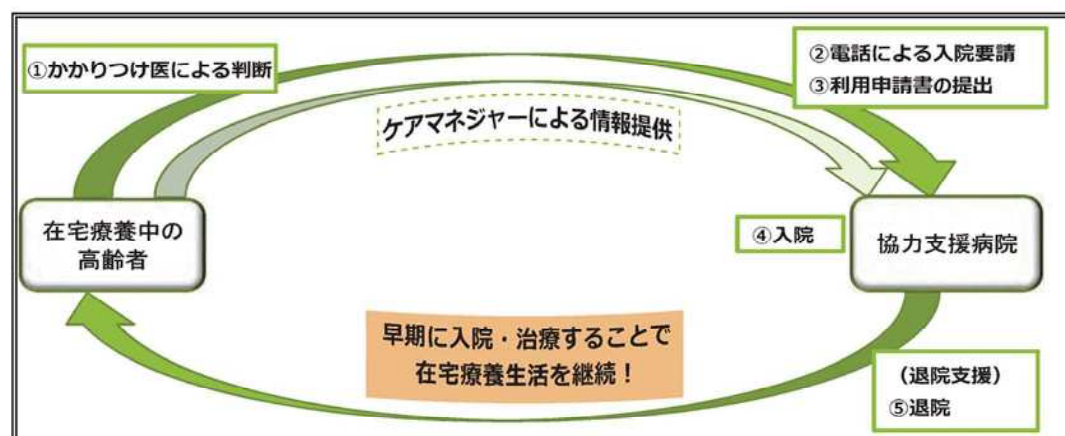
(5) その後の経過

退院	4
継続入院後 退院	0
継続入院後 転院	4
その他 (死亡)	0

(6) 年齢と介護認定状況（平均年齢：83.6歳）

年齢	認定	要支援		要介護					認定 申請中	認定 申請予定
		1	2	1	2	3	4	5		
50～64歳										
65～69歳										
70～74歳										
75～79歳				1	1			1		
80～84歳						1				
85～89歳	1									1
90～94歳			1		1					
95歳～										
合計		1	1	1	2	1	0	1	0	1

《利用の流れ（イメージ）》



4 在宅療養患者搬送事業（区補助事業）【ウ】

在宅療養中の高齢者の病状悪化等の際に、かかりつけ医の判断のもと、病院が保有する救急車を活用し、在宅療養患者を無料で病院へ搬送する北区医師会の取組に対して事業費の補助を行い、在宅療養生活の継続を支援する。

（令和6年度実績） 搬送件数：87件

5 在宅療養多職種ネットワーク構築事業（区補助事業）【エ】

ICTネットワークを活用した多職種連携の取組を行う北区医師会に対して、事業費の補助を行い、医療・介護関係者の情報共有を支援する。

6 高齢者あんしんセンターサポート医事業【オ】

本事業は、平成23年度「長生きするなら北区が一番」専門研究会で、地域で増えていく認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の医療や介護サービスにつながらない課題への対応や、医療依存度の高い高齢者のための退院支援などを、迅速に的確に支援するためのしくみとして提案されたものである。

（1）サポート医の業務

- ・高齢者あんしんセンターからの医療に関する相談対応
- ・介護や医療につながらない高齢者および認知症等の高齢者への訪問相談
- ・介護保険認定申請のための主治医意見書の作成
- ・成年後見制度審判請求のための診断書および鑑定書の作成
- ・退院支援のアドバイス
- ・王子・赤羽・滝野川の圏域ごとの情報交換・事例検討等

（2）サポート医の要件

- ・「東京都が実施する『認知症サポート医』養成研修の受講を修了している」
または「東京都北区医師会もの忘れ相談医」の認定を受けている

（3）医療相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	圏域別計
王子西圏域													0
王子東圏域													0
浮間圏域													0
赤羽西圏域													0
赤羽東圏域									1				1
滝野川西圏域													0
滝野川東圏域													0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

(4) 訪問相談・受診相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	圏域別計
王子西圏域		1											1
王子東圏域				1		1			1				3
浮間圏域													0
赤羽西圏域													0
赤羽東圏域											1		1
滝野川西圏域													0
滝野川東圏域							1						1
合 計	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	6

(5) 事例検討会・圏域情報交換会

未実施

(6) 高齢者あんしんセンターサポート医連絡会

1 回

(7) 訪問相談・受診相談事例（過去5年間の実績）

①性別

	男性	女性	年度計
R2年度	11	9	20
R3年度	8	9	17
R4年度	7	13	20
R5年度	5	8	13
R6年度	4	3	7
合 計	35	42	77

②世帯構成

	単身者	高齢世帯	子と2人	家族同居	不 明
R2年度	9	5	4	2	0
R3年度	14	1	1	1	0
R4年度	10	5	5	0	0
R5年度	6	4	3	0	0
R6年度	3	0	4	0	0
合 計	42	15	17	3	0

③年齢

	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳以上	年度計	相談 平均年齢
R2年度	0	0	1	5	7	5	2	20	81.7歳
R3年度	0	0	2	5	6	3	1	17	84.0歳
R4年度	0	0	3	10	3	2	2	20	81.7歳
R5年度	0	0	3	5	5	0	0	13	78.8歳
R6年度	0	0	1	3	1	2	0	7	78.7歳
合 計	0	0	10	28	22	12	5	77	81.0歳

④要介護度の有無

	要支援		要介護					無	不明	申請中 ・区変
	1	2	1	2	3	4	5			
R2年度	0	1	0	0	1	1	0	16	0	1
R3年度	0	0	1	0	0	0	0	16	0	0
R4年度	1	0	0	0	0	0	0	19	0	0
R5年度	0	1	0	0	0	1	0	11	0	1
R6年度	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0
合 計	1	2	1	0	1	2	0	69	0	2

⑤相談内容（複数回答）

	在宅療養 支援	退院 支援	受診困難				
			認知症の 疑い	虐待の疑い	セルフ ネグレクト	介護困難	その他
R2年度	0	0	13	3	4	1	5
R3年度	1	0	12	2	6	3	4
R4年度	0	0	13	1	9	1	2
R5年度	0	0	7	1	2	1	2
R6年度	0	0	7	1	2	1	2
合 計	1	0	52	8	23	7	15

⑥相談内容から予測される病名（複数回答）

	心疾患	高血圧症	脳血管疾患	認知症	整形外科	その他	その他の主な理由
R2年度	1	1	1	13	1	4	胸部大動脈瘤術後、喉頭がん、るいそう、 発達障害
R3年度	0	2	0	13	1	8	統合失調症・精神疾患疑い・抑うつ・肝臓 がん・低栄養・るいそう・浮腫・喘鳴
R4年度	0	5	0	12	3	11	糖尿病放置・甲状腺疾患の既往・水腎症・ 腎盂腎炎疑い・貧血・リンパ腫疑い・知的 障害・精神疾患疑い・歩行障害・廃用症候 群・体力低下・熱中症・難聴・視力障害
R5年度	1	1	0	5	1	6	前立腺肥大症疑い、胃切除後医療中断、歩 行障害（原因不明）、糖尿病・循環器疾患 医療中断、脳性麻痺、廃用症候群、精神疾 患疑い
R6年度	0	1	0	7	0	3	糖尿病医療中断疑い・風邪症状・ 肝硬変（精査後）
合 計	2	10	1	50	6	32	

⑦今後の方針（複数回答）

	終了	再相談	地区担当 申し送り	医療機関受 診のすすめ	介護保険 主治医意見書	成年後見 診断書	訪問看護 指示書
R2年度	4	0	0	10	14	9	0
R3年度	2	0	0	12	12	2	0
R4年度	1	2	0	14	17	0	0
R5年度	4	0	1	7	7	0	0
R6年度	0	0	1	6	6	1	0
合 計	11	2	2	49	56	12	0

⑧その後の経過（年度末時点）

	在宅	入院	施設	死亡	不明	転居	経過中
R2年度	8	1	9	2	0	0	0
R3年度	6	1	6	4	0	0	0
R4年度	10	2	4	3	0	1	0
R5年度	10	2	0	1	0	0	0
R6年度	4	0	1	2	0	0	0
合 計	38	6	20	12	0	1	0

7 在宅療養相談窓口事業【オ】

病院や地域医療機関、ケアマネジャー等からの退院支援を中心とする専門相談に応じ、適切に在宅療養が行えるよう関係機関と調整を行う「専門職のための相談窓口」を設置し、在宅療養生活の継続を支援する。令和元年度まで、相談支援の対象を高齢者に限定していたが、令和2年度より障害児・障害者にも拡大した。

（1）主な業務

① 相談対応

医療、介護従事者等の専門職から相談を受け、在宅医の紹介、情報提供を行う。

② 情報収集

医療社会資源調査結果の活用

医療機関（区内外病院・診療所・訪問看護ステーション）を訪問

③ 広報・連携構築活動

病院（区内外）、診療所、介護事業所、行政、地域の研修会等で窓口事業の普及啓発、受け皿の体制整備・協力関係の構築等

（2）相談対象者

病院医療相談室、地域医療機関、高齢者あんしんセンター、ケアマネジャー

（3）実績

① 相談実績

相談者	区内	区外	合計
病 院	8	2	10
診 療 所	3	0	3
包括支援センター	17	0	17
訪問看護ステーション	3	0	3
居 宅	14	0	14
区 民	0	0	0
そ の 他	21	5	26
合 計	66	7	73

相 談 内 容		件数
高齢者あんしんセンターとの協働		8
日常の療養支援	多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの在宅医療・介護の提供	13
	緩和ケアの提供	1
	家族への支援	3
	認知症ケアパスを活用した支援	1
入退院支援	入院医療機関と在宅医療	3
	介護に係る機関との協働	16
	情報共有による入退院支援	5
	一体的でスムーズな医療・介護サービスの提供	7
急変時の対応	在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確認	8
	患者の急変時における救急との情報共有	0
看取り	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施	0
	人生の最後における意思決定支援	1
その他		7
合 計		73

② 事業普及啓発活動及び資源情報収集

	訪問	電話	FAX	郵送	会議	カンファレンス	Web その他	合計
病院（区外）	3	1	0	0	0	0	5	9
病院・診療所（区内）	3	1	0	0	0	0	2	6
訪問看護ステーション	1	1	0	0	7	0	6	15
居宅介護支援事業所	0	2	0	0	0	0	0	2
包括支援センター	5	2	0	0	1	0	0	8
その他	4	3	0	0	0	0	3	10
合計	16	10	0	0	8	0	16	50

8 多職種連携研修・顔の見える連携会議（区補助事業）【力】

在宅療養に関わる地域の医療・介護関係者を対象とした、多職種連携に係る研修会等を実施する北区在宅ケアネットに対して事業費の補助を行い、地域の多職種連携を推進する。

（１）多職種連携研修会

日時	会場	内容	講師	参加者
令和6年 11月24日（日） 9時45分～12時45分	北とびあ 7階 第2研修室	【講演】 自宅訪問における暴力・ハラスメント研修	藤田愛先生 （医療法人社団慈恵会 北須 磨訪問看護・リハビリセン ター所長 慢性疾患看護専門 看護師 介護支援専門員）	50 名
令和7年 3月2日（日） 13時～16時30分	北とびあ 14階 スカイホール	【ワークショップ】 摂食・嚥下・栄養 ワークショップ		50 名
合計				100 名

（２）顔の見える連携会議

日時	会場	内容	講師	参加者
令和6年 9月3日（火） 19時～20時30分	東京北 医療センター 2階 講堂	【赤羽圏域】 地震対策、BCPを使ってどう連携し合うか	北区危機管理室 防災・危機管理課長	150 名
令和6年 9月12日（木） 19時～20時30分	飛鳥晴山苑 1階 あすかホール	【滝野川圏域】 地震対策、BCPを使ってどう連携し合うか		
令和6年 9月27日（金） 19時～20時30分	北とびあ 7階 第2研修室	【王子圏域】 地震対策、BCPを使ってどう連携し合うか		

9 地域住民への普及啓発【キ】

介護が必要になったときや、人生の終末期を迎えたときに、在宅療養を選択肢の一つとして考えることができるよう、講演会や地域への出前講座など、さまざまな機会を捉えた啓発活動を行う。

日時	啓発方法	内容	掲載	回数
令和7年1月～6月	北区公式SNS	「人生会議」してみませんか／	北区公式LINE・メールマガジン・yahooくらし	6回

10 近隣自治体との連携、情報交換【ク】

東京都が主催する区西北部（北区・豊島区・練馬区・板橋区）の情報交換会や東京都地域医療構想調整会議の在宅療養ワーキング等、様々な機会を通じて、近隣自治体との情報共有と連携を推進する。

東京都地域医療構想調整会議 在宅療養ワーキンググループ（区西北部）

日時	会場	内容	参加者
令和7年 1月7日（火） 19時～20時30分	オンライン 開催	「地域における在宅医療連携の更なる推進に向けた取組」について	区西北部（北区、豊島区、板橋区、練馬区）の医師会及び行政代表者等

11 摂食えん下機能支援推進事業【その他】

摂食えん下機能評価医やリハビリテーション職等の専門職を対象とする研修会や、区民（介護者）向けの講座を実施し、高齢期における摂食えん下機能の低下防止や誤えん性肺炎の予防につなげる。

（1）摂食えん下機能評価医・リハビリテーションチーム養成フォローアップ研修

日時	会場	内容	講師	参加者
令和6年 10月25日（金） 19時～21時	北とびあ 7階 第2研修室	【講演】 摂食嚥下障害の基本的な考え方と対応	中山潤利先生 （日本大学歯学部摂食機能療 法学講座 准教授）	42 名
令和6年 11月15日（金） 19時～21時	オンライン 開催	【講演Ⅰ】 K T バランスチャートを活用した多職種 連携	小山珠美先生 （NPO 法人「口から食べる 幸せを守る会」理事長）	43 名
		【講演Ⅱ】 区内のMCSの役割	横山健一先生 （東京都北区医師会 副会長 医療法人 社団健樹会 横山医 院理事長）	
令和7年 1月31日（金） 19時～21時	北とびあ 14階 スカイホール	事例検討会 何をみて何をするのか？ ー食べることの支援のキホンー	菊谷武先生 （日本歯科大学教授 口腔リハビリテーション多摩 テック院長）	29 名
令和7年 3月1日（土） 18時～19時	北区障害者 口腔保健 センター	VE（嚥下内視鏡）実習	大場庸助先生 （滝野川歯科医師会会員）	13 名
合計				127 名

（2）区民（介護者）向け講座

日時	会場	内容	講師	参加者
令和7年 1月31日（金） 10時～11時30分	北とびあ 7階 第一研修室	いつまでも安全にご飯を口から食べられるよ うに （摂食えん下機能の基礎知識編）	長澤主紀氏 （東京北医療センターリハビ リテーション室言語聴覚士）	20 名
令和7年 2月6日（木） 10時～11時30分	北とびあ 7階 第二研修室	いつまでも安全にご飯を口から食べられるよ うに （介護用ベッドを使った実習編）	長澤主紀氏 （東京北医療センターリハビ リテーション室言語聴覚士）	19 名

12 在宅療養支援員研修【その他】

訪問看護師を対象に、北区の地域特性や医療介護資源等の研修を実施することで、高齢者・障害児者等、患者にあった医療サポートを可能にし、北区における在宅療養者のQOLを向上させる。

日時	会場	内容	講師	参加者
令和6年 11月1日（金）～ 12月14日（土）	オンデマンド 配信 北区公式 YouTube	【事前受講】 ○北区の現状及び在宅医療・介護連携の取り組み ○保健師との連携について ○生活保護制度について ○成年後見制度について ○障害福祉について	北区福祉部及び健康部 各所管	31 名
令和6年 12月15日（日） 9時～12時	北とぴあ 7階 第一研修室	【対面研修】 ○高齢者あんしんセンターとの連携について ○訪問看護の制度 ○グループワーク	北区高齢福祉課高齢相談係 及び あすか山訪問看護ステーション	

Ⅳ 資料編

- 1 令和6年度東京都北区在宅療養推進会議要点記録
- 2 北区在宅療養推進会議委員名簿
- 3 北区在宅療養推進会議設置要綱

令和6年度 東京都北区在宅療養推進会議 要点記録

開催日時：令和7年1月16日（木）午後7時30分

開催場所：北とびあ 7階 第2研修室

1 開 会

2 委員委嘱

3 委員長及び副委員長選出

4 議 題

（1）検討事項

- ① ACPの普及啓発方法等について
- ② 在宅医療・介護現場におけるハラスメント対策部会について
- ③ 北区在宅療養推進会議の運営方法について
- ④ その他検討課題について

（2）報告事項

資料：資料1 東京都北区在宅療養推進会議設置要綱

資料2 東京都北区在宅療養推進会議委員名簿

資料3 北区在宅療養推進会議 検討事項

議 事

〈事務局〉

健康部長挨拶

資料の確認、委嘱状お渡し、令和5年度北区在宅医療・介護連携推進事業活動報告書の配付。

新体制での第1回目の会議のため、各委員より一言ご挨拶をお願いします。

〈委員〉

各委員挨拶

〈事務局〉

委員長、副委員長の選出

○東京都健康長寿医療センター研究所 副所長 藤原佳典委員 委員長選出

○東京都北区医師会 在宅療養部長 東十条さかい糖尿病・内科クリニック
院長 堺弘治委員 副委員長選出

議 題

（1）検討事項

① ACP（Advance Care Planning）の普及啓発方法等について

〈事務局〉

（説明）

ACPアドバンスケアプランニングの定義は、厚労省のガイドラインや日本医師会のガイドラインがそれぞれ示されている。しかし、国民にはまだまだ認知度が低く、本人が医療、ケアであったり、人生観や死

生観など考えておらず、考えていても家族や友人と共有できていない。一般区民への啓発や医療介護従事者の意思決定支援への取組が必要。効果的な普及啓発とACPの実践のための効果的な取組について議論していただきたい。また議論を進める前に、事務局より提案として、ACPにおける専門職の関わり方など共通認識を持つことも大切であり、勉強会を開催してもよいのではと考えている。ご意見をいただきたい。

〈主な意見〉

- ・急性期病院の立場からは、ACPでは具体的な医療行為の選択が必要となることを忘れないでほしい。
- ・地域におけるACPや医療機関におけるACPもある。一般の方、かかりつけ医にかかっている段階、在宅医療や急性期の終末期、の3程度に分けることが多い。専門職にはACP理解が深まったとの評価だが、一般はまだ。一般に向けての周知や医療機関、地域等、ACPのアプローチの仕方を考えていく必要があるのでは。
- ・オーラルフレイルケアも重視すべき。
- ・民生委員にもACPの知識があると相談を受けた時ACPのお話できる。
- ・あんしんセンターでは地域の方にACPについて少しでも理解してもらう機会を設けてはいるが、ふんわりとしているためか浸透しない。一人暮らしの医療拒否もあったりとACPの知識は低い。ここで死なれては困るとの大家から話もある。地域におけるACPは死後の知識も含めないと真面目に考えられないのかと思うこともある。

〈まとめ〉

医療従事者および看護・介護従事者間でACP（意思決定含む）の共通認識が得られていないため共有化が不十分であることを踏まえ、共通認識を持つため勉強会を開催し、今後の検討を進める。

② 在宅医療・介護現場におけるハラスメント対策部会について

〈事務局〉

（説明）

ハラスメント対策部会の委員構成をご承諾いただき今年度中に部会を開催したい。昨年度実施した介護現場におけるハラスメントのアンケート調査を踏まえ、行政への支援検討や事業所の取組等、議論いただく予定。

〈主な意見〉

- ・歯科医師にはないが歯科衛生士が訪問先でハラスメントを受けた話は聞いたことがある。
- ・女性の訪問リハビリ職が訪問先で手を出されることもある。男性職に変えるケースもかなり多い
- ・障がい者福祉現場でもハラスメントがある。委員として障害福祉課長も加えてほしい。

〈今後の取組〉

看護職、介護職、リハビリ職、歯科衛生、障害福祉分野など複数の現場から専門家を選定し、具体的な対応策を議論するため今年度中に部会を開催し必要な行政支援や事業所の取組を検討。

③ 北区在宅療養推進会議の運営方法について

〈事務局〉

（説明）

効率的な会議の運営を図る必要があると考えているため、具体的な開催方法、WEBか対面か、会議時間は夜か日中の時間帯か、ご意見を伺いたい。

〈主な意見〉

- ・夜遅くの開催は、働き方改革的かつコンプライアンス的にもどうかと思う。対面で議論が深まることもあるが、やはりWEBが良い。
- ・個人事業主で昼間は時間が取れない。夜間が取りやすい。
- ・WEBだと聞くだけになることも、意見を求める場としては対面が良いのでは。
- ・昼間だと訪問等で厳しいので、対面のメリットはあるが、仕事上からもWEBのほうが参加しやすい。
- ・ハイブリッド開催や、時間外であっても開始時間を早める等で負担を軽減できるのでは。

〈今後の検討〉

行政の会議が増えたことで、委員に負担がかかっている。WEB開催で移動時間短縮により開催時間を早められるとの意見もある。対面の良さもあり、WEBかハイブリッドで開催の方向で委員長、副委員長とご相談する。

④ その他の検討課題

〈主な意見〉

- ・医療資源の有効活用と連携を目指し、情報共有プラットフォーム作りをお願いしたい。

〈事務局〉

23区での状況を確認し、次回会議で報告する。今後のテーマとして議論の余地があるかは委員の意見を聞きながら検討する。

配付した活動報告書について質問等あれば、連絡を。

（２）報告事項

特になし

〈今後の検討（まとめ）〉

- ・ACP啓発活動について勉強会を開催し具体策を探る。
- ・ハラスメント対策部会の開催を年度内に調整。
- ・次回会議はハイブリッド形式で効率化を図る。
- ・医療資源活用のプラットフォーム構築について他区の事例調査を実施。

副委員長：閉会挨拶

〈事務局〉

次回開催予定の報告

閉 会

令和6年度 東京都北区在宅療養推進会議 委員名簿

NO	役 職	氏 名	区 分
1	委員長	藤原 佳典	学識経験者（東京都健康長寿医療センター研究所）
2	副委員長	堺 弘治	医師会代表
3	委員	宮崎 国久	
4	委員	平原 佐斗司	高齢者あんしんセンターサポート医代表
5	委員	村上 義和	歯科医師会代表
6	委員	鈴木 守	
7	委員	前納 啓一	薬剤師会代表
8	委員	山村 利則	民生委員・児童委員代表
9	委員	青木 真	病院医療連携担当代表
10	委員	小暮 和歌子	訪問看護ステーション代表
11	委員	大場 栄作	ケアマネジャー代表
12	委員	関 優	訪問リハビリ事業者代表
13	委員	黒澤 加代子	サービス提供責任者代表
14	委員	島崎 陽子	高齢者あんしんセンター代表
15	委員	内田 美穂	
16	委員	村野 重成	福祉部長
17	委員	尾本 光祥	健康部長・北区保健所長
18	委員	田名邊 要策	地域福祉課長
19	委員	新井 好子	高齢福祉課長
20	委員	飯田 光	長寿支援課長
21	委員	泉 悠己	介護保険課長
22	委員	島田 司	障害福祉課長
事 務 局		鈴木 正彦	健康部参事（健康政策課長事務取扱）

東京都北区在宅療養推進会議設置要綱

23北健高第2488号
平成24年3月30日区長決裁

（設置目的）

第1条 医療（感染症に係るものを含む。以下同じ。）、介護、障害等の様々な要因により在宅療養を必要とする区民が在宅で安心して療養できる体制の構築に向け、医療・介護・保健・福祉の関係者が連携した取組みの方向性を検討するとともに、関係者相互の情報共有、連絡調整及び困難な課題の対応解決策の協議を行い、在宅療養支援を推進することを目的に東京都北区在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）医療依存度の高い要介護高齢者等が在宅療養を行うための医療と介護の連携の在り方の検討
 - （2）医療と介護との連携が困難な課題の対応解決策の協議
 - （3）連携事業の評価検討
 - （4）在宅療養資源についての分析検討
 - （5）摂食えん下機能支援推進の検討
 - （6）医療関係者及び介護関係者相互の連絡調整と情報共有
 - （7）在宅療養に関する普及啓発の検討
 - （8）前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項に関する事
- 2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、区長から諮問された事項について答申することを所掌することができる。

（構成）

第3条 推進会議は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表のとおりとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で委員の交代があるときは、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（招集等）

第6条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 推進会議は、第2条に掲げる事項について詳細に検討をするため、部会を設置することができる。

- 2 部会の設置及び検討事項は、委員長が推進会議に諮って定める。
- 3 部会は、委員長が指名する者で構成する。

- 4 部会委員の任期は、委員長が指定する期間とする。
- 5 部会には、部会長及び副部会長を各1名置くものとする。
- 6 部会長は、部会委員の互選により選出する。
- 7 副部会長は、部会長が指名する。
- 8 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、その経過及び検討結果を委員長に報告する。
- 9 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、必要があるときは、関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、健康部健康政策課が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議及び部会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日区長決裁24北福高第2519号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月5日区長決裁25北福高第2628号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月25日区長決裁26北福高第5693号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日区長決裁27北福高第5793号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日区長決裁28北福高第5557号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、改正後の別表に掲げる医師会代表の委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。
- 3 改正前の別表に掲げる高齢者あんしんセンターサポート医の委員のうち、区長が指名する2名を改正後の別表に掲げる高齢者あんしんセンターサポート医代表の委員として委嘱し、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期は、委嘱の日（以下「新委員委嘱日」という。）から平成30年3月31日までとする。
- 4 第4条第1項の規定にかかわらず、改正前の別表に掲げる高齢者あんしんセンターサポート医の委員のうち、区長が指名する3名の委員の任期は、委嘱の日から新委員委嘱日の前日までとする。

付 則（平成30年3月5日区長決裁29北福高第5560号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月3日区長決裁2北福推第5676号）

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

付 則（令和4年3月11日区長決裁3北福推第5892号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年5月11日区長決裁5北康推第6112号）

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

付 則（令和6年4月1日区長決裁6北康健第1480号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

医師会代表	2名
高齢者あんしんセンターサポート医代表	1名
歯科医師会代表	2名
薬剤師会代表	1名
民生委員・児童委員代表	1名
病院医療連携担代表	1名
訪問看護ステーション代表	1名
ケアマネジャー代表	1名
訪問リハビリ事業者代表	1名
サービス提供責任者代表	1名
学識経験者	1名
高齢者あんしんセンター代表	2名
福祉部長	
健康部長	
北区保健所長	
地域福祉課長	
高齢福祉課長	
長寿支援課長	
介護保険課長	
障害福祉課長	

令和6年度 北区「在宅医療・介護連携推進事業」活動報告書

発行年月日 令和8年2月発行

発 行 北区 健康部 健康政策課 地域医療係

〒114-0001

北区東十条 2-7-3（北区保健所内）

電話 03-3919-9601

刊行物登録番号 7- 1-078

令和8年度 第1回 東京都北区健康づくり推進協議会

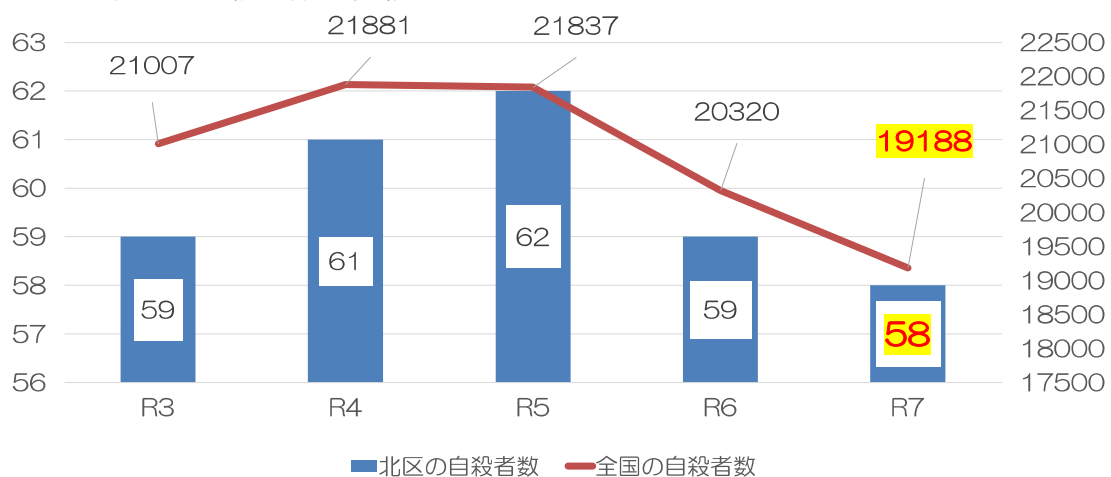
北区自殺予防事業における 進捗状況及び実施計画について

- 1 北区の自殺に関する統計
- 2 令和7年度 自殺予防対策における取組の報告
- 3 令和8年度 自殺予防対策事業計画について

令和8年7月30日（木）

1 北区の自殺に関する統計

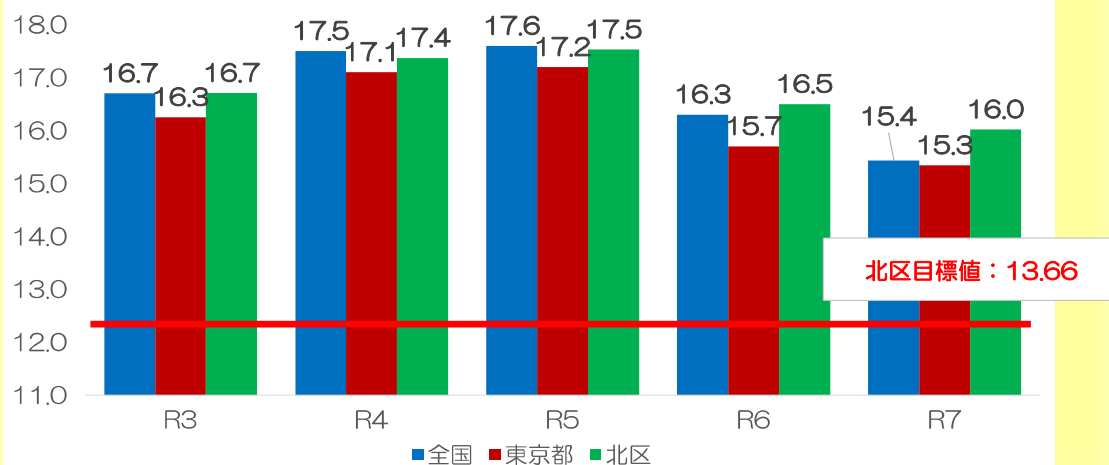
全国／北区の自殺者数の推移



- 2025（令和7）年は、全国の自殺者数は**19,188人**となり、20,000人を切り減少傾向である。
- 北区の自殺者数は**60人前後**で推移している。

1 北区の自殺に関する統計

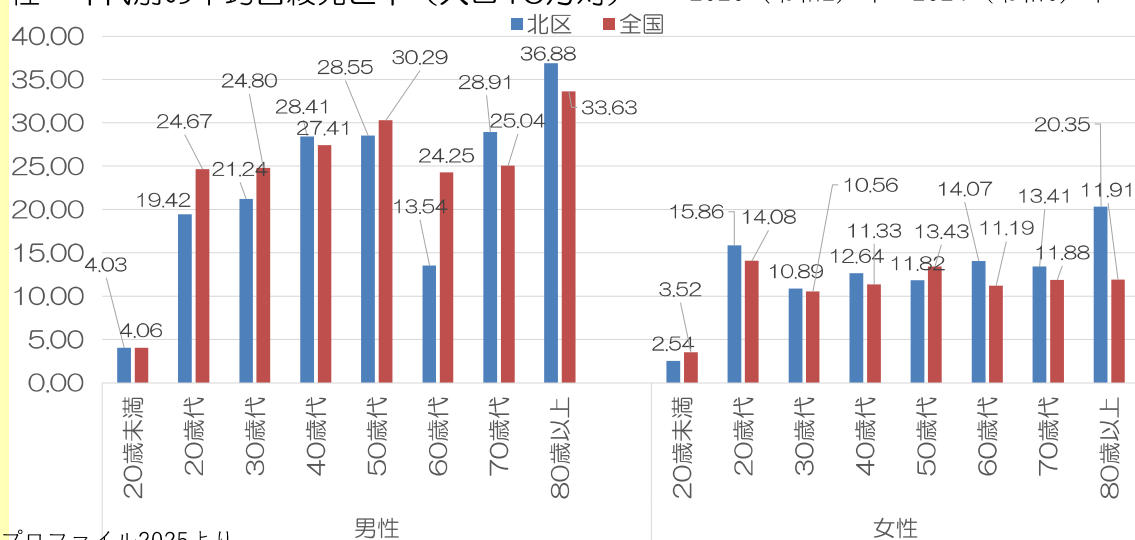
全国・都・北区の自殺死亡率（人口10万対）の推移



R7年の北区の自殺死亡率は**16.0**となっており、国（15.4）、都（15.3）より高い。
 ※ 北区の自殺死亡率の**目標値は、13.66以下**（自殺総合対策大綱の数値目標より）

1 北区の自殺に関する統計

性・年代別の平均自殺死亡率（人口10万対） 2020（令和2）年～2024（令和6）年



2 令和7年度 自殺予防対策事業 実績報告

①北区いのち支えるセーフティネット協議会

	日時	会場	内容
第1回協議会	6月15日(木) 14時00分	北とぴあ 17階 ペガサスホール	- 令和7年度事業予定 - ゲートキーパー養成研修 - つなぐシート導入について
第2回協議会	1月15日(木) 14時00分		「救急医療と自殺企図者支援」 三宅 康史 委員 (一般社団法人 臨床教育開発推進機構) - 意見交換

2 令和7年度 北区自殺予防対策事業 実績報告

①【区民対象】ゲートキーパー研修

日時	内容	対象者	参加者数
8月8日	ゲートキーパーってなあに？ ～いきることに悩んでいる人に気づくには～ NPO法人メンタルケア協議会 西村 由紀 氏	一般区民 支援者	22名
1月21日	ゲートキーパー研修 いのち支えるセーフティネットづくり 川崎こころのケアセンター 稲富 正治 氏	民生・ 児童委員	280名

②【区民対象】ゲートキーパー養成講座・・・Lighttringへ委託

日時	内容	対象者	参加者数
8月22日	基礎編①	区内在住 在勤 在学者	35名
10月9日	基礎編②		25名
1月13日	上記2講座の応用編		18名

2 令和7年度 自殺予防対策事業 実績報告

③【職員対象】ゲートキーパー研修、ゲートキーパー養成研修

日時	内容	対象者	参加者数
5月2日	北区における自殺対策事業の役割と責務 大正大学地域構想研究所客員教授 竹島 正 氏	部長級 課長級職員	54名
10月8日 10月9日	ゲートキーパー研修	新任者、転入者	168名
12月16日	ゲートキーパー研修	係長候補者	66名
12月17日	ゲートキーパー養成研修 東京自殺防止センター 村 明子氏	主任程度 窓口対応を行う職員	21名

3 令和8年度 自殺予防対策事業計画について

①協議会等日程

	日時	会場	内容
第1回協議会	6月25日（木） 14時30分	中央公園 文化センター 学習室A	- 令和8年度事業予定 - 国の自殺対策の現状 厚生労働省 自殺対策推進室 丸谷 裕氏 →子どもを取り巻く状況 *検討中 - 意見交換
第2回協議会	1月14日（木） 14時00分	北とびあ 飛鳥ホール	- 令和8年度事業報告 - 地域を取り巻く状況 - 意見交換

3 令和8年度 自殺予防対策事業計画について

②ゲートキーパー研修日程（区民対象）

令和8年度														
R8												R9		
項目	対象	内容・目的等	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ゲートキーパー研修 （入門編）	「ゲートキーパー」を初めて知る区民 （在学、在勤者含む）	・北区の自殺に関する現状 ・「ゲートキーパー」の認知度を広げる												
ゲートキーパー養成研修 （基礎編）	「ゲートキーパー」としての役割を果たす意思のある区民など （在学、在勤者含む）	・ゲートキーパーとしての役割を知り、ロールプレイを通じて体験する												
ゲートキーパー養成研修 （応用編）	基礎編修了者	・事例等から対応法を検討するとともに、情報交換等を行う。												

3 令和8年度 自殺予防対策事業計画について

③ゲートキーパー研修日程（職員対象）

令和8年度														
R8												R9		
項目	対象	内容・目的等	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ゲートキーパー研修 （基礎編）	新任職員	・北区の自殺に関する現状 ・ゲートキーパーについて【動画配信】												
ゲートキーパー養成研修 （実践編）	主任程度	・ロールプレイ ・「つなぐ」他部署との連携												
ゲートキーパー養成研修 （応用編） （リーダー）	①係長候補者 ②管理職	・自殺対策：自治体における役割 ・北区の現状と自殺対策【動画配信】												

3 令和8年度 自殺予防対策事業計画について

④【仮】自殺対策計画 策定スケジュール（イメージ）

令和8年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いのち支える セーフティネット協議会			25							14		
課題抽出			★							★		
					予算要求							
令和9年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いのち支える セーフティネット協議会			★							★		
意識・意向調査							調査実施		集計			
					予算要求			検討会等、体制の検討 スケジュール確認				
令和10年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いのち支える セーフティネット協議会			★							★		
【仮】検討会		検討会 開催										
									ハブコメ 実施			
									★公聴会			

※その他

改正自殺対策基本法に基づく協議会ガイドラインより

【ガイドライン目次より抜粋】

（第1章 省略）

第2章 協議会の基本的な枠組みと運営方法

- 1 協議会における支援の対象
- 2 協議会の設置主体
- 3 協議会の名称

4 協議会に期待される役割

5 協議会の構成者

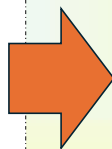
6 協議会の事務局

7 個別の相談から支援に至るまでの具体的な流れ

8 こども・若者の自殺危機対応チームとの連携

9 既存の会議体の活用

（第3章～第5章 省略）



北区としての設置、
実施について意見収集

改正自殺対策基本法（令和8年4月施行）について

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、**こどもの自殺者数は増加傾向が続いている**。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった（平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍）。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

- 1. 基本理念の追加（第2条第6項・第7項）**
○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記
- 2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加**
○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記（第3条第2項）
○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記（第5条）
- 3. 基本的施策の拡充**
○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定（第17条第3項）
○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会確保について規定（第18条）
○自殺発生回避のための適切な対応に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定（第19条第2項）
○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定（第19条第3項）
○自殺未遂者等への継続的な支援を明記（第20条）、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定（第21条）
- 4. 協議会（第4章）**
○地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対応等の措置の協議を行うこととする旨を規定
- 5. 状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）**
○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定
- 6. こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）**
○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3（第17条第3項部分）、4、6は、令和8年4月1日）

改正自殺対策基本法（令和8年4月施行）について こどもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
・ SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進【文部科学省】 ・ 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】【厚生労働省】 ・ 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知【文部科学省】 ・ 学校における精神保健に関する知識の向上【文部科学省】 ・ 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】【こども家庭庁】	・ 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進【文部科学省】 ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】【文部科学省】 ・ 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置【文部科学省】 ・ 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】【文部科学省】 ・ こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】【こども家庭庁】	・ こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】【厚生労働省】 ・ 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】【こども家庭庁】 ・ 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成【こども家庭庁】 （※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能	・ 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】（再掲）【こども家庭庁】 ・ 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こどもの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】【厚生労働省】 ・ 年未年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】【内閣府】 ・ 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】【文部科学省】
⑤ 要因分析・関係省庁の連携等 ・ こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】【こども家庭庁】 ・ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂【文部科学省】 ・ 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】【厚生労働省】 ・ 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】【厚生労働省】			

※ は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
【 】は令和8年度概算要求額

北区健康づくり活動支援助成制度の要件変更及び
令和8年度健康づくり事業実施予定について

1 要 旨

令和6年3月に策定された「北区ヘルシータウン21（第三次）」の「ソーシャルキャピタルを活かした健康づくりの推進」に取り組むため、令和7年度に北区健康づくり活動支援助成制度を開始した。この制度について、より利用しやすくするために助成要件を緩和した。

また、令和8年度において健康政策課が実施する主な健康づくり事業について報告する。

2 令和8年度における健康づくり活動支援助成制度等の実施内容

(1) 健康づくり活動支援助成制度 ※下線部分は令和8年度の変更点

住民や企業などのグループが行う健康づくり活動を支援する。

○申請受付期間：令和8年4月1日（金）～9月30日（水）

○助成対象：健康づくり活動を行う5名以上のグループ（要件あり）

○助成上限額：5名以上 15名未満の団体 3万円／年

15名以上の団体 5万円／年

○指導員の派遣：2回／年

○助成期間：3年（1年ごとに申請が必要）



(2) 健康づくり人材バンク

活動実績のある健康づくりに関する有資格者を登録・公開し、
講師・指導員を探している人や団体に紹介する制度



助産師 看護師 保健師 健康運動指導士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士
薬剤師 栄養士 管理栄養士 精神保健福祉士 臨床心理士 公認心理師 柔道整復師
救急救命士 言語聴覚士

さくら体操指導員（区が実施する健康指導講座等で3年以上の活動実績がある者）

3 令和8年度の主な健康づくり事業実施予定

10～11月 健康フェスティバル期間 各種講座を開催予定

1月 食育フェア（一部関連講座は2月開催）

3月 桜ウォーク

この他、下記事業を実施または実施を予定している。

- ・親子向けクッキング教室などの食育イベントの実施
- ・さくら体操の指導員養成及び区内イベントへの指導員派遣
- ・健康アプリ「あるきた」の景品抽選、ウォーキングコースの増設
- ・あるきたの景品抽選（8月及び1月に実施予定）

資料 9

後期高齢者医療

糖尿病重症化予防事業の拡充について

1 要 旨

令和6年度から、国保加入者と後期高齢者の保健事業を接続し、介護予防事業と連携させ、高齢者をより健康で元気にすることを旨とする「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」を実施している。

令和8年度から、糖尿病等の基礎疾患がありフレイル状態の可能性のある後期高齢者に対し、糖尿病等の医療機関受診勧奨や生活習慣改善およびフレイル予防対策の指導を行い、重症化および加齢による心身機能低下の進行を予防し、その者のQOL（生活の質）の維持・向上を図る「糖尿病性腎症重症化予防事業（フレイル併存）」を実施する。

2 新規事業内容（糖尿病性腎症等重症化予防事業（フレイル併存））

（1）対象者 530名予定

下記の①及び②～④のいずれかの要件に該当する者

① 後期高齢者の質問票のうち、以下4項目のいずれかに該当する者

- （ア）現在の健康状態がよくない、あまりよくない
- （イ）6カ月間で2～3Kg以上の体重減少がある
- （ウ）この1年間に転んだことがある
- （エ）週に1回以上外出していない

② 糖尿病の治療中または治療を中断している者

③ 糖尿病疑い（健診データでHbA1C7.0以上）の者

④ 循環器疾患（心不全や脳卒中など）がある者

（2）講演会及び個別相談会の実施（50名予定）

糖尿病等の重症化および加齢による心身機能の進行を予防し、QOLの維持・向上を図る内容の講演会を、年1回開催する。

（3）管理栄養士等専門職による保健指導の実施（30名予定）

- ① 面談による指導2回（1回1時間程度）、電話による指導1回（1回30分程度）、原則3か月間の予定。
- ② 糖尿病等の基礎疾患の重症化予防だけでなく、体重や筋肉量の低下、低栄養や口腔機能低下によるフレイル等の予防・改善、介護予防事業や運動教室等への参加等の個別指導を実施。

3 事業拡充の経過

(1) 令和6年度：糖尿病性腎症重症化予防事業の開始

健診受診者で糖尿病性腎症の疑いのある者に対し、医療機関への受診勧奨や特定保健指導を行うことにより、人工透析治療等の急性的な病状悪化を防ぎ又は遅らせ、区民のQOLの維持・向上を図るため糖尿病重症化予防事業を開始した。

(2) 令和7年度：歯科医療機関の受診勧奨の開始

後期高齢者の一定の要件に該当する対象者には、通知による受診勧奨を実施し、口腔機能の低下を防ぐために医療機関につなげ、糖尿病の悪化を予防している。

【参考】糖尿病性腎症重症化予防事業の概要

実施期間	協力医療機関及び外部委託 ※令和8年度（株）データホライゾン	
対象者	受診勧奨	特定健康診査または後期高齢者健診の結果が事業対象基準該当者で、医療機関受診歴・治療歴のない方。 または、糖尿病もしくは糖尿病性腎症の治療を中断している可能性のある方。
	保健指導	糖尿病性腎症で通院中であり、主治医の同意が得られた方。
支援方法	医療機関への受診勧奨（通知・電話）及び保健指導（面接・電話等による6か月間の指導）を実施する。	
実施期間	7月頃より随時	

（1）受診勧奨の対象者

国保（40～74歳）	後期高齢者（75歳以上）
次の①④⑤いずれにも該当し、かつ②③いずれかに該当する者、もしくは⑥に該当する者 ①HbA1cが6.5%以上の者 ②eGFRが45ml/min未満または尿蛋白（+）以上の者 ③eGFRが45ml/min以上60ml/min未満または尿蛋白（±）以上の者 ④特定健康診査の問診票で血糖に関する服薬がないと回答した者 ⑤特定健康診査事業を開始する6か月前から受診した年度内のレセプトにおいて糖尿病受診歴の無い者 ⑥特定健康診査事業を開始する30か月前のレセプトにおいて「糖尿病投薬歴」がある者のうち、特定健康診査事業を開始する6か月前から受診した年度内のレセプトにおいて糖尿病受診歴の無い者	次の④に該当し、かつ①③または②に該当する者、もしくは⑤に該当する者 ①HbA1cが6.5%以上の者 ②HbA1cが8.0%以上の者 ③eGFR45ml/min 1.73m²未満又は尿蛋白（+）以上の者 ④対象者抽出時点の国保データベースシステムの抽出データ（年度単位）において当該年度の「糖尿病薬剤処方履歴」のない者 ⑤対象者抽出年度以前の3年間において「糖尿病薬剤処方履歴」があるものの、対象者抽出年度において「糖尿病薬剤処方履歴」のない者
【除外対象者】 - 東京都北区国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格を喪失した者 1型糖尿病の者 - 人工透析治療中の者 - 腎移植を受けたことがある者 - 認知症の者 - 受診勧奨の実施が適切でないと区が判断した者 等	

(2) 保健指導の内容（協力医療機関による）

糖尿病療養指導士の資格を持つ看護師や保健師が、対面や ICT 面接により食事や運動、喫煙、ストレスマネジメントやフットケアの指導を6か月間行う。

(3) 実施状況

① 国保（40～74 歳）

	実施予定		実績	
	受診勧奨	保健指導	受診勧奨	保健指導終了者
令和6年度	300名	30名	300名	15名
令和7年度	300名	30名	96名	3名

② 後期高齢者（75 歳以上）

	実施予定		実績	
	受診勧奨	保健指導	受診勧奨	保健指導
令和6年度	160名	10名	139名	0名
令和7年度	200名	10名	190名	0名

資料 10

北区国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の中間評価について

1 件 名

北区国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（令和6～11年度）の中間評価の実施について

2 要 旨

令和6年3月に国民健康保険加入者の「健康寿命の延伸」及び「医療費の適正化」を目指した保健事業の実施を図るために「北区国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（以下「計画」という。）」を策定した。

令和8年度は、計画の中間時点に当たるため、設定した評価指標に基づき、進捗確認及び中間評価を実施する。

3 評価方法

全体評価及び個別事業評価の方法で実施する。

（1）全体評価

被保険者の人数や医療費等の国民健康保険全体に関連するデータの推移から、計画全体としての課題抽出や見直し等を行う。

（2）個別事業評価

事業実績のアウトプット・アウトカム指標により達成度を把握し、要因の分析や改善等の見直しを行う。

4 実施体制

（1）庁内検討会および庁内作業部会の設置

庁内検討会

区民部長（会長）
区民部国保年金課長（副会長）
福祉部高齢福祉課長
福祉部長寿支援課長
福祉部介護保険課長
健康部健康政策課長
健康部保健サービス課長
健康部地域保健担当副参事

庁内作業部会

区民部国保年金課長（部会長）
区民部国保年金課 係長級
福祉部高齢福祉課 係長級
福祉部長寿支援課 係長級
福祉部介護保険課 係長級
健康政策課 係長級
保健サービス課 係長級

（２）北区国民健康保険運営協議会との連携

５ 今後の予定

令和8年	6月～	検討会等の設置（以降、5回開催予定） 全体評価及び個別事業評価の実施
	10月	中間評価（素案）の作成
	11月	北区国民健康保険運営協議会から意見聴取
令和9年	2月	北区国民健康保険運営協議会報告 区民生活委員会報告
	3月	計画中間評価公表（ホームページ）